

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年5月31日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ  
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 バリー・オドワイヤー  
(Barry O'Dwyer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、  
ユージン・リュペール通り2 - 4番  
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
ブラックロック・グローバル・ファンズ -  
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(BlackRock Global Funds - US Dollar High Yield Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】  
記名式無額面投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの)  
クラスA無分配投資証券1,000万口を上限とする。  
(上限見込額<sup>(注1)</sup>: 3億1,160万アメリカ合衆国ドル(約346億円))

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 上限見込額は、便宜上、ブラックロック・グローバル・ファンズのUSドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのクラスA無分配投資証券の2018年12月末日現在の1口当たり純資産価格(31.16アメリカ合衆国ドル)に1,000万口を乗じて算出した金額である。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、ユーロ、スターリング・ボンド(以下「英ポンド」という。)、スイス・フラン、ニュージーランド・ドル、香港ドル、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、カナダ・ドル、シンガポール・ドル、南アフリカ・ランドおよび人民元の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2018年12月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.00円、1ユーロ=127.00円、1英ポンド=140.46円、1スイス・フラン=112.55円、1ニュージーランド・ドル=74.49円、1香港ドル=14.18円、1豪ドル=78.18円、1カナダ・ドル=81.52円、1シンガポール・ドル=81.00円、1南アフリカ・ランド=7.66円および1人民元=16.16円)による。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2019年2月28日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、英文目論見書の変更等に基づき訂正すべきその他の事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

## (1) 半期報告書に係る訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 外国投資法人の概況	(1) 主要な経営指標等の推移	1 外国投資法人の概況	(1) 主要な経営指標等の推移	追加または更新
	(5) 外国投資法人の出資総額		(2) 外国投資法人の出資総額	追加
3 投資リスク		2 外国投資法人の運用状況	(3) 投資リスク	追加または更新
5 運用状況	(1) 投資状況	2 外国投資法人の運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
第2 財務ハイライト情報		4 外国投資法人の経理状況	(1) 資産及び負債の状況 「純資産計算書」 「当中間会計期間末における純資産価額の概要」 「損益および純資産変動計算書」 財務書類に対する注記 「2. 重要な会計方針の要約」	追加
第三部 外国投資法人の詳細情報 第1 外国投資法人の追加情報 2 役員状況		1 外国投資法人の概況	(4) 役員状況	更新
5 その他			(5) その他	追加または更新
第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況	(1) 名称、資本金の額及び事業の内容	3 資産運用会社の概況	(1) 名称及び資本金の額	追加または更新
	(3) 大株主の状況		(2) 大株主の状況	更新
	(4) 役員状況		(3) 役員状況	更新
	(5) 事業の内容及び営業の概況		(4) 事業の内容及び営業の概況	更新
第5 外国投資法人の経理状況 1 財務諸表		4 外国投資法人の経理状況		追加
第6 販売及び買戻しの実績		5 販売及び買戻しの実績		追加

半期報告書の記載内容は以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 外国投資法人の概況

ブラックロック・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであるUSドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「サブ・ファンド」ということがある。)の概況は、以下のとおりである。

[次へ](#)

## ( 1 ) 主要な経営指標等の推移

	第56会計年度中間 (2017年2月末日)	第56会計年度 (2017年8月末日)	第57会計年度中間 (2018年2月末日)	第57会計年度 (2018年8月末日)	第58会計年度中間 (2019年2月末日)
( a ) 営業収益 (注1)	125,944,732米ドル (13,978,606千円)	246,351,334米ドル (27,342,535千円)	97,873,540米ドル (10,862,984千円)	177,185,030米ドル (19,665,766千円)	74,940,739米ドル (8,317,673千円)
( b ) 経常利益 (損失) 金額	102,294,935米ドル (11,353,715千円)	199,413,663米ドル (22,132,922千円)	78,009,805米ドル (8,658,308千円)	141,289,672米ドル (15,681,741千円)	60,870,664米ドル (6,756,035千円)
( c ) 当期純利益 (損失) 金額	39,056,053米ドル (4,334,831千円)	115,468,707米ドル (12,815,872千円)	51,703,193米ドル (5,738,537千円)	45,076,609米ドル (5,003,053千円)	-26,301,157米ドル (-2,919,165千円)
( d ) 出資総額 (注2)	4,062,275,341米ドル (450,871,940千円)	3,565,072,601米ドル (395,687,408千円)	2,708,296,786米ドル (300,593,860千円)	2,489,192,280米ドル (276,275,451千円)	2,287,117,146米ドル (253,847,132千円)
( e ) 発行済投資証券総数	□	□	□	□	□
クラスA英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	121,491	156,785	195,302	184,163	161,896
クラスA毎日分配型投資証券	9,864,296	11,032,285	10,857,473	10,060,766	9,064,702
クラスA毎月分配型投資証券	31,281,101	27,749,128	24,098,426	20,569,525	19,008,189
クラスA豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	1,562,799	1,461,633	1,768,776	1,802,211	1,963,213
クラスAカナダ・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	1,300,324	1,090,090	720,107	812,772	1,141,941
クラスAユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券	257,959	348,615	343,537	379,314	436,135
クラスA英ポンド・ヘッジ毎月分配型投資証券	965,641	934,451	665,963	576,766	634,969
クラスAニュージーランド・ドル・ヘッジ毎月分配型 投資証券	205,147	398,018	312,011	353,796	528,431
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証 券	813,950	1,365,482	2,252,476	2,005,447	1,924,982
クラスA豪ドル・ヘッジ金利差分配型投資証券	19,154,094	17,400,872	16,061,760	14,871,646	14,005,088
クラスA南アフリカ・ランド・ヘッジ金利差分配型 投資証券	988,906	1,900,085	1,695,598	1,592,362	2,005,633
クラスA人民元ヘッジ金利差分配英国報告型 投資証券 (注3)	-	-	-	-	345
クラスA安定分配型投資証券	243,168,231	236,497,648	205,182,818	185,574,824	163,223,579

	第56会計年度中間 (2017年2月末日)	第56会計年度 (2017年8月末日)	第57会計年度中間 (2018年2月末日)	第57会計年度 (2018年8月末日)	第58会計年度中間 (2019年2月末日)
クラスA香港ドル・ヘッジ安定分配型投資証券	11,901,957	14,300,751	11,300,192	8,820,761	9,327,983
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ安定分配型投資証券	983,851	1,187,809	1,437,371	1,300,355	1,190,396
クラスA無分配投資証券	19,788,658	15,216,798	13,945,494	10,985,138	9,961,246
クラスA豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	378,006	456,370	485,812	457,082	427,688
クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	58,359	102,371	187,945	102,135	128,865
クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券	129,655	144,311	130,064	124,869	80,913
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	98,427	107,650	59,517	87,829	195,029
クラスC毎日分配型投資証券	2,112,702	1,766,029	1,654,632	1,515,604	1,385,330
クラスC無分配投資証券	1,623,499	742,757	660,673	576,816	527,892
クラスD英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	384,375	519,024	489,602	465,759	483,962
クラスD毎月分配型投資証券	2,874,643	3,496,697	3,607,983	3,124,752	4,144,145
クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	611	611	611	611	611
クラスD豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	9,496	49,251	49,251	49,251	53,051
クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	122,451	236,443	200,436	167,371	172,204
クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券	92,003	107,772	104,028	99,372	105,581
クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	557	557	557	557	557
クラスD無分配英国報告型投資証券	6,649,881	3,737,174	1,892,226	3,501,724	2,088,335
クラスE無分配投資証券	745,805	722,547	621,172	553,316	571,436
クラスI英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	3,337,575	2,391,406	533,580	931,234	509,998
クラスI毎月分配型投資証券	5,120,543	728,896	584,180	2,369,313	9,498,541
クラスI無分配投資証券	53,570,056	47,523,961	24,205,928	17,431,827	17,120,394
クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券	36,256,521	21,739,142	6,822,112	7,567,527	5,552,480
クラスX安定分配型投資証券	5,890,315	6,130,209	6,564,161	13,389,915	13,744,320
クラスX無分配投資証券	4,400	2,805	1,253	1,374	1,721

	第56会計年度中間 (2017年2月末日)	第56会計年度 (2017年8月末日)	第57会計年度中間 (2018年2月末日)	第57会計年度 (2018年8月末日)	第58会計年度中間 (2019年2月末日)
(f) 純資産額	4,062,275,341米ドル (450,871,940千円)	3,565,072,601米ドル (395,687,408千円)	2,708,296,786米ドル (300,593,860千円)	2,489,192,280米ドル (276,275,451千円)	2,287,117,146米ドル (253,847,132千円)
(g) 総資産額	4,138,467,076米ドル (459,328,461千円)	3,608,520,407米ドル (400,509,680千円)	2,759,857,854米ドル (306,316,623千円)	2,531,929,987米ドル (281,018,909千円)	2,320,798,893米ドル (257,585,469千円)
(h) 1口当たり純資産価格					
クラスA英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	11.39英ポンド (1,651円)	11.08英ポンド (1,606円)	11.14英ポンド (1,615円)	10.73英ポンド (1,556円)	10.68英ポンド(注4) (1,548円)
クラスA毎日分配型投資証券	5.84米ドル (648円)	5.86米ドル (650円)	5.80米ドル (644円)	5.77米ドル (640円)	5.66米ドル(注4) (628円)
クラスA毎月分配型投資証券	5.90米ドル (655円)	5.91米ドル (656円)	5.86米ドル (650円)	5.83米ドル (647円)	5.72米ドル(注4) (635円)
クラスA豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	11.58豪ドル (911円)	11.64豪ドル (915円)	11.54豪ドル (908円)	11.46豪ドル (901円)	11.21豪ドル(注4) (882円)
クラスAカナダ・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	10.39カナダ・ ドル (859円)	10.38カナダ・ ドル (858円)	10.26カナダ・ ドル (848円)	10.16カナダ・ ドル (840円)	9.91カナダ・ ドル(注4) (819円)
クラスAユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券	10.02ユーロ (1,248円)	9.95ユーロ (1,239円)	9.74ユーロ (1,213円)	9.55ユーロ (1,190円)	9.22ユーロ(注4) (1,148円)
クラスA英ポンド・ヘッジ毎月分配型投資証券	10.25英ポンド (1,486円)	10.21英ポンド (1,480円)	10.04英ポンド (1,456円)	9.89英ポンド (1,434円)	9.61英ポンド(注4) (1,393円)
クラスAニュージーランド・ドル・ヘッジ毎月分配型 投資証券	11.28ニュージー ランド・ドル (849円)	11.34ニュージー ランド・ドル (854円)	11.27ニュージー ランド・ドル (849円)	11.20ニュージー ランド・ドル (843円)	10.96ニュージー ランド・ドル(注4) (825円)
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証 券	10.08シンガ ポール・ドル (825円)	10.07シンガ ポール・ドル (825円)	9.95シンガ ポール・ドル (815円)	9.84シンガ ポール・ドル (806円)	9.61シンガ ポール・ドル(注4) (787円)
クラスA豪ドル・ヘッジ金利差分配型投資証券	9.92豪ドル (780円)	9.86豪ドル (775円)	9.66豪ドル (760円)	9.50豪ドル (747円)	9.20豪ドル(注4) (723円)

	第56会計年度中間 (2017年2月末日)	第56会計年度 (2017年8月末日)	第57会計年度中間 (2018年2月末日)	第57会計年度 (2018年8月末日)	第58会計年度中間 (2019年2月末日)
クラスA南アフリカ・ランド・ヘッジ金利差分配型 投資証券	93.97南アフリカ・ ランド (714円)	93.90南アフリカ・ ランド (714円)	92.37南アフリカ・ ランド (702円)	91.29南アフリカ・ ランド (694円)	88.74南アフリカ・ ランド(注4) (674円)
クラスA人民元ヘッジ金利差分配英国報告型 投資証券(注3)	-	-	-	-	102.75人民元(注4) (1,692円)
クラスA安定分配型投資証券	5.33米ドル (592円)	5.30米ドル (588円)	5.20米ドル (577円)	5.13米ドル (569円)	4.99米ドル(注4) (554円)
クラスA香港ドル・ヘッジ安定分配型投資証券	40.99香港ドル (580円)	40.60香港ドル (574円)	39.64香港ドル (561円)	38.85香港ドル (549円)	37.53香港ドル(注4) (531円)
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ安定分配型投資証 券	10.10シンガ ポール・ドル (827円)	10.01シンガ ポール・ドル (820円)	9.79シンガ ポール・ドル (802円)	9.60シンガ ポール・ドル (786円)	9.29シンガ ポール・ドル(注4) (761円)
クラスA無分配投資証券	30.92米ドル (3,432円)	31.76米ドル (3,525円)	32.18米ドル (3,572円)	32.78米ドル (3,638円)	32.96米ドル(注4) (3,658円)
クラスA豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	15.64豪ドル (1,230円)	16.10豪ドル (1,266円)	16.33豪ドル (1,284円)	16.62豪ドル (1,307円)	16.65豪ドル(注4) (1,309円)
クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	10.48スイス・ フラン (1,169円)	10.64スイス・ フラン (1,186円)	10.63スイス・ フラン (1,185円)	10.66スイス・ フラン (1,189円)	10.53スイス・ フラン(注4) (1,174円)
クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券	202.12ユーロ (25,176円)	205.46ユーロ (25,592円)	205.72ユーロ (25,624円)	206.59ユーロ (25,733円)	204.50ユーロ(注4) (25,473円)
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	13.61シンガ ポール・ドル (1,114円)	13.93シンガ ポール・ドル (1,141円)	14.07シンガ ポール・ドル (1,152円)	14.26シンガ ポール・ドル (1,168円)	14.26シンガ ポール・ドル(注4) (1,168円)
クラスC毎日分配型投資証券	5.85米ドル (649円)	5.87米ドル (652円)	5.82米ドル (646円)	5.79米ドル (643円)	5.68米ドル(注4) (630円)
クラスC無分配投資証券	24.82米ドル (2,755円)	25.34米ドル (2,812円)	25.52米ドル (2,832円)	25.83米ドル (2,867円)	25.81米ドル(注4) (2,865円)
クラスD英債券・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	11.38英債券 (1,650円)	11.03英債券 (1,599円)	11.13英債券 (1,614円)	10.68英債券 (1,548円)	10.66英債券(注4) (1,545円)
クラスD毎月分配型投資証券	10.10米ドル (1,121円)	10.13米ドル (1,124円)	10.04米ドル (1,114円)	9.98米ドル (1,108円)	9.79米ドル(注4) (1,087円)

	第56会計年度中間 (2017年2月末日)	第56会計年度 (2017年8月末日)	第57会計年度中間 (2018年2月末日)	第57会計年度 (2018年8月末日)	第58会計年度中間 (2019年2月末日)
クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	10.11シンガ ポール・ドル (828円)	10.11シンガ ポール・ドル (828円)	9.98シンガ ポール・ドル (817円)	9.88シンガ ポール・ドル (809円)	9.64シンガ ポール・ドル(注4) (789円)
クラスD豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	16.09豪ドル (1,265円)	16.61豪ドル (1,306円)	16.90豪ドル (1,329円)	17.26豪ドル (1,357円)	17.36豪ドル(注4) (1,365円)
クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	10.64スイス・ フラン (1,186円)	10.83スイス・ フラン (1,208円)	10.86スイス・ フラン (1,211円)	10.92スイス・ フラン (1,218円)	10.83スイス・ フラン(注4) (1,208円)
クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券	210.03ユーロ (26,161円)	214.14ユーロ (26,673円)	215.12ユーロ (26,795円)	216.81ユーロ (27,006円)	215.34ユーロ(注4) (26,823円)
クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	13.96シンガ ポール・ドル (1,143円)	14.33シンガ ポール・ドル (1,173円)	14.52シンガ ポール・ドル (1,189円)	14.77シンガ ポール・ドル (1,209円)	14.83シンガ ポール・ドル(注4) (1,214円)
クラスD無分配英国報告型投資証券	25.82英ポンド (3,743円)	25.72英ポンド (3,729円)	24.37英ポンド (3,533円)	26.52英ポンド (3,845円)	26.09英ポンド(注4) (3,783円)
クラスE無分配投資証券	28.73米ドル (3,189円)	29.44米ドル (3,268円)	29.75米ドル (3,302円)	30.24米ドル (3,356円)	30.32米ドル(注4) (3,365円)
クラスI英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	9.86英ポンド (1,430円)	9.56英ポンド (1,386円)	9.65英ポンド (1,399円)	9.25英ポンド (1,341円)	9.24英ポンド(注4) (1,340円)
クラスI毎月分配型投資証券	9.52米ドル (1,057円)	9.54米ドル (1,059円)	9.46米ドル (1,050円)	9.40米ドル (1,043円)	9.23米ドル(注4) (1,024円)
クラスI無分配投資証券	12.97米ドル (1,440円)	13.37米ドル (1,484円)	13.61米ドル (1,511円)	13.92米ドル (1,545円)	14.06米ドル(注4) (1,561円)
クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券	10.76ユーロ (1,340円)	10.98ユーロ (1,368円)	11.04ユーロ (1,375円)	11.13ユーロ (1,386円)	11.07ユーロ(注4) (1,379円)
クラスX安定分配型投資証券	10.94米ドル (1,214円)	10.98米ドル (1,219円)	10.86米ドル (1,205円)	10.80米ドル (1,199円)	10.58米ドル(注4) (1,174円)
クラスX無分配投資証券	34.86米ドル (3,869円)	36.06米ドル (4,002円)	36.80米ドル (4,084円)	37.76米ドル (4,191円)	38.22米ドル(注4) (4,242円)



	第56会計年度中間 (2017年2月末日)	第56会計年度 (2017年8月末日)	第57会計年度中間 (2018年2月末日)	第57会計年度 (2018年8月末日)	第58会計年度中間 (2019年2月末日)
(i) 1口当たり当期純利益金額(注5)	-	-	-	-	-
(j) 分配総額	59,384,229米ドル (6,591,056千円)	122,077,522米ドル (13,549,384千円)	56,053,855米ドル (6,221,417千円)	105,626,707米ドル (11,723,508千円)	46,622,686米ドル (5,174,652千円)
(k) 1口当たり分配金額(注5)	-	-	-	-	-
(l) 自己資本比率	98.16%	98.80%	98.13%	98.31%	98.55%
(m) 自己資本利益率	0.96%	3.24%	1.91%	1.81%	-1.15%

(注1) 営業収益には投資収益を記載している。

(注2) ファンドは、変動資本を有する会社型投資信託(以下「SICAV」という。)であり、純資産総額を記載している。以下同じ。

(注3) クラスA人民元ヘッジ金利差分配英国報告型投資証券は、2018年12月19日に運用を開始した。以下同じ。

(注4) 希薄化調整を含む。詳細は、後記「4 外国投資法人の経理状況」の財務書類に対する注記2を参照のこと。

(注5) (i) および(k)は、ファンドの性格上、算定していない。

(注6) USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、1993年10月29日より運用を開始した。

[次へ](#)

## (2) 外国投資法人の出資総額

サブ・ファンドの2019年3月末日現在の発行済投資証券総口数ならびに下記の各会計年度末現在および2019年3月末日現在の資産(全額払込済)は、以下のとおりである。

サブ・ファンドにつき、発行可能投資証券総口数の定めはない。

クラス投資証券	発行済投資証券総口数(口)
クラスA英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	160,491
クラスA毎日分配型投資証券	8,628,909
クラスA毎月分配型投資証券	19,037,816
クラスA豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	1,909,492
クラスAカナダ・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	1,150,611
クラスAユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券	550,236
クラスA英ポンド・ヘッジ毎月分配型投資証券	763,355
クラスAニュージーランド・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	477,946
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	1,914,517
クラスA豪ドル・ヘッジ金利差分配型投資証券	13,949,161
クラスA南アフリカ・ランド・ヘッジ金利差分配型投資証券	345
クラスA人民元ヘッジ金利差分配英国報告型投資証券	2,276,517
クラスA安定分配型投資証券	161,037,339
クラスA香港ドル・ヘッジ安定分配型投資証券	9,220,688
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ安定分配型投資証券	1,116,897
クラスA無分配投資証券	9,090,957
クラスA豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	362,310
クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	128,440
クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券	80,090
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	183,310
クラスC毎日分配型投資証券	1,383,441
クラスC無分配投資証券	525,275
クラスD英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	545,027
クラスD毎月分配型投資証券	3,430,227
クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	52,011
クラスD豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	55,995
クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	222,286
クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券	104,967
クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	557
クラスD無分配英国報告型投資証券	2,034,861
クラスE無分配投資証券	589,607
クラスI英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	11,336
クラスI毎月分配型投資証券	5,747,694

クラス投資証券	発行済投資証券総口数(口)
クラスI無分配投資証券	14,021,892
クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券	2,046,839
クラスX安定分配型投資証券	13,805,928
クラスX無分配投資証券	2,427

会計年度	純資産総額	クラスA無分配投資証券 発行済投資証券総数
第52会計年度末 (2013年8月末日)	5,042,363,537米ドル (559,651,929千円)	69,627,559口
第53会計年度末 (2014年8月末日)	5,362,826,953米ドル (595,220,164千円)	44,799,763口
第54会計年度末 (2015年8月末日)	5,208,058,569米ドル (578,042,421千円)	38,363,827口
第55会計年度末 (2016年8月末日)	4,319,694,539米ドル (479,442,897千円)	22,241,925口
第56会計年度末 (2017年8月末日)	3,565,072,601米ドル (395,687,408千円)	15,216,798口
第57会計年度末 (2018年8月末日)	2,489,192,280米ドル (276,275,451千円)	10,985,138口
2019年3月末日	2,113,715,519米ドル (234,601,285千円)	9,090,957口

### (3) 主要な投資主の状況

サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は、これを開示するとEUのデータ保護法に基づくファンドの義務に違反することとなるため、開示できない。

## (4) 役員の状況

(半期報告書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有 投資 証券 口数
ポール・フリーマン (Paul Freeman)	取締役会長 (非常勤 取締役)	ブラックロック・グローバル・ファンズ、非常 勤取締役	0
ジェフリー D. ラドクリフ (Geoffrey D. Radcliffe)	非常勤 取締役	ブラックロック(ルクセンブルグ) エス・ エー、マネージング・ディレクターおよびジェ ネラル・マネジャー	0
ロバート・ヘイズ (Robert Hayes)	非常勤 取締役	ブラックロック、マネージング・ディレクター およびブラックロック E M E A 投資監視ヘッド	0
フランシーヌ・カイザー (Francine Keiser)	非常勤 取締役	ブラックロック・グローバル・ファンズ、非常 勤取締役	0
バリー・オドワイヤー (Barry O'Dwyer)	非常勤 取締役	ブラックロック、マネージング・ディレクター および E M E A ファンズ・ガバナンス・ヘッド	0
マイケル・グルーナー (Michael Gruener)	非常勤 取締役	ブラックロック、マネージング・ディレク ター、ブラックロックのヨーロッパ、中東およ びアフリカ地域のリテール・ビジネスのヘッド	0
マーサ・ボークンフェルド (Martha Boeckenfeld)	非常勤 取締役	ブラックロック・グローバル・ファンズ、非常 勤取締役	0

(注) ファンドに従業員はいない。ファンドの独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムである。

## (5) その他

## a. 定款の変更

ファンドの定款は、法律に規定された定足数および要件に従って、ファンドの投資主総会の特別決議により変更することができる。

## b. 事業譲渡または事業譲受

## 合併

ルクセンブルグ規制当局(ルクセンブルグ金融監督委員会(Commission de Surveillance du Sector Financier)(以下「CSSF」という。))の事前承認を条件に、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。))同士の併合による併合が認められている。

併合による併合の結果、吸収されるUCITSは、その資産および債務を相手方のUCITSに抛出し、清算を行わずに解散される。

変動資本を有する会社型投資信託(以下「SICAV」という。))間で併合が行われる場合、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日の法律(以下「2010年法」という。))の規定が適用され、1915年8月10日の法律(改正済)の規定は制限される。

SICAVは、2010年法に基づき契約型投資信託(以下「FCP」という。))および会社型投資信託との併合が可能である。

## 資産の譲渡

SICAVの投資主またはFCPの運用会社の決定に基づき、UCITSは、その資産のすべてを別のUCITSに譲渡することができ、その後、空のUCITSが清算を行わずに解散される。

UCITSは、特別な状況において、またCSSFおよび適用法により要求される手続に従い(例えば、サブ・ファンドの併合によるかまたは分離により)、その資産の一部を相手方のUCITSに譲渡することができる。

## c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

## d. 訴訟事件その他の重要事項

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他ファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

[次へ](#)

## 2 外国投資法人の運用状況

## (1) 投資状況

(資産別および地域別の投資状況)

(2019年3月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 <sup>(注1)</sup> (%)
社債	米国	1,859,738,560	85.24
	アイルランド	44,975,102	2.06
	ケイマン諸島	21,049,642	0.96
	バミューダ	16,871,618	0.77
	連合王国	16,061,604	0.74
	イタリア	6,596,635	0.30
	オランダ	6,513,807	0.30
	フランス	6,053,875	0.28
	ドイツ	4,495,453	0.21
	ガーンジー	2,977,619	0.14
	ルクセンブルグ	2,928,485	0.13
	スペイン	2,793,750	0.13
	ジャージー	1,958,120	0.09
	スイス	1,216,008	0.06
	シンガポール	668,291	0.03
	スウェーデン	464,402	0.02
	日本	359,719	0.02
	カナダ	286,983	0.01
	オーストリア	256,159	0.01
	香港	253,679	0.01
フィンランド	153,331	0.01	
ベルギー	120,413	0.01	
普通株式	米国	23,516,202	1.08
	カナダ	9,483,278	0.43
小計		2,029,792,735	93.03
現金・その他の資産(負債控除後)		151,997,593	6.97
資産総額		2,181,790,328	100.00
負債総額		68,074,809	3.12 <sup>(注2)</sup>
純資産総額		2,113,715,519 (約234,601百万円)	96.88 <sup>(注3)</sup>

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。

(注2) 資産総額に対する負債総額の比率である。

(注3) 資産総額に対する純資産総額の比率である。

## (2) 運用実績

## 純資産等の推移

2019年3月末日および同日前1年以内における各月末のサブ・ファンドの総資産額および純資産総額ならびに日本において販売されたクラスの1口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

## クラスA無分配投資証券

	総資産額		純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
2018年4月末日	2,593,049	287,803	2,549,778	283,000	32.24	3,578
5月末日	2,517,733	279,443	2,455,097	272,491	32.22	3,576
6月末日	2,452,924	272,250	2,373,760	263,464	32.26	3,581
7月末日	2,519,623	279,653	2,484,100	275,710	32.64	3,623
8月末日	2,531,930	281,019	2,489,192	276,275	32.78	3,638
9月末日	2,528,773	280,669	2,471,062	274,263	32.91	3,653
10月末日	2,410,058	267,492	2,359,570	261,889	32.29	3,584
11月末日	2,399,192	266,286	2,355,126	261,395	32.01	3,553
12月末日	2,276,088	252,623	2,249,046	249,622	31.16	3,458
2019年1月末日	2,401,676	266,562	2,354,818	261,361	32.43	3,599
2月末日	2,320,799	257,585	2,287,117	253,847	32.96	3,658
3月末日	2,181,790	242,157	2,113,716	234,601	33.21	3,686

ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所が運営するユーロMTFに上場されている。同取引所での実質的な取引実績はない。

## 分配の推移

2019年3月末日前1年間における分配金の額は、以下のとおりである。

総額 79,530,879米ドル(約8,827,132千円)

(注)上記金額は、サブ・ファンドの分配金の総額である。クラスA無分配投資証券については、分配金は支払われていない。

## 自己資本利益率(収益率)の推移

下記の期間におけるサブ・ファンドの自己資本利益率は、以下のとおりである。

期間	自己資本利益率(収益率)
( 2018年4月1日 ~ 2019年3月31日 )	0.08%

### (3) 投資リスク

2019年2月28日提出の有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」の記載は、以下のとおり更新される。なお、第58会計年度中間期間において、当該記載について重要な変更はない。

ファンドが将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他ファンドの経営に重要な影響を及ぼす事象は、半期報告書提出日現在、存在しない。

#### (1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

##### ブレグジットの潜在的な影響

2016年6月23日に行われた国民投票により、連合王国の有権者は欧州連合からの離脱を決議した。この結果は、連合王国ひいては欧州全体における政治的および経済的な不安定性と金融市場のボラティリティを招いた。このことはまた、連合王国が欧州連合からの離脱について交渉するにつれ、かかる市場における消費者、企業および財政に対する信頼の低下を招き得る。連合王国と欧州連合との間の政治的、経済的および法的な枠組みの設定に時間がかかることにより、連合王国市場、およびより広範囲の欧州市場の両方における不確実性およびボラティリティの激化の継続を招くことが想定される。特に、連合王国の国民投票において下された決定は、他の欧州の法域における類似の国民投票の実施を招く可能性があり、これによっても、より広範囲の欧州市場および世界市場における経済のボラティリティが増大する可能性がある。

この不確実性に起因する通貨のボラティリティは、サブ・ファンドおよびその投資対象のリターンが、市場変動、英ポンドおよび/またはユーロの潜在的な価値の低下ならびに連合王国ソブリン債務の格下げによる悪影響を受けることを意味する可能性がある。このことはまた、サブ・ファンドによる慎重な通貨ヘッジ方針の実行をより困難またはより高コストにする可能性がある。

(中略)

##### 中国インターバンク債券市場に適用される特別リスク

「中国への投資」の項に関するリスクおよびC I B Mファンドに適用あるその他のリスクの他に、以下の追加リスクが適用される。

##### ボラティリティおよび流動性リスク

市場ボラティリティおよび中国インターバンク債券市場における一部の債券の取引高が低いことに起因する潜在的な流動性の欠如は、当該市場において売買される一部の債券の価格の著しい変動に起因することがある。そのため、当該市場に投資する関連するC I B Mファンドは、流動性およびボラティリティのリスクにさらされる。当該証券の買値および売値間のスプレッドは大きくなることがあるため、関連するサブ・ファンドは、相当な取引および現金化費用を負担することがあり、当該投資証券を売却する際に損失を被ることすらある。中国インターバンク債券市場において売買される債券の売却は困難または不可能となることがあるため、関連するC I B Mファンドが当該証券をその本質的価値で取得しまたは処分する能力に影響を及ぼすことになる。

##### 決済リスク

関連するC I B Mファンドが中国インターバンク債券市場で取引する場合に限り、関連するC I B Mファンドは、決済手続および取引相手方の債務不履行に関連するリスクにもさらされることがある。関連するサブ・ファンドと取引を締結した取引相手方は、関連する証券の交付または対価の支払による取引の決済において債務不履行に陥ることがある。

##### 代理人の債務不履行リスク

(中略)



## 課税リスク

現在、中国インターバンク債券市場におけるボンド・コネクトを介した適格国外機関投資者の取引に関する所得税その他の税区分の取扱いに関して、中国課税当局の明確な公式ガイダンスはない。中国の税法の変更、その将来的な明確化および/または中国税務当局によるその後の遡及的執行は、関連するサブ・ファンドの重大損失を生ぜしめることがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

## ブレグジットの潜在的な影響

2016年6月23日に行われた国民投票により、連合王国の有権者はEUからの離脱を決議した。この結果は、連合王国ひいては欧州全体における政治的および経済的な不安定性と金融市場のボラティリティを招いた。このことはまた、連合王国がEUからの離脱の条件をまとめるにつれ、かかる市場における消費者、企業および財政に対する信頼の低下を招き得る。影響の程度は、連合王国のEU離脱に関する最終的な合意後に、連合王国とEUとの間で結ばれる取決めの性質および連合王国がEUの法令に基づく法律の適用をどの程度継続するかにも左右される。連合王国とEUとの間の政治的、経済的および法的な枠組みの設定に時間がかかることにより、連合王国市場、およびより広範囲の欧州市場の両方における不確実性およびボラティリティの激化の継続を招くことが想定される。連合王国のEU離脱、離脱の先行きまたは離脱の条件は、連合王国(および場合によっては世界)の金融市場に著しく不確実な状態をもたらす可能性もあり、これにより、サブ・ファンドの運用成績、純資産価格、サブ・ファンドの収益および投資主に対するリターンに重大な悪影響が及ぶ恐れがある。EU内で資本を調達することが一層困難になる可能性、および/または規制遵守の負担が増す可能性もあり、これによりサブ・ファンドの将来の活動が制限され、その結果、リターンにもマイナスの影響が及ぶ恐れがある。

この不確実性に起因するボラティリティは、サブ・ファンドおよびその投資対象のリターンが、市場変動、英ポンドおよび/またはユーロの潜在的な価値の低下ならびに連合王国ソブリン債務の格下げによる悪影響を受けることを意味する可能性がある。このことはまた、サブ・ファンドによる慎重な通貨ヘッジ方針の実行をより困難またはより高コストにする可能性がある。

(中略)

## 中国インターバンク債券市場に適用される特別リスク

「中国への投資」の項に関するリスクおよびCIBMファンドに適用あるその他のリスクの他に、以下の追加リスクが適用される。

## ボラティリティおよび流動性リスク

市場ボラティリティおよび中国インターバンク債券市場における一部の債券の取引高が低いことに起因する潜在的な流動性の欠如は、当該市場において売買される一部の債券の価格の著しい変動に起因することがある。そのため、当該市場に投資する関連するCIBMファンドは、流動性およびボラティリティのリスクにさらされる。当該証券の買値および売値間のスプレッドは大きくなることがあるため、関連するサブ・ファンドは、相当な取引および現金化費用を負担することがあり、当該投資証券を売却する際に損失を被ることすらある。中国インターバンク債券市場において売買される債券の売却は困難または不可能となることがあるため、関連するCIBMファンドが当該証券をその本質的価値で取得しまたは処分する能力に影響を及ぼすことになる。

## 代理人の債務不履行リスク

(中略)

## 課税リスク

2018年11月22日、財政部および国家税務総局は、通達108を共同で発行した。これは、2018年11月7日から2021年11月6日までの間、国外機関投資者につき、国内債券市場における非政府債の利息に対する中国源泉所得税および付加価値税を一時的に免除されることを定めたものである。

通達108は、2018年11月7日より前に発生する非政府債の利息に関する中国の税金の取扱いについては言及していない。中国の税法の変更、その将来的な明確化および/または中国税務当局によるその後の遡及的執行は、関連するサブ・ファンドの重大損失を生ぜしめることがある。

(後略)

## (2) 投資リスクに対する管理体制

### <訂正前>

ファンドは、BRIMにおける投資監視プロセスおよびコントロールによる利益を享受する。

かかるプロセスは、内部および外部の監査人による定期的精査、ならびにファンドの外部監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブによるファンドの年次検証(ロングフォーム・レポートिंगの一つ)に従って行われている。ロングフォーム・レポートिंगは、CS SFに提出される。

(後略)

### <訂正後>

ファンドは、BRIMにおける投資監視プロセスおよびコントロールによる利益を享受する。

かかるプロセスは、内部および外部の監査人による定期的精査、ならびにファンドの外部監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムによるファンドの年次検証(ロングフォーム・レポートिंगの一つ)に従って行われている。ロングフォーム・レポートिंगは、CS SFに提出される。

(後略)

[次へ](#)

### 3 資産運用会社の概況

#### (1) 名称及び資本金の額

名称

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock(Luxembourg)S.A.)(運用会社)

資本金(株主資本)の額

2019年3月末日現在、6,309,670.42ユーロ(約7億8,593万円)

#### (2) 大株主の状況

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、ブラックロック・インコーポレイテッド・グループ内の完全子会社である。運用会社の大株主に関するより詳細な情報は、これを開示するとEUのデータ保護法に基づく運用会社の義務に反することとなるため、開示できない。

#### (3) 役員状況

(2019年3月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
フランシーヌ・カイザー (Francine Keiser)	取締役会議長 および 非常勤取締役	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、取締役会議長および非常勤取締役	0
グラハム D.バンピング (Graham D. Bamping)	取締役	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、非常勤取締役	0
エイドリアン・ローレンス (Adrian Lawrence)	取締役	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、商品開発担当ディレクター	0
レオン・シュワブ (Leon Schwab)	取締役	ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エスエーオールエル、ディレクター	0
ジェフリー D.ラドクリフ (Geoffrey D. Radcliffe)	取締役	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、マネージング・ディレクターおよびジェネラル・マネジャー	0
ジョアン・フィッツジェラルド (Joanne Fitzgerald)	取締役	EMEAファンド・ボード・ガバナンス、ディレクター	0

## (4) 事業の内容及び営業の概況

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、2010年法第15章に基づき運用会社として行為することを認可されている。運用会社契約に基づきファンドの投資運用、管理およびサブ・ファンドのマーケティングに関するあらゆる運営機能を、直接または委託により遂行する責任とともに、ファンドの日々の運用を行っている。2019年3月末日現在、運用会社は、以下の3本の投資法人(合計純資産総額は、80,404,466,229.73米ドル、61,626,505,776.93ユーロ、4,218,530,876.35英ポンド、4,430,315,810.12豪ドル、1,737,560,059.81スイス・フラン、623,556,997.82デンマーク・クローネ、3,022,182,148.86シンガポール・ドル、1,619,249,539.56カナダ・ドル、7,008,683,927.05香港ドル、214,898,279,517.45円、442,393,242.43ポーランド・ズロチ、9,058,418,679.40スウェーデン・クローネ、527,196,370.59ノルウェー・クローネ、228,646,342.23ニュージーランド・ドル、777,459,261.27南アフリカ・ランド、3,229,645,854.69人民元、54,665,709.06チェコ・コルナおよび76,210,587.69ブラジル・リアル)を運用、助言および/または管理している。

名称(設立国)	基本的性格	設立年月日	純資産総額(通貨別)
ブラックロック・ グローバル・ファンズ (ルクセンブルグ)	変動資本を有する会社型 投資信託(アンブレラ型)	1962年6月14日	74,449,640,349.06米ドル 41,597,298,731.77ユーロ 3,043,072,641.89英ポンド 1,845,452,637.01豪ドル 1,405,890,440.39スイス・フラン 623,556,997.82デンマーク・ クローネ 3,022,182,148.86シンガポール・ ドル 1,377,343,497.76カナダ・ドル 442,393,242.43ポーランド・ ズロチ 7,008,683,927.05香港ドル 777,459,261.27南アフリカ・ ランド 110,075,936,366.06円 3,794,405,985.17スウェーデン・ クローネ 527,196,370.59ノルウェー・ クローネ 121,467,222.46ニュージー ランド・ドル 3,229,645,854.69人民元
ブラックロック・ ストラテジック・ファンズ (ルクセンブルグ)	変動資本を有する会社型 投資信託(アンブレラ型)	2007年5月2日	3,221,268,160.28米ドル 16,058,131,948.94ユーロ 1,143,932,506.12英ポンド 2,584,863,173.11豪ドル 3,932,824,176.72スウェーデン・ クローネ 331,669,619.42スイス・フラン 104,822,343,151.39円 241,906,041.80カナダ・ドル 76,210,587.69ブラジル・リアル 54,665,709.06チェコ・コルナ 107,179,119.77ニュージー ランド・ドル

ブラックロック・ グローバル・ インデックス・ファンズ (ルクセンブルグ)	変動資本を有する会社型 投資信託(アンブレラ型)	2012年8月30日	2,733,557,720.39米ドル 3,971,075,096.22ユーロ 31,525,728.34英ポンド 1,331,188,517.51スウェーデン・ クローネ
--	-----------------------------	------------	--

(注) 上記投資法人は、アンブレラ型であり、複数のサブ・ファンドおよび複数の投資証券クラスにより構成される。各サブ・ファンドの一単位当たり純資産価格については開示していない。

[次へ](#)

#### 4 外国投資法人の経理状況

- (a) サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文(英文)の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。 )に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。 )第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- (b) ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。 )第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。 )の監査を受けていない。
- (c) ファンドの原文の中間財務書類は、外国通貨で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2019年3月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.99円、1ユーロ=124.56円、1英ポンド=144.98円、1スイス・フラン=111.51円、1ニュージーランド・ドル=75.31円、1香港ドル=14.14円、1豪ドル=78.64円、1カナダ・ドル=82.64円、1シンガポール・ドル=81.88円、1南アフリカ・ランド=7.60円および1人民元=16.47円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- (注) ファンドの原文の中間財務書類には、現在ファンドを構成するすべてのサブ・ファンドの情報が掲載されているが、日本語の中間財務書類には、USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの情報のみが掲載されている(ただし、「財務書類に対する注記」を除く。 )。

## (1) 資産及び負債の状況

純資産計算書 2019年2月28日現在(未監査)

	注記	USドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		2,216,230,327	245,979,404
未実現評価損		(45,973,841)	(5,102,637)
投資有価証券 - 時価	2 (a)	2,170,256,486	240,876,767
銀行預金	2 (a)	90,050,500	9,994,705
ブローカーに対する債権	15	650,017	72,145
未収利息および未収配当金	2 (a)	34,887,690	3,872,185
売却投資有価証券未収金	2 (a)	11,731,735	1,302,105
販売投資証券未収金	2 (a)	7,293,379	809,492
以下に係る未実現評価益：			
未決済先渡為替予約	2 (c)	4,144,914	460,044
スワップの時価	2 (c)	1,783,522	197,953
買建オプション/スワップオプションの時価	2 (c)	650	72
<b>資産合計</b>		<b>2,320,798,893</b>	<b>257,585,469</b>
<b>負債</b>			
ブローカーに対する債務	15	2,310,070	256,395
未払収益分配金	2 (a)	7,524,018	835,091
購入投資有価証券未払金	2 (a)	13,054,923	1,448,966
買戻し投資証券未払金	2 (a)	8,061,901	894,790
以下に係る未実現評価損：			
未決済上場先物取引	2 (c)	179,735	19,949
その他の負債	5, 6, 7, 8	2,551,100	283,147
<b>負債合計</b>		<b>33,681,747</b>	<b>3,738,337</b>
<b>純資産合計</b>		<b>2,287,117,146</b>	<b>253,847,132</b>

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## 3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2019年2月28日現在(未監査)

	通貨	USドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		(円換算額)	
2019年2月28日現在			
純資産合計	米ドル	2,287,117,146	253,847,132 千円
以下の1口当たり純資産価額:			
クラスA英ボンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ボンド	10.68 *	1,548 円 *
クラスA毎日分配型投資証券	米ドル	5.66 *	628 円 *
クラスA毎月分配型投資証券	米ドル	5.72 *	635 円 *
クラスA豪ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	豪ドル	11.21 *	882 円 *
クラスAカナダ・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	カナダ・ドル	9.91 *	819 円 *
クラスAユーロ・ヘッジ 毎月分配型投資証券	ユーロ	9.22 *	1,148 円 *
クラスA英ボンド・ヘッジ 毎月分配型投資証券	英ボンド	9.61 *	1,393 円 *
クラスAニュージーランド・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	ニュージー ランド・ドル	10.96 *	825 円 *
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	シンガポール・ ドル	9.61 *	787 円 *
クラスA豪ドル・ヘッジ 金利差分配型投資証券	豪ドル	9.20 *	723 円 *
クラスA南アフリカ・ランド・ヘッジ 金利差分配型投資証券	南アフリカ・ ランド	88.74 *	674 円 *
クラスAオフショア中国人民元・ヘッジ 金利差分配型英国報告型投資証券	オフショア 中国人民元	102.75 *	1,692 円 *
クラスA安定分配型投資証券	米ドル	4.99 *	554 円 *
クラスA香港ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	香港ドル	37.53 *	531 円 *
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	シンガポール・ ドル	9.29 *	761 円 *
クラスA無分配投資証券	米ドル	32.96 *	3,658 円 *
クラスA豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	豪ドル	16.65 *	1,309 円 *
クラスAスイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	スイス・フラン	10.53 *	1,174 円 *
クラスAユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	204.50 *	25,473 円 *
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	シンガポール・ ドル	14.26 *	1,168 円 *

\* 希薄化調整を含む。詳細については、注記2(g)を参照のこと。



3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2019年2月28日現在(未監査)  
(続き)

	通貨	U S ドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		(円換算額)	
2019年2月28日現在(続き)			
以下の1口当たり純資産価額(続き):			
クラスC 毎日分配型投資証券	米ドル	5.68 *	630 円 *
クラスC 無分配投資証券	米ドル	25.81 *	2,865 円 *
クラスD 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	10.66 *	1,545 円 *
クラスD 毎月分配型投資証券	米ドル	9.79 *	1,087 円 *
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	シンガポール・ ドル	9.64 *	789 円 *
クラスD 豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	豪ドル	17.36 *	1,365 円 *
クラスD スイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	スイス・フラン	10.83 *	1,208 円 *
クラスD ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	215.34 *	26,823 円 *
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	シンガポール・ ドル	14.83 *	1,214 円 *
クラスD 無分配英国報告型投資証券	英ポンド	26.09 *	3,783 円 *
クラスE 無分配投資証券	米ドル	30.32 *	3,365 円 *
クラスI 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	9.24 *	1,340 円 *
クラスI 毎月分配型投資証券	米ドル	9.23 *	1,024 円 *
クラスI 無分配投資証券	米ドル	14.06 *	1,561 円 *
クラスI ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	11.07 *	1,379 円 *
クラスX 安定分配型投資証券	米ドル	10.58 *	1,174 円 *
クラスX 無分配投資証券	米ドル	38.22 *	4,242 円 *

\* 希薄化調整を含む。詳細については、注記2(g)を参照のこと。

## 3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2019年2月28日現在(未監査)

( 続き )

	通貨	U S ドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		( 円換算額 )	
2018年8月31日現在			
純資産合計	米ドル	2,489,192,280	276,275,451 千円
以下の1口当たり純資産価額:			
クラスA英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	10.73	1,556 円
クラスA毎日分配型投資証券	米ドル	5.77	640 円
クラスA毎月分配型投資証券	米ドル	5.83	647 円
クラスA豪ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	豪ドル	11.46	901 円
クラスAカナダ・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	カナダ・ドル	10.16	840 円
クラスAユーロ・ヘッジ 毎月分配型投資証券	ユーロ	9.55	1,190 円
クラスA英ポンド・ヘッジ 毎月分配型投資証券	英ポンド	9.89	1,434 円
クラスAニュージーランド・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	ニュージー ランド・ドル	11.20	843 円
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	シンガポール・ ドル	9.84	806 円
クラスA豪ドル・ヘッジ 金利差分配型投資証券	豪ドル	9.50	747 円
クラスA南アフリカ・ランド・ヘッジ 金利差分配型投資証券	南アフリカ・ ランド	91.29	694 円
クラスA安定分配型投資証券	米ドル	5.13	569 円
クラスA香港ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	香港ドル	38.85	549 円
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	シンガポール・ ドル	9.60	786 円
クラスA無分配投資証券	米ドル	32.78	3,638 円
クラスA豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	豪ドル	16.62	1,307 円
クラスAスイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	スイス・フラン	10.66	1,189 円
クラスAユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	206.59	25,733 円
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	シンガポール・ ドル	14.26	1,168 円

## 3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2019年2月28日現在(未監査)

( 続き )

	通貨	U S ドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		(円換算額)	
2018年8月31日現在(続き)			
以下の1口当たり純資産価額(続き):			
クラスC 毎日分配型投資証券	米ドル	5.79	643 円
クラスC 無分配投資証券	米ドル	25.83	2,867 円
クラスD 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	10.68	1,548 円
クラスD 毎月分配型投資証券	米ドル	9.98	1,108 円
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	シンガポール・ ドル	9.88	809 円
クラスD 豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	豪ドル	17.26	1,357 円
クラスD スイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	スイス・フラン	10.92	1,218 円
クラスD ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	216.81	27,006 円
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	シンガポール・ ドル	14.77	1,209 円
クラスD 無分配英国報告型投資証券	英ポンド	26.52	3,845 円
クラスE 無分配投資証券	米ドル	30.24	3,356 円
クラスI 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	9.25	1,341 円
クラスI 毎月分配型投資証券	米ドル	9.40	1,043 円
クラスI 無分配投資証券	米ドル	13.92	1,545 円
クラスI ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	11.13	1,386 円
クラスX 安定分配型投資証券	米ドル	10.80	1,199 円
クラスX 無分配投資証券	米ドル	37.76	4,191 円

## 3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2019年2月28日現在(未監査)

( 続き )

	通貨	U S ドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		(円換算額)	
2017年8月31日現在			
純資産合計	米ドル	3,565,072,601	395,687,408 千円
以下の1口当たり純資産価額:			
クラスA英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	11.08	1,606 円
クラスA毎日分配型投資証券	米ドル	5.86	650 円
クラスA毎月分配型投資証券	米ドル	5.91	656 円
クラスA豪ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	豪ドル	11.64	915 円
クラスAカナダ・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	カナダ・ドル	10.38	858 円
クラスAユーロ・ヘッジ 毎月分配型投資証券	ユーロ	9.95	1,239 円
クラスA英ポンド・ヘッジ 毎月分配型投資証券	英ポンド	10.21	1,480 円
クラスAニュージーランド・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	ニュージー ランド・ドル	11.34	854 円
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	シンガポール・ ドル	10.07	825 円
クラスA豪ドル・ヘッジ 金利差分配型投資証券	豪ドル	9.86	775 円
クラスA南アフリカ・ランド・ヘッジ 金利差分配型投資証券	南アフリカ・ ランド	93.90	714 円
クラスA安定分配型投資証券	米ドル	5.30	588 円
クラスA香港ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	香港ドル	40.60	574 円
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	シンガポール・ ドル	10.01	820 円
クラスA無分配投資証券	米ドル	31.76	3,525 円
クラスA豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	豪ドル	16.10	1,266 円
クラスAスイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	スイス・フラン	10.64	1,186 円
クラスAユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	205.46	25,592 円
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	シンガポール・ ドル	13.93	1,141 円

## 3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2019年2月28日現在(未監査)

( 続き )

	通貨	U S ドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		( 円換算額 )	
2017年8月31日現在( 続き )			
以下の1口当たり純資産価額( 続き ) :			
クラスC 毎日分配型投資証券	米ドル	5.87	652 円
クラスC 無分配投資証券	米ドル	25.34	2,812 円
クラスD 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	11.03	1,599 円
クラスD 毎月分配型投資証券	米ドル	10.13	1,124 円
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	シンガポール・ ドル	10.11	828 円
クラスD 豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	豪ドル	16.61	1,306 円
クラスD スイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	スイス・フラン	10.83	1,208 円
クラスD ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	214.14	26,673 円
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	シンガポール・ ドル	14.33	1,173 円
クラスD 無分配英国報告型投資証券	英ポンド	25.72	3,729 円
クラスE 無分配投資証券	米ドル	29.44	3,268 円
クラスI 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	9.56	1,386 円
クラスI 毎月分配型投資証券	米ドル	9.54	1,059 円
クラスI 無分配投資証券	米ドル	13.37	1,484 円
クラスI ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	10.98	1,368 円
クラスX 安定分配型投資証券	米ドル	10.98	1,219 円
クラスX 無分配投資証券	米ドル	36.06	4,002 円

## 3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2019年2月28日現在(未監査)

( 続き )

	通貨	U S ドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		( 円換算額 )	
2016年8月31日現在			
純資産合計	米ドル	4,319,694,539	479,442,897 千円
以下の1口当たり純資産価額:			
クラスA英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	10.89	1,579 円
クラスA毎日分配型投資証券	米ドル	5.70	633 円
クラスA毎月分配型投資証券	米ドル	5.76	639 円
クラスA豪ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	豪ドル	11.25	885 円
クラスAカナダ・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	カナダ・ドル	10.17	840 円
クラスAユーロ・ヘッジ 毎月分配型投資証券	ユーロ	9.85	1,227 円
クラスA英ポンド・ヘッジ 毎月分配型投資証券	英ポンド	10.04	1,456 円
クラスAニュージーランド・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	ニュージー ランド・ドル	10.93	823 円
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	シンガポール・ ドル	9.85	807 円
クラスA豪ドル・ヘッジ 金利差分配型投資証券	豪ドル	9.79	770 円
クラスA南アフリカ・ランド・ヘッジ 金利差分配型投資証券	南アフリカ・ ランド	91.91	699 円
クラスA安定分配型投資証券	米ドル	5.25	583 円
クラスA香港ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	香港ドル	40.49	573 円
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	シンガポール・ ドル	9.96	816 円
クラスA無分配投資証券	米ドル	29.46	3,270 円
クラスA豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	豪ドル	14.83	1,166 円
クラスAスイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	スイス・フラン	10.09	1,125 円
クラスAユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	193.89	24,151 円
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	シンガポール・ ドル	12.98	1,063 円

## 3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2019年2月28日現在(未監査)

( 続き )

	通貨	U S ドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		( 円換算額 )	
2016年8月31日現在( 続き )			
以下の1口当たり純資産価額( 続き ) :			
クラスC 毎日分配型投資証券	米ドル	5.71	634 円
クラスC 無分配投資証券	米ドル	23.80	2,642 円
クラスD 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	10.85	1,573 円
クラスD 毎月分配型投資証券	米ドル	9.86	1,094 円
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	シンガポール・ ドル	9.88	809 円
クラスD 豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	豪ドル	15.21	1,196 円
クラスD スイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	スイス・フラン	10.20	1,137 円
クラスD ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	200.92	25,027 円
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	シンガポール・ ドル	13.27	1,087 円
クラスD 無分配英国報告型投資証券	英ポンド	23.29	3,377 円
クラスE 無分配投資証券	米ドル	27.44	3,046 円
クラスI 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	9.40	1,363 円
クラスI 毎月分配型投資証券	米ドル	9.29	1,031 円
クラスI 無分配投資証券	米ドル	12.31	1,366 円
クラスI ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	ユーロ	10.28	1,280 円
クラスX 安定分配型投資証券	米ドル	10.67	1,184 円
クラスX 無分配投資証券	米ドル	32.98	3,660 円

価格は該当する投資証券クラスの取引通貨の相場価格である。投資証券クラスに二つ以上の取引通貨がある場合は、該当する投資証券クラスの基準通貨が表示されている。追加の取引通貨価格は、評価時における直物為替レートで価格を換算し、算定されている。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## 損益および純資産変動計算書 2018年9月1日から2019年2月28日までの期間(未監査)

U S ドル・ハイ・イールド・  
ボンド・ファンド

	注記	U S ドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	
		米ドル	千円
期首純資産		2,489,192,280	276,275,451
収益			
銀行利息	2 (b)	649,245	72,060
債券利息(源泉徴収税控除後)	2 (b)	70,870,017	7,865,863
スワップ利息	2 (c)	1,730,886	192,111
配当金(源泉徴収税控除後)	2 (b)	1,229,448	136,456
有価証券貸付収益	2 (b)	461,143	51,182
収益合計	2 (b)	74,940,739	8,317,673
費用			
管理事務代行報酬(補助金控除後)	7	1,449,848	160,919
保管および預託報酬	2 (h), 8	168,024	18,649
販売報酬	6	178,723	19,836
税金	9	447,199	49,635
投資運用報酬	5	11,826,281	1,312,599
費用合計		14,070,075	1,561,638
純利益		60,870,664	6,756,035
以下に係る実現純評価益/(損):			
投資有価証券	2 (a)	(17,537,805)	(1,946,521)
上場先物取引	2 (c)	360,842	40,050
オプション/スワップション契約	2 (c)	(329,687)	(36,592)
スワップ取引	2 (c)	(2,052,861)	(227,847)
先渡為替予約	2 (c)	(8,134,293)	(902,825)
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	1,392,647	154,570
当期実現純評価損		(26,301,157)	(2,919,165)
以下に係る未実現評価益/(損)の純変動額:			
投資有価証券	2 (a)	(30,249,050)	(3,357,342)
上場先物取引	2 (c)	1,179,321	130,893
オプション/スワップション契約	2 (c)	(201,681)	(22,385)
スワップ取引	2 (c)	46,165	5,124
先渡為替予約	2 (c)	5,672,567	629,598
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	195,466	21,695
当期末実現評価益/(損)の純変動		(23,357,212)	(2,592,417)
運用成績による純資産の増加		11,212,295	1,244,453
資本の変動			
投資証券発行による正味受取額		584,950,807	64,923,690
投資証券買戻しによる正味支払額		(751,615,550)	(83,421,810)
資本の変動による純資産の減少		(166,664,743)	(18,498,120)
配当金公表額	16	(46,622,686)	(5,174,652)
期末純資産		2,287,117,146	253,847,132

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。



## 発行済投資証券口数変動表 2018年9月1日から2019年2月28日までの期間(未監査)

U S ドル・ハイ・イールド・  
ボンド・ファンド

	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	184,163	1,733	24,000	161,896
クラスA毎日分配型投資証券	10,060,766	725,526	1,721,590	9,064,702
クラスA毎月分配型投資証券	20,569,525	5,376,825	6,938,161	19,008,189
クラスA豪ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	1,802,211	623,983	462,981	1,963,213
クラスAカナダ・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	812,772	409,605	80,436	1,141,941
クラスAユーロ・ヘッジ 毎月分配型投資証券	379,314	154,142	97,321	436,135
クラスA英ポンド・ヘッジ 毎月分配型投資証券	576,766	317,364	259,161	634,969
クラスAニュージーランド・ドル・ ヘッジ毎月分配型投資証券	353,796	294,387	119,752	528,431
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	2,005,447	50,914	131,379	1,924,982
クラスA豪ドル・ヘッジ 金利差分配型投資証券	14,871,646	536,456	1,403,014	14,005,088
クラスA南アフリカ・ランド・ヘッジ 金利差分配型投資証券	1,592,362	751,595	338,324	2,005,633
クラスAオフショア中国人民元・ヘッジ 金利差分配型英国報告型投資証券	-	345	-	345
クラスA安定分配型投資証券	185,574,824	13,012,167	35,363,412	163,223,579
クラスA香港ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	8,820,761	3,018,243	2,511,021	9,327,983
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 安定分配型投資証券	1,300,355	2,673	112,632	1,190,396
クラスA無分配投資証券	10,985,138	5,152,132	6,176,024	9,961,246
クラスA豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	457,082	45,378	74,772	427,688
クラスAスイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	102,135	26,730	-	128,865
クラスAユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	124,869	3,459	47,415	80,913
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	87,829	148,054	40,854	195,029

## 発行済投資証券口数変動表 2018年9月1日から2019年2月28日までの期間(未監査)(続き)

U S ドル・ハイ・イールド・  
ボンド・ファンド

	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスC 毎日分配型投資証券	1,515,604	53,719	183,993	1,385,330
クラスC 無分配投資証券	576,816	33,400	82,324	527,892
クラスD 英ボンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	465,759	80,106	61,903	483,962
クラスD 毎月分配型投資証券	3,124,752	1,779,475	760,082	4,144,145
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	611	-	-	611
クラスD 豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券	49,251	3,800	-	53,051
クラスD スイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	167,371	14,214	9,381	172,204
クラスD ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	99,372	25,830	19,621	105,581
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	557	-	-	557
クラスD 無分配英国報告型投資証券	3,501,724	1,775,356	3,188,745	2,088,335
クラスE 無分配投資証券	553,316	148,278	130,158	571,436
クラスI 英ボンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	931,234	97,518	518,754	509,998
クラスI 毎月分配型投資証券	2,369,313	7,780,244	651,016	9,498,541
クラスI 無分配投資証券	17,431,827	6,029,401	6,340,834	17,120,394
クラスI ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券	7,567,527	1,965,511	3,980,558	5,552,480
クラスX 安定分配型投資証券	13,389,915	440,805	86,400	13,744,320
クラスX 無分配投資証券	1,374	351	4	1,721

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
普通株式 / 優先株式			
761,364	カナダ Stars Group Inc/The	12,548,319	0.55
411,325	オランダ Constellium NV 'A'	3,928,154	0.17
830,312	米国 Adelphia Recovery Trust	83	0.00
176,969	Altice USA Inc	3,852,615	0.17
71,456	Crown Holdings Inc *	3,867,913	0.17
710,958	Element Solutions Inc *	8,339,538	0.36
717,133	GMAC Capital Trust I (Pref)	18,602,430	0.81
562,946	UCI International Inc	10,977,447	0.48
		45,640,026	1.99
普通株式 / 優先株式合計			
		62,116,499	2.71
債券			
EUR 149,000	オーストラリア Origin Energy Finance Ltd FRN 16/9/2074	172,790	0.01
EUR 400,000	オーストリア Erste Group Bank AG FRN 15/10/2021 (Perpetual)	525,921	0.02
USD 200,000	JBS Investments GmbH '144A' 6.25% 5/2/2023	202,875	0.01
USD 200,000	JBS Investments II GmbH '144A' 7% 15/1/2026	206,250	0.01
		935,046	0.04
EUR 100,000	ベルギー Solvay SA FRN 4/3/2024 (Perpetual)	120,346	0.01
USD 765,000	バミューダ Digicel Group One Ltd '144A' 8.25% 30/12/2022 *	571,837	0.03
USD 722,000	Digicel Group Two Ltd '144A' 8.25% 30/9/2022 *	335,730	0.01
USD 10,057,000	Digicel Ltd '144A' 6% 15/4/2021 *	8,747,579	0.38
USD 4,774,000	Viking Cruises Ltd '144A' 5.875% 15/9/2027	4,618,845	0.20
USD 2,291,000	Viking Cruises Ltd '144A' 6.25% 15/5/2025	2,325,365	0.10
USD 1,795,000	Weatherford International Ltd 5.125% 15/9/2020	1,525,750	0.07
USD 2,191,000	Weatherford International Ltd 5.95% 15/4/2042	1,303,645	0.06
USD 1,086,000	Weatherford International Ltd 6.5% 1/8/2036	657,030	0.03
		20,085,781	0.88
USD 5,052,000	カナダ 1011778 BC ULC / New Red Finance Inc '144A' 4.25% 15/5/2024	4,938,330	0.22
USD 11,617,000	1011778 BC ULC / New Red Finance Inc '144A' 5% 15/10/2025	11,297,532	0.49
EUR 4,499,000	Bausch Health Cos Inc 4.5% 15/5/2023 *	5,175,809	0.23
USD 11,630,000	Bausch Health Cos Inc '144A' 5.5% 1/3/2023	11,644,538	0.51
USD 9,493,000	Bausch Health Cos Inc '144A' 5.5% 1/11/2025	9,635,395	0.42
USD 26,000	Bausch Health Cos Inc '144A' 5.625% 1/12/2021	26,055	0.00

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 1,056,000	Bausch Health Cos Inc '144A' 5.75% 15/8/2027	1,066,560	0.05
USD 4,944,000	Bausch Health Cos Inc '144A' 5.875% 15/5/2023*	4,944,000	0.22
USD 1,492,000	Bausch Health Cos Inc '144A' 6.125% 15/4/2025	1,443,510	0.06
USD 4,028,000	Bausch Health Cos Inc '144A' 6.5% 15/3/2022	4,172,404	0.18
USD 5,843,000	Bausch Health Cos Inc '144A' 7% 15/3/2024	6,178,973	0.27
USD 1,467,000	Bausch Health Cos Inc '144A' 9% 15/12/2025	1,577,025	0.07
USD 1,301,000	Bombardier Inc '144A' 5.75% 15/3/2022	1,302,626	0.06
USD 301,000	Bombardier Inc '144A' 6% 15/10/2022*	302,505	0.01
USD 4,884,000	Bombardier Inc '144A' 6.125% 15/1/2023	4,896,210	0.21
USD 12,029,000	Bombardier Inc '144A' 7.5% 1/12/2024	12,299,653	0.54
USD 1,445,000	Bombardier Inc '144A' 7.5% 15/3/2025	1,463,062	0.06
USD 918,000	Bombardier Inc '144A' 7.75% 15/3/2020	961,605	0.04
USD 4,852,000	Bombardier Inc '144A' 8.75% 1/12/2021	5,325,070	0.23
USD 555,000	Brookfield Residential Properties Inc / Brookfield Residential US Corp '144A' 6.125% 1/7/2022	554,306	0.02
USD 866,000	GFL Environmental Inc '144A' 5.375% 1/3/2023	822,700	0.04
USD 869,000	Hulk Finance Corp '144A' 7% 1/6/2026	832,068	0.04
USD 955,000	Intertape Polymer Group Inc '144A' 7% 15/10/2026	967,539	0.04
USD 965,000	Masonite International Corp '144A' 5.75% 15/9/2026	965,000	0.04
USD 526,000	Mattamy Group Corp '144A' 6.5% 1/10/2025	508,905	0.02
USD 1,305,000	Mattamy Group Corp '144A' 6.875% 15/12/2023	1,305,000	0.06
USD 3,314,000	MDC Partners Inc '144A' 6.5% 1/5/2024*	2,891,465	0.13
USD 5,372,000	MEG Energy Corp '144A' 6.5% 15/1/2025	5,311,565	0.23
USD 2,514,000	Norbord Inc '144A' 6.25% 15/4/2023	2,557,995	0.11
USD 2,268,000	NOVA Chemicals Corp '144A' 4.875% 1/6/2024	2,185,785	0.10
USD 1,000,000	Quebecor Media Inc 5.75% 15/1/2023	1,040,000	0.05
USD 795,000	Ritchie Bros Auctioneers Inc '144A' 5.375% 15/1/2025	812,888	0.04
USD 1,009,000	Seven Generations Energy Ltd '144A' 5.375% 30/9/2025	982,514	0.04
USD 407,000	Seven Generations Energy Ltd '144A' 6.875% 30/6/2023	418,193	0.02
USD 2,602,000	Superior Plus LP / Superior General Partner Inc '144A' 7% 15/7/2026	2,615,010	0.11
USD 78,000	Teck Resources Ltd 4.5% 15/1/2021*	79,268	0.00
USD 2,107,000	Telesat Canada / Telesat LLC '144A' 8.875% 15/11/2024	2,259,757	0.10
USD 1,883,000	Tervita Escrow Corp '144A' 7.625% 1/12/2021	1,887,707	0.08
USD 731,000	Videotron Ltd '144A' 5.125% 15/4/2027	750,225	0.03
USD 1,704,575	Xplornet Communications Inc '144A' 9.625% 1/6/2022	1,764,235	0.08
		<u>120,162,987</u>	<u>5.25</u>

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 750,000	ケイマン諸島 Anchorage Capital CLO 4-R Ltd FRN 28/1/2031	715,645	0.03
USD 2,289,000	Avolon Holdings Funding Ltd '144A' 5.125% 1/10/2023	2,329,058	0.10
USD 2,264,000	Avolon Holdings Funding Ltd '144A' 5.25% 15/5/2024	2,321,551	0.10
USD 1,000,000	CBAM 2017-3 Ltd FRN 17/10/2029	981,393	0.04
USD 1,216,000	Melco Resorts Finance Ltd '144A' 4.875% 6/6/2025	1,170,400	0.05
USD 854,000	Noble Holding International Ltd 5.25% 15/3/2042	535,885	0.02
USD 933,000	Noble Holding International Ltd 7.75% 15/1/2024*	845,531	0.04
USD 6,107,000	Noble Holding International Ltd '144A' 7.875% 1/2/2026	5,732,946	0.25
USD 2,720,000	Park Aerospace Holdings Ltd '144A' 5.25% 15/8/2022	2,788,000	0.12
USD 190,000	Transocean Inc 6.5% 15/11/2020	196,650	0.01
USD 3,543,000	Transocean Inc '144A' 7.25% 1/11/2025	3,396,851	0.15
USD 1,255,000	Transocean Inc '144A' 7.5% 15/1/2026	1,217,350	0.05
USD 117,000	Transocean Inc 8.375% 15/12/2021	123,143	0.01
USD 4,293,000	Transocean Inc '144A' 9% 15/7/2023	4,555,946	0.20
USD 1,519,560	Transocean Pontus Ltd '144A' 6.125% 1/8/2025	1,542,353	0.07
USD 2,981,000	Transocean Poseidon Ltd '144A' 6.875% 1/2/2027	3,074,156	0.14
EUR 450,000	UPCB Finance IV Ltd 4% 15/1/2027	538,179	0.02
USD 901,000	UPCB Finance IV Ltd '144A' 5.375% 15/1/2025	923,525	0.04
EUR 230,000	UPCB Finance VII Ltd 3.625% 15/6/2029	275,679	0.01
USD 1,040,000	Vantage Drilling International '144A' 9.25% 15/11/2023	1,060,800	0.05
USD 755,000	Wynn Macau Ltd '144A' 4.875% 1/10/2024	728,190	0.03
USD 1,055,000	Wynn Macau Ltd '144A' 5.5% 1/10/2027*	1,006,845	0.05
		<u>36,060,076</u>	<u>1.58</u>
EUR 353,000	チェコ共和国 Residomo SRO 3.375% 15/10/2024*	407,333	0.02
USD 200,000	デンマーク Danske Bank A/S '144A' 5.375% 12/1/2024	206,463	0.01
EUR 315,000	DKT Finance ApS 7% 17/6/2023	387,619	0.02
		<u>594,082</u>	<u>0.03</u>
USD 3,075,000	フィンランド Nokia OYJ 6.625% 15/5/2039	3,244,125	0.14
USD 10,777,000	フランス Altice France SA/France '144A' 7.375% 1/5/2026	10,480,633	0.46
USD 7,772,000	Altice France SA/France '144A' 8.125% 1/2/2027	7,742,855	0.34
EUR 350,000	BNP Paribas SA FRN 17/6/2022 (Perpetual)*	432,789	0.02
EUR 100,000	Caisse Nationale de Reassurance Mutuelle Agricole Groupama FRN 28/5/2024 (Perpetual)	128,462	0.01
EUR 100,000	Caisse Nationale de Reassurance Mutuelle Agricole Groupama 6% 23/1/2027	135,791	0.01
EUR 200,000	Casino Guichard Perrachon SA 4.498% 7/3/2024	230,736	0.01

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。  
添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

	保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
EUR	400,000	Casino Guichard Perrachon SA 4.561% 25/1/2023*	468,152	0.02
EUR	100,000	CMA CGM SA 5.25% 15/1/2025	100,727	0.00
EUR	250,000	CMA CGM SA 6.5% 15/7/2022*	280,225	0.01
EUR	568,000	Credit Agricole SA FRN 23/6/2021 (Perpetual)	699,122	0.03
EUR	133,000	Crown European Holdings SA '144A' 2.25% 1/2/2023	157,238	0.01
EUR	233,000	Crown European Holdings SA 3.375% 15/5/2025	283,252	0.01
EUR	148,000	Paprec Holding SA 4% 31/3/2025*	142,975	0.01
EUR	189,000	Parts Europe SA FRN 1/5/2022	215,447	0.01
EUR	273,971	Parts Europe SA FRN 1/5/2022*	310,763	0.01
EUR	188,000	Parts Europe SA 4.375% 1/5/2022*	212,231	0.01
EUR	206,550	SMCP Group SAS 5.875% 1/5/2023	244,422	0.01
EUR	456,000	Solvay Finance SA FRN 2/6/2021 (Perpetual)	561,579	0.02
			<u>22,827,399</u>	<u>1.00</u>
		<b>ドイツ</b>		
EUR	149,000	ADLER Real Estate AG 2.125% 6/2/2024	168,823	0.01
EUR	35,000	ADLER Real Estate AG 4.75% 8/4/2020	40,007	0.00
EUR	200,000	Deutsche Pfandbriefbank AG 4.6% 22/2/2027	239,642	0.01
EUR	329,000	Nidda BondCo GmbH 7.25% 30/9/2025*	382,489	0.02
EUR	407,000	Platin 1426 GmbH 5.375% 15/6/2023*	442,238	0.02
EUR	246,000	RWE AG FRN 21/4/2075	282,744	0.01
EUR	211,000	Techem Verwaltungsgesellschaft 674 mbH 6% 30/7/2026	247,034	0.01
EUR	100,000	Tele Columbus AG 3.875% 2/5/2025	101,349	0.00
EUR	100,000	thyssenkrupp AG 1.375% 3/3/2022	112,000	0.01
EUR	100,000	thyssenkrupp AG 2.5% 25/2/2025*	111,587	0.01
EUR	1,287,000	thyssenkrupp AG 2.875% 22/2/2024	1,469,022	0.06
EUR	402,000	Unitymedia GmbH 3.75% 15/1/2027	481,384	0.02
EUR	228,000	Unitymedia Hessen GmbH & Co KG / Unitymedia NRW GmbH 3.5% 15/1/2027*	273,498	0.01
EUR	292,500	Unitymedia Hessen GmbH & Co KG / Unitymedia NRW GmbH 6.25% 15/1/2029	369,062	0.02
			<u>4,720,879</u>	<u>0.21</u>
		<b>ガーンジー</b>		
USD	2,700,000	Pershing Square Holdings Ltd '144A' 5.5% 15/7/2022	2,741,861	0.12
EUR	230,000	Summit Properties Ltd 2% 31/1/2025	233,129	0.01
			<u>2,974,990</u>	<u>0.13</u>
		<b>香港</b>		
USD	355,000	Hongkong & Shanghai Banking Corp Ltd/The FRN 27/4/2019 (Perpetual)	250,048	0.01
		<b>アイルランド</b>		
EUR	210,000	Allied Irish Banks Plc FRN 3/12/2020 (Perpetual)	257,833	0.01
EUR	565,000	Allied Irish Banks Plc FRN 26/11/2025	664,972	0.03
EUR	183,000	Aqueduct European CLO 2-2017 DAC FRN 15/10/2030	188,379	0.01
EUR	4,650,000	Arbour CLO V DAC FRN 15/9/2031	5,041,469	0.22
EUR	100,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc 4.125% 15/5/2023	117,308	0.00

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

	保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD	8,098,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc '144A' 4.625% 15/5/2023*	8,148,612	0.36
GBP	324,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc 4.75% 15/7/2027	399,325	0.02
GBP	825,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc '144A' 4.75% 15/7/2027	1,019,181	0.04
USD	257,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc '144A' 6% 15/2/2025	253,466	0.01
EUR	417,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc 6.75% 15/5/2024	506,068	0.02
USD	10,184,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc '144A' 7.25% 15/5/2024	10,642,280	0.47
EUR	5,880,000	Aurium CLO II DAC FRN 13/10/2029	6,547,622	0.29
EUR	5,100,000	Aurium CLO II DAC FRN 13/10/2029	5,691,032	0.25
EUR	300,000	Avoca Capital CLO X Ltd FRN 15/1/2030	341,270	0.01
EUR	440,000	Avoca CLO XV DAC FRN 15/4/2031	436,947	0.02
EUR	400,000	Avoca CLO XVIII DAC FRN 15/4/2031	409,860	0.02
EUR	233,000	Bank of Ireland FRN 18/6/2020 (Perpetual)	283,271	0.01
EUR	169,500	Cadogan Square CLO IX DAC FRN 15/7/2030	180,730	0.01
EUR	2,810,000	Cadogan Square CLO XI DAC FRN 15/2/2031	3,071,304	0.13
EUR	6,000,000	Cadogan Square CLO XI DAC FRN 15/2/2031	6,548,043	0.29
EUR	600,000	Carlyle Global Market Strategies Euro CLO 2014-2 Ltd FRN 17/11/2031	664,973	0.03
EUR	238,000	Carlyle Global Market Strategies Euro CLO 2014-2 Ltd FRN 17/11/2031	262,271	0.01
EUR	1,920,000	Contego Clo V DAC FRN 15/1/2031	2,069,770	0.09
USD	686,000	Endo Dac / Endo Finance LLC / Endo Finco Inc '144A' 5.875% 15/10/2024*	689,430	0.03
USD	566,000	Endo Dac / Endo Finance LLC / Endo Finco Inc '144A' 6% 15/7/2023	468,478	0.02
EUR	3,720,000	Harvest CLO XVI DAC FRN 15/10/2031	4,183,189	0.18
EUR	670,000	Harvest CLO XVI DAC FRN 15/10/2031	717,820	0.03
EUR	3,000,000	Invesco Euro CLO I DAC FRN 15/7/2031	3,372,560	0.15
EUR	200,000	Man GLG Euro CLO IV DAC FRN 15/5/2031	193,251	0.01
EUR	200,000	OCP Euro CLO 2017-2 DAC FRN 15/1/2032	198,552	0.01
EUR	298,000	OCP Euro CLO 2017-2 DAC FRN 15/1/2032	318,881	0.01
EUR	147,000	OzIme II DAC FRN 15/10/2030	152,382	0.01
EUR	400,000	OZLME III DAC FRN 24/8/2030	412,734	0.02
EUR	1,500,000	OZLME V DAC FRN 14/1/2032	1,695,324	0.07
EUR	100,000	Smurfit Kappa Acquisitions ULC 2.375% 1/2/2024	118,798	0.01
EUR	246,000	Smurfit Kappa Acquisitions ULC 2.875% 15/1/2026	290,719	0.01
			66,558,104	2.91

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

	保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
		イタリア		
EUR	100,000	Assicurazioni Generali SpA FRN 12/12/2042	135,159	0.00
EUR	100,000	Assicurazioni Generali SpA FRN 27/10/2047	123,995	0.00
EUR	233,000	Banco BPM SpA 1.75% 24/4/2023	260,280	0.01
EUR	107,000	Intesa Sanpaolo SpA 6.625% 13/9/2023	141,887	0.01
EUR	175,000	LKQ Italia Bondco SpA 3.875% 1/4/2024	211,615	0.01
EUR	257,000	Nexi Capital SpA FRN 1/5/2023	295,320	0.01
EUR	352,000	Sisal Group SpA 7% 31/7/2023*	413,813	0.02
EUR	400,000	Telecom Italia SpA/Milano 1.125% 26/3/2022	435,877	0.02
EUR	152,000	Telecom Italia SpA/Milano 3.25% 16/1/2023	178,123	0.01
EUR	208,000	Telecom Italia SpA/Milano 4% 11/4/2024	241,948	0.01
USD	2,413,000	Telecom Italia SpA/Milano '144A' 5.303% 30/5/2024	2,367,756	0.10
GBP	100,000	Telecom Italia SpA/Milano 5.875% 19/5/2023	138,945	0.01
EUR	200,000	UniCredit SpA FRN 10/9/2021 (Perpetual)	223,403	0.01
EUR	486,000	UniCredit SpA FRN 3/6/2022 (Perpetual)	612,715	0.03
EUR	490,000	UniCredit SpA FRN 28/10/2025	583,270	0.02
EUR	337,000	UniCredit SpA FRN 3/1/2027*	394,759	0.02
USD	400,000	UniCredit SpA '144A' 6.572% 14/1/2022	410,368	0.02
EUR	600,000	Unione di Banche Italiane SpA FRN 4/3/2029	685,309	0.03
EUR	295,000	Wind Tre SpA FRN 20/1/2024*	316,550	0.01
EUR	377,000	Wind Tre SpA 3.125% 20/1/2025	396,823	0.02
			<u>8,567,915</u>	<u>0.37</u>
		日本		
USD	200,000	SoftBank Group Corp FRN 19/7/2027 (Perpetual)	176,012	0.01
EUR	683,000	SoftBank Group Corp 4% 20/4/2023	823,954	0.03
USD	9,026,000	SoftBank Group Corp 4.75% 19/9/2024	8,868,045	0.39
EUR	235,000	SoftBank Group Corp 4.75% 30/7/2025*	284,209	0.01
EUR	200,000	SoftBank Group Corp 5% 15/4/2028	236,125	0.01
USD	4,506,000	SoftBank Group Corp 5.125% 19/9/2027*	4,359,555	0.19
			<u>14,747,900</u>	<u>0.64</u>
		ジャージー		
GBP	110,000	AA Bond Co Ltd 4.249% 31/7/2020	148,339	0.01
GBP	201,000	AA Bond Co Ltd 4.875% 31/7/2024	259,397	0.01
EUR	555,000	Avis Budget Finance Plc 4.75% 30/1/2026	640,498	0.03
GBP	312,000	CPUK Finance Ltd 4.25% 28/8/2022	412,910	0.02
USD	1,955,000	Ensco Jersey Finance Ltd 3% 31/1/2024	1,601,110	0.07
USD	1,126,000	HBOS Capital Funding LP 6.85% 23/6/2019 (Perpetual)	1,138,667	0.05
EUR	498,834	LHC3 Plc 4.125% 15/8/2024*	575,585	0.02
EUR	200,000	Lincoln Finance Ltd 6.875% 15/4/2021	233,630	0.01
			<u>5,010,136</u>	<u>0.22</u>

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。



## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 3,836,000	ルクセンブルグ Altice Financing SA '144A' 6.625% 15/2/2023	3,931,900	0.17
USD 6,043,000	Altice Financing SA '144A' 7.5% 15/5/2026	5,831,495	0.26
EUR 100,000	Altice Finco SA 4.75% 15/1/2028	96,599	0.00
USD 8,835,000	Altice Luxembourg SA '144A' 7.75% 15/5/2022	8,790,825	0.38
EUR 2,300,000	Aramark International Finance Sarl 3.125% 1/4/2025*	2,734,969	0.12
GBP 400,000	B&M European Value Retail SA 4.125% 1/2/2022*	534,788	0.02
GBP 200,000	Cabot Financial Luxembourg SA 6.5% 1/4/2021	263,618	0.01
EUR 195,000	Cirsa Finance International Sarl 6.25% 20/12/2023	233,665	0.01
EUR 370,000	ContourGlobal Power Holdings SA 3.375% 1/8/2023	425,269	0.02
EUR 300,000	European TopSoho Sarl 4% 21/9/2021	340,585	0.02
EUR 340,000	Garfunkelux Holdco 3 SA FRN 1/9/2023*	321,244	0.01
EUR 330,000	Garfunkelux Holdco 3 SA 7.5% 1/8/2022	334,476	0.01
EUR 675,000	Horizon Parent Holdings Sarl 8.25% 15/2/2022	791,658	0.03
EUR 188,000	INEOS Group Holdings SA 5.375% 1/8/2024*	217,752	0.01
USD 3,012,000	Intelsat Jackson Holdings SA 5.5% 1/8/2023*	2,770,106	0.12
USD 6,263,000	Intelsat Jackson Holdings SA '144A' 8.5% 15/10/2024	6,339,346	0.28
USD 9,808,000	Intelsat Jackson Holdings SA '144A' 9.75% 15/7/2025	10,261,620	0.45
USD 1,002,000	Mallinckrodt International Finance SA / Mallinckrodt CB LLC '144A' 4.875% 15/4/2020	1,003,253	0.04
USD 1,445,000	Mallinckrodt International Finance SA / Mallinckrodt CB LLC '144A' 5.75% 1/8/2022*	1,369,138	0.06
EUR 400,000	Matterhorn Telecom SA 3.875% 1/5/2022	456,067	0.02
EUR 100,000	Monitchem HoldCo 3 SA 5.25% 15/6/2021	113,641	0.01
USD 960,000	Nielsen Co Luxembourg SARL/The '144A' 5% 1/2/2025	949,987	0.04
USD 6,038,000	Pacific Drilling SA '144A' 8.375% 1/10/2023	6,083,285	0.27
EUR 552,000	Rossini Sarl 6.75% 30/10/2025	658,667	0.03
EUR 100,000	SES SA FRN 2/1/2022 (Perpetual)	118,563	0.01
EUR 100,000	SES SA FRN 29/1/2024 (Perpetual)	121,358	0.01
USD 2,487,000	Telecom Italia Capital SA 6% 30/9/2034	2,244,518	0.10
USD 290,000	Telecom Italia Capital SA 6.375% 15/11/2033	271,150	0.01
EUR 178,000	Telecom Italia Finance SA 7.75% 24/1/2033*	251,304	0.01
USD 3,800,000	Telenet Finance Luxembourg Notes Sarl '144A' 5.5% 1/3/2028*	3,676,500	0.16
EUR 361,800	Telenet Finance VI Luxembourg SCA 4.875% 15/7/2027	443,670	0.02
		<u>61,981,016</u>	<u>2.71</u>
	オランダ		
EUR 400,000	ABN AMRO Bank NV FRN 22/9/2020 (Perpetual)	477,791	0.02
EUR 500,000	ABN AMRO Bank NV FRN 22/9/2027 (Perpetual)	544,203	0.02

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 777,000	Alcoa Nederland Holding BV '144A' 6.125% 15/5/2028	797,396	0.03
USD 2,086,000	Alpha 2 BV '144A' 8.75% 1/6/2023	2,010,383	0.09
USD 9,314,000	Alpha 3 BV / Alpha US Bidco Inc '144A' 6.25% 1/2/2025	8,964,725	0.39
USD 250,000	AT Securities BV FRN 21/7/2023 (Perpetual)	234,688	0.01
EUR 300,000	ATF Netherlands BV FRN 20/1/2023 (Perpetual)	342,771	0.02
EUR 3,540,000	Cairn CLO VI BV FRN 25/7/2029	3,964,564	0.17
EUR 4,410,000	Cairn CLO VI BV FRN 25/7/2029	5,016,360	0.22
USD 8,241,000	Clear Channel International BV '144A' 8.75% 15/12/2020	8,488,230	0.37
USD 4,948,000	Constellium NV '144A' 5.75% 15/5/2024	4,886,150	0.21
USD 3,490,000	Constellium NV '144A' 5.875% 15/2/2026	3,402,750	0.15
USD 2,207,000	Constellium NV '144A' 6.625% 1/3/2025*	2,231,829	0.10
EUR 2,700,000	Contego Clo V DAC FRN 15/1/2031	2,926,271	0.13
EUR 200,000	Cooperatieve Rabobank UA FRN 29/6/2020 (Perpetual)	239,258	0.01
EUR 120,000	Diamond BC BV 5.625% 15/8/2025	124,394	0.01
EUR 1,350,000	Dryden 32 Euro CLO 2014 B.V. FRN 15/8/2031	1,514,425	0.07
EUR 3,000,000	Dryden 32 Euro CLO 2014 B.V. FRN 15/8/2031	3,259,840	0.14
EUR 200,000	Encavis Finance BV FRN 13/9/2023 (Perpetual)	226,419	0.01
EUR 2,447,000	Energizer Gamma Acquisition BV 4.625% 15/7/2026	2,846,342	0.12
EUR 4,209,000	Hertz Holdings Netherlands BV 5.5% 30/3/2023	4,917,599	0.22
USD 408,000	ING Groep NV FRN 16/4/2024 (Perpetual)	407,468	0.02
EUR 456,000	Intertrust Group BV 3.375% 15/11/2025	530,994	0.02
EUR 867,000	InterXion Holding NV 4.75% 15/6/2025	1,047,091	0.05
EUR 400,000	Naturgy Finance BV FRN 18/11/2022 (Perpetual)*	481,302	0.02
EUR 207,000	NN Group NV FRN 13/6/2024 (Perpetual)	249,267	0.01
EUR 348,000	OCI NV 5% 15/4/2023*	418,479	0.02
USD 1,032,000	OI European Group BV '144A' 4% 15/3/2023	1,011,360	0.04
EUR 188,000	Repsol International Finance BV FRN 25/3/2021 (Perpetual)	224,125	0.01
EUR 279,000	Repsol International Finance BV FRN 25/3/2075	342,127	0.02
USD 3,152,000	Sensata Technologies BV '144A' 5% 1/10/2025	3,207,160	0.14
EUR 400,000	Telefonica Europe BV FRN 18/9/2021 (Perpetual)*	527,173	0.02
EUR 200,000	Telefonica Europe BV FRN 15/3/2022 (Perpetual)	236,963	0.01
EUR 400,000	Telefonica Europe BV FRN 31/3/2024 (Perpetual)	508,759	0.02
EUR 225,000	United Group BV FRN 1/7/2023*	258,587	0.01
EUR 360,000	United Group BV 4.375% 1/7/2022*	417,509	0.02
EUR 312,000	United Group BV 4.875% 1/7/2024	362,029	0.02
EUR 300,000	UPC Holding BV 3.875% 15/6/2029	358,938	0.02
USD 440,000	UPC Holding BV '144A' 5.5% 15/1/2028	443,300	0.02
EUR 270,000	Ziggo Bond Co BV 4.625% 15/1/2025	314,699	0.01
USD 3,125,000	Ziggo Bond Co BV '144A' 5.875% 15/1/2025	3,017,578	0.13

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

	保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
EUR	565,000	Ziggo Bond Co BV 7.125% 15/5/2024	674,906	0.03
EUR	200,000	Ziggo BV 4.25% 15/1/2027	234,871	0.01
USD	2,684,000	Ziggo BV '144A' 5.5% 15/1/2027	2,583,350	0.11
			<u>75,274,423</u>	<u>3.29</u>
ポルトガル				
EUR	3,100,000	Banco Espirito Santo SA (Restricted) (Defaulted) 2.625% 8/5/2017	1,076,317	0.05
EUR	4,400,000	Banco Espirito Santo SA (Restricted) (Defaulted) 4.75% 15/1/2018	1,452,544	0.06
			<u>2,528,861</u>	<u>0.11</u>
シンガポール				
EUR	775,205	Mulhacen Pte Ltd 6.5% 1/8/2023	883,564	0.04
スペイン				
EUR	400,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA FRN 18/2/2020 (Perpetual)	470,333	0.02
EUR	200,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA FRN 14/4/2021 (Perpetual)	257,180	0.01
EUR	200,000	Banco de Sabadell SA FRN 12/12/2028	228,723	0.01
EUR	400,000	Banco Santander SA FRN 19/3/2025 (Perpetual)	386,773	0.02
EUR	400,000	Bankia SA FRN 18/7/2022 (Perpetual)	447,702	0.02
EUR	200,000	Bankia SA FRN 19/9/2023 (Perpetual)	224,776	0.01
EUR	300,000	Bilbao CLO I DAC FRN 20/7/2031	303,636	0.01
EUR	200,000	CaixaBank SA FRN 13/6/2024 (Perpetual)	237,739	0.01
EUR	200,000	CaixaBank SA FRN 23/3/2026 (Perpetual)	199,160	0.01
EUR	400,000	Distribuidora Internacional de Alimentacion SA 1% 28/4/2021	337,596	0.01
EUR	300,000	Hipercor SA 3.875% 19/1/2022	358,914	0.02
EUR	185,000	Tendam Brands SAU 5% 15/9/2024	211,272	0.01
			<u>3,663,804</u>	<u>0.16</u>
スウェーデン				
EUR	265,000	Intrum AB 2.75% 15/7/2022*	297,104	0.01
USD	200,000	Swedbank AB FRN 17/3/2022 (Perpetual)	196,287	0.01
EUR	100,000	Telefonaktiebolaget LM Ericsson 1.875% 1/3/2024	113,233	0.01
EUR	276,000	Verisure Holding AB 3.5% 15/5/2023	322,695	0.01
EUR	320,000	Verisure Midholding AB 5.75% 1/12/2023	370,824	0.02
			<u>1,300,143</u>	<u>0.06</u>
スイス				
USD	350,000	Credit Suisse Group AG '144A' FRN 17/7/2023 (Perpetual)	359,042	0.02
EUR	621,000	UBS Group Funding Switzerland AG FRN 19/2/2022 (Perpetual)	774,078	0.03
USD	375,000	UBS Group Funding Switzerland AG FRN 31/1/2023 (Perpetual)	326,966	0.01
			<u>1,460,086</u>	<u>0.06</u>
英国				
EUR	800,000	Algeco Global Finance Plc 6.5% 15/2/2023	932,524	0.04
USD	2,386,000	Algeco Global Finance Plc '144A' 8% 15/2/2023	2,397,930	0.10

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
GBP 100,000	Ardonagh Midco 3 Plc 8.375% 15/7/2023	114,571	0.00
USD 1,486,000	Ardonagh Midco 3 Plc '144A' 8.625% 15/7/2023*	1,315,110	0.06
GBP 109,000	Arqiva Broadcast Finance Plc 6.75% 30/9/2023	152,305	0.01
EUR 108,000	Arrow Global Finance Plc FRN 1/4/2025*	117,143	0.00
GBP 425,000	Arrow Global Finance Plc 5.125% 15/9/2024*	543,443	0.02
EUR 200,000	Barclays Plc FRN 11/11/2025	228,762	0.01
USD 4,839,000	Barclays Plc 4.375% 11/9/2024	4,758,633	0.21
USD 1,400,000	Barclays Plc 5.2% 12/5/2026*	1,410,048	0.06
GBP 188,000	Boparan Finance Plc 5.5% 15/7/2021	187,330	0.01
GBP 132,000	Bracken MidCo1 Plc 8.875% 15/10/2023	167,030	0.01
GBP 110,000	El Group Plc 6.375% 15/2/2022	148,871	0.01
USD 470,000	Ensco Plc 4.5% 1/10/2024	366,600	0.02
USD 122,000	Ensco Plc 4.7% 15/3/2021	115,900	0.00
USD 1,567,000	Ensco Plc 5.2% 15/3/2025*	1,226,177	0.05
USD 992,000	Ensco Plc 5.75% 1/10/2044	654,720	0.03
USD 1,339,000	Ensco Plc 7.75% 1/2/2026	1,134,803	0.05
GBP 440,000	GKN Holdings Ltd 3.375% 12/5/2032	565,052	0.02
USD 2,265,000	Inmarsat Finance Plc '144A' 4.875% 15/5/2022*	2,270,662	0.10
GBP 350,000	Iron Mountain UK Plc 3.875% 15/11/2025	447,169	0.02
GBP 187,000	Jerrold Finco Plc 6.125% 15/1/2024	246,484	0.01
GBP 320,000	Jerrold Finco Plc 6.25% 15/9/2021	428,515	0.02
GBP 393,000	Ladbroke's Group Finance Plc 5.125% 8/9/2023	539,570	0.02
USD 320,000	National Westminster Bank Plc FRN 28/5/2019 (Perpetual)	251,226	0.01
USD 200,000	Neptune Energy Bondco Plc '144A' 6.625% 15/5/2025	196,000	0.01
EUR 200,000	Nomad Foods Bondco Plc 3.25% 15/5/2024	233,063	0.01
GBP 345,000	Pinnacle Bidco Plc 6.375% 15/2/2025*	466,531	0.02
GBP 200,000	Premier Foods Finance Plc 6.25% 15/10/2023	270,494	0.01
USD 1,404,000	Royal Bank of Scotland Group Plc FRN 15/8/2021 (Perpetual)	1,500,525	0.07
USD 450,000	Sensata Technologies UK Financing Co Plc '144A' 6.25% 15/2/2026	476,437	0.02
GBP 420,000	Shop Direct Funding Plc 7.75% 15/11/2022*	501,600	0.02
GBP 147,000	Stonegate Pub Co Financing Plc FRN 15/3/2022	196,996	0.01
GBP 204,000	Stonegate Pub Co Financing Plc FRN 15/3/2022	268,905	0.01
EUR 185,000	Synlab Bondco Plc 6.25% 1/7/2022	219,159	0.01
EUR 100,000	Synlab Unsecured Bondco Plc 8.25% 1/7/2023	121,657	0.00
GBP 100,000	Tesco Plc 5% 24/3/2023	144,861	0.01
USD 2,933,000	TransDigm UK Holdings Plc '144A' 6.875% 15/5/2026	2,852,342	0.12
USD 1,478,000	Travelport Corporate Finance Plc '144A' 6% 15/3/2026	1,555,595	0.07
USD 200,000	Tullow Oil Plc '144A' 7% 1/3/2025	198,850	0.01
GBP 334,814	Unique Pub Finance Co Plc/The 5.659% 30/6/2027	484,637	0.02
GBP 500,000	Unique Pub Finance Co Plc/The 6.464% 30/3/2032	642,603	0.03
USD 6,617,000	Virgin Media Finance Plc '144A' 5.75% 15/1/2025	6,593,510	0.29

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
GBP 188,000	Virgin Media Finance Plc 6.375% 15/10/2024*	260,459	0.01
GBP 300,000	Virgin Media Secured Finance Plc 5.125% 15/1/2025	407,738	0.02
USD 600,000	Virgin Media Secured Finance Plc 5.25% 15/1/2021	613,962	0.03
USD 2,257,000	Virgin Media Secured Finance Plc '144A' 5.25% 15/1/2026*	2,265,735	0.10
GBP 90,000	Virgin Media Secured Finance Plc 5.5% 15/1/2025	122,665	0.01
USD 844,000	Virgin Media Secured Finance Plc '144A' 5.5% 15/8/2026	841,890	0.04
		<u>42,156,792</u>	<u>1.84</u>
	米国		
USD 1,105,000	Acadia Healthcare Co Inc 5.125% 1/7/2022	1,093,950	0.05
USD 1,702,000	Acadia Healthcare Co Inc 5.625% 15/2/2023	1,697,745	0.07
USD 1,185,000	Acadia Healthcare Co Inc 6.5% 1/3/2024	1,185,000	0.05
USD 5,378,000	ACI Worldwide Inc '144A' 5.75% 15/8/2026	5,539,340	0.24
USD 432,000	Acrisure LLC / Acrisure Finance Inc '144A' 8.125% 15/2/2024	440,910	0.02
USD 1,135,000	ADT Security Corp/The 3.5% 15/7/2022	1,119,394	0.05
USD 1,718,000	ADT Security Corp/The 4.125% 15/6/2023	1,690,512	0.07
USD 2,278,000	ADT Security Corp/The '144A' 4.875% 15/7/2032	1,902,130	0.08
USD 1,190,000	Advanced Disposal Services Inc '144A' 5.625% 15/11/2024	1,207,850	0.05
USD 911,000	Advanced Micro Devices Inc 7% 1/7/2024	958,828	0.04
USD 1,134,000	Advanced Micro Devices Inc 7.5% 15/8/2022	1,261,575	0.06
USD 129,000	AES Corp/VA 4.5% 15/3/2023	129,968	0.01
USD 461,000	AES Corp/VA 4.875% 15/5/2023	467,339	0.02
USD 1,798,000	AES Corp/VA 5.125% 1/9/2027	1,853,648	0.08
USD 1,626,000	AES Corp/VA 6% 15/5/2026	1,719,495	0.08
USD 1,092,000	AHP Health Partners Inc '144A' 9.75% 15/7/2026*	1,143,870	0.05
USD 299,000	Albertsons Cos LLC / Safeway Inc / New Albertsons LP / Albertson's LLC 6.625% 15/6/2024	301,243	0.01
USD 814,000	Albertsons Cos LLC / Safeway Inc / New Albertsons LP / Albertson's LLC '144A' 7.5% 15/3/2026	838,420	0.04
USD 370,000	Allegro CLO II-S Ltd 'Series 2014- 1RA B' '144A' FRN 21/10/2028	365,625	0.02
USD 1,800,000	Allegro CLO VI Ltd 'Series 2017-2A D' '144A' FRN 17/1/2031	1,726,906	0.08
USD 850,000	Allegro CLO VIII Ltd 'Series 2018- 2A C' '144A' FRN 15/7/2031	828,233	0.04
USD 1,131,000	Alliance Data Systems Corp '144A' 5.375% 1/8/2022	1,146,551	0.05
USD 2,870,000	Alliance Data Systems Corp '144A' 5.875% 1/11/2021	2,934,575	0.13
USD 9,335,000	Alliant Holdings Intermediate LLC / Alliant Holdings Co-Issuer '144A' 8.25% 1/8/2023	9,661,725	0.42
USD 620,000	Ally Financial Inc 5.75% 20/11/2025	660,300	0.03
USD 16,209,000	Ally Financial Inc 8% 1/11/2031	20,119,421	0.88
USD 500,000	ALM VII R-2 Ltd 'Series 2013-7R2A BR2' '144A' FRN 15/10/2027	498,927	0.02
USD 1,000,000	ALM XVI Ltd/ALM XVI LLC 'Series 2015-16A BR2' '144A' FRN 15/7/2027	990,105	0.04

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 1,000,000	ALM XVI Ltd/ALM XVI LLC 'Series 2015-16A CR2' '144A' FRN 15/7/2027	988,697	0.04
USD 684,000	AMC Networks Inc 4.75% 15/12/2022	693,405	0.03
USD 1,551,000	AMC Networks Inc 4.75% 1/8/2025	1,504,284	0.07
USD 64,000	AMC Networks Inc 5% 1/4/2024	63,520	0.00
USD 2,015,000	American Builders & Contractors Supply Co Inc '144A' 5.875% 15/5/2026	2,055,300	0.09
USD 869,000	AmWINS Group Inc '144A' 7.75% 1/7/2026	892,898	0.04
USD 250,000	Anchorage Capital CLO 3-R Ltd 'Series 2014-3RA B' '144A' FRN28/1/2031	245,900	0.01
USD 750,000	Anchorage Capital CLO 4-R Ltd 'Series 2014-4RA C' '144A' FRN 28/1/2031	720,914	0.03
EUR 245,000	Anchorage Capital Europe CLO 2 DAC FRN 15/5/2031	262,677	0.01
USD 939,000	Anixter Inc '144A' 6% 1/12/2025	976,560	0.04
USD 2,439,000	Antero Midstream Partners LP / Antero Midstream Finance Corp 5.375% 15/9/2024	2,451,195	0.11
USD 874,000	Antero Midstream Partners LP / Antero Midstream Finance Corp '144A' 5.75% 1/3/2027	882,993	0.04
USD 2,124,000	Antero Resources Corp 5% 1/3/2025*	2,049,660	0.09
USD 1,309,000	Antero Resources Corp 5.125% 1/12/2022	1,313,909	0.06
USD 885,000	Antero Resources Corp 5.625% 1/6/2023	890,531	0.04
USD 833,000	Apergy Corp 6.375% 1/5/2026	831,959	0.04
USD 1,000,000	Apidos CLO XV 'Series 2013-15A CRR' '144A' FRN 20/4/2031	966,282	0.04
USD 1,000,000	Apidos CLO XV 'Series 2013-15A DRR' '144A' FRN 20/4/2031	955,822	0.04
USD 1,000,000	Apidos CLO XXIX 'Series 2018-29A B' '144A' FRN 25/7/2030	962,751	0.04
USD 1,000,000	Apidos CLO XXIX 'Series 2018-29A C' '144A' FRN 25/7/2030	957,553	0.04
USD 1,002,000	APX Group Inc 7.875% 1/12/2022	1,000,748	0.04
USD 2,279,000	APX Group Inc 8.75% 1/12/2020	2,279,000	0.10
USD 129,000	Aramark Services Inc 4.75% 1/6/2026	128,355	0.01
USD 210,000	Aramark Services Inc '144A' 5% 1/4/2025	213,675	0.01
USD 2,293,000	Aramark Services Inc '144A' 5% 1/2/2028	2,275,803	0.10
USD 6,687,000	Arconic Inc 5.125% 1/10/2024	6,641,027	0.29
USD 1,005,000	Arconic Inc 5.4% 15/4/2021	1,036,507	0.05
USD 1,145,000	Arconic Inc 5.87% 23/2/2022	1,205,112	0.05
USD 500,000	Ares XXXIIR CLO Ltd 'Series 2014-32RA B' '144A' FRN 15/5/2030	479,732	0.02
USD 750,000	Ares XXXIIR CLO Ltd 'Series 2014-32RA C' '144A' FRN 15/5/2030	726,645	0.03
USD 500,000	Ares XXXVR CLO Ltd 'Series 2015-35RA D' '144A' FRN 15/7/2030	488,217	0.02
USD 2,794,000	Asbury Automotive Group Inc 6% 15/12/2024	2,856,865	0.13
USD 1,180,000	Ascend Learning LLC '144A' 6.875% 1/8/2025	1,160,825	0.05
USD 1,856,000	Ascend Learning LLC '144A' 6.875% 1/8/2025	1,816,560	0.08

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 980,000	Ascent Resources Utica Holdings LLC / ARU Finance Corp '144A' 7% 1/11/2026	953,050	0.04
USD 2,236,000	Ascent Resources Utica Holdings LLC / ARU Finance Corp '144A' 10% 1/4/2022	2,417,675	0.11
USD 350,000	ASSURANT CLO I Ltd 'Series 2017-1A E' '144A' FRN 20/10/2029	343,761	0.02
USD 1,250,000	Atlas Senior Loan Fund VII Ltd 'Series 2016-7A B1R' '144A' FRN 27/11/2031	1,242,625	0.05
USD 1,750,000	Atlas Senior Loan Fund X Ltd 'Series 2018-10A D' '144A' FRN 15/1/2031	1,632,196	0.07
USD 250,000	Atrium IX '144A' FRN 28/5/2030	250,660	0.01
USD 1,288,000	Atrium XIV LLC '144A' FRN 23/8/2030	1,256,594	0.06
USD 1,500,000	Atrium XV '144A' FRN 23/1/2031	1,500,928	0.07
USD 1,000,000	Atrium XV '144A' FRN 23/1/2031	981,528	0.04
USD 1,000,000	Atrium XV '144A' FRN 23/1/2031	974,178	0.04
USD 250,000	Atrium XV '144A' FRN 23/1/2031	236,262	0.01
EUR 211,000	Avantor Inc 4.75% 1/10/2024	249,254	0.01
USD 13,044,000	Avantor Inc '144A' 6% 1/10/2024	13,272,270	0.58
USD 6,846,000	Avantor Inc '144A' 9% 1/10/2025	7,350,892	0.32
USD 4,324,000	Axalta Coating Systems LLC '144A' 4.875% 15/8/2024*	4,318,595	0.19
USD 431,000	B&G Foods Inc 5.25% 1/4/2025	412,144	0.02
EUR 358,000	Banff Merger Sub Inc 8.375% 1/9/2026	403,597	0.02
USD 11,776,000	Banff Merger Sub Inc '144A' 9.75% 1/9/2026	11,511,040	0.50
USD 7,776,000	Bausch Health Americas Inc '144A' 8.5% 31/1/2027	8,087,040	0.35
USD 2,227,000	Bausch Health Americas Inc '144A' 9.25% 1/4/2026	2,399,593	0.11
USD 2,111,000	BBA US Holdings Inc '144A' 5.375% 1/5/2026	2,147,943	0.09
USD 132,000	Beacon Roofing Supply Inc '144A' 4.875% 1/11/2025	123,915	0.01
EUR 440,000	Belden Inc 4.125% 15/10/2026	526,743	0.02
USD 500,000	Benefit Street Partners CLO XV Ltd 'Series 2018-15A A2A' '144A' FRN 18/7/2031	495,741	0.02
USD 135,000	Berry Global Inc 5.5% 15/5/2022	137,531	0.01
USD 2,451,000	Berry Petroleum Co LLC '144A' 7% 15/2/2026	2,457,127	0.11
USD 2,111,000	Big River Steel LLC / BRS Finance Corp '144A' 7.25% 1/9/2025	2,195,440	0.10
USD 4,607,000	Blackstone CQP Holdco LP '144A' 6% 18/8/2021	4,607,000	0.20
USD 28,285,000	Blackstone CQP Holdco LP '144A' 6.5% 20/3/2021	28,320,356	1.24
USD 618,000	Block Communications Inc '144A' 6.875% 15/2/2025	644,265	0.03
USD 5,233,000	Blue Cube Spinco LLC 9.75% 15/10/2023	5,867,501	0.26
USD 3,862,000	Blue Cube Spinco LLC 10% 15/10/2025	4,441,300	0.19
USD 1,253,000	Booz Allen Hamilton Inc '144A' 5.125% 1/5/2025	1,265,530	0.06
USD 499,000	Boyd Gaming Corp 6% 15/8/2026	513,346	0.02
USD 962,000	Boyne USA Inc '144A' 7.25% 1/5/2025	1,034,150	0.05
USD 1,693,000	Brand Industrial Services Inc '144A' 8.5% 15/7/2025	1,536,397	0.07
USD 1,682,000	Brazos Valley Longhorn LLC / Brazos Valley Longhorn Finance Corp 6.875% 1/2/2025	1,726,153	0.08
USD 1,235,000	Brink's Co/The '144A' 4.625% 15/10/2027	1,182,512	0.05

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 3,393,000	Bruin E&P Partners LLC '144A' 8.875% 1/8/2023	3,316,658	0.15
EUR 312,000	BWAY Holding Co 4.75% 15/4/2024	359,991	0.02
USD 7,280,000	BWAY Holding Co '144A' 5.5% 15/4/2024	7,179,900	0.31
USD 1,837,000	BWX Technologies Inc '144A' 5.375% 15/7/2026	1,887,517	0.08
USD 4,251,000	Cablevision Systems Corp 8% 15/4/2020	4,447,609	0.19
USD 1,644,000	Caesars Resort Collection LLC / CRC Finco Inc '144A' 5.25% 15/10/2025	1,563,855	0.07
USD 897,000	Calfrac Holdings LP '144A' 8.5% 15/6/2026	672,481	0.03
USD 8,114,000	California Resources Corp '144A' 8% 15/12/2022*	6,470,915	0.28
USD 1,844,000	Callon Petroleum Co 6.125% 1/10/2024	1,887,795	0.08
USD 1,027,000	Callon Petroleum Co 6.375% 1/7/2026	1,038,256	0.05
USD 5,556,000	Calpine Corp '144A' 5.25% 1/6/2026	5,465,715	0.24
USD 7,421,000	Calpine Corp 5.375% 15/1/2023	7,365,342	0.32
USD 805,000	Calpine Corp 5.75% 15/1/2025	774,812	0.03
USD 2,067,000	Calpine Corp '144A' 5.875% 15/1/2024	2,118,675	0.09
USD 1,300,000	Carlyle Global Market Strategies CLO 2013-4 Ltd 'Series 2013-4A DRR' '144A' FRN 15/1/2031	1,233,361	0.05
USD 500,000	Carlyle Global Market Strategies CLO 2014-2R Ltd 'Series 2014- 2RA B' '144A' FRN 15/5/2031	478,837	0.02
USD 750,000	Carlyle Global Market Strategies CLO 2015-3 Ltd 'Series 2015-3A A2R' '144A' FRN 28/7/2028	745,737	0.03
USD 250,000	Carlyle Global Market Strategies CLO 2016-1 Ltd 'Series 2016-1A BR' '144A' FRN 20/4/2027	245,796	0.01
USD 500,000	Carlyle US CLO 2016-4 Ltd 'Series 2016-4A BR' '144A' FRN 20/10/2027	495,203	0.02
USD 1,500,000	Carlyle US Clo 2017-2 Ltd FRN 20/7/2031	1,505,376	0.07
USD 2,297,000	Carrizo Oil & Gas Inc 6.25% 15/4/2023*	2,262,545	0.10
USD 2,606,000	Carrizo Oil & Gas Inc 8.25% 15/7/2025	2,716,755	0.12
USD 1,875,000	Catalent Pharma Solutions Inc '144A' 4.875% 15/1/2026	1,869,728	0.08
USD 2,014,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp '144A' 4% 1/3/2023	1,988,825	0.09
USD 6,682,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp '144A' 5% 1/2/2028	6,498,245	0.28
USD 13,137,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp '144A' 5.125% 1/5/2027	13,005,630	0.57
USD 129,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp '144A' 5.375% 1/5/2025	132,257	0.01
USD 3,433,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp '144A' 5.75% 15/2/2026	3,556,382	0.16
USD 718,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp '144A' 5.875% 1/5/2027	738,194	0.03
USD 5,094,000	CDK Global Inc 4.875% 1/6/2027	5,014,839	0.22
USD 802,000	CDW LLC / CDW Finance Corp 5% 1/9/2025	814,030	0.04

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。  
添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。



## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 1,000,000	Cedar Funding IX CLO Ltd 'Series 2018-9A C' FRN 20/4/2031	946,754	0.04
USD 250,000	Cedar Funding VIII Clo Ltd 'Series 2017-8A D' '144A' FRN 17/10/2030	247,303	0.01
USD 1,000,000	Cent CLO 17 Ltd '144A' FRN 30/4/2031	989,211	0.04
USD 1,000,000	Cent CLO 17 Ltd '144A' FRN 30/4/2031	970,111	0.04
USD 750,000	Cent CLO 17 Ltd '144A' FRN 30/4/2031	718,198	0.03
USD 2,079,000	Centene Corp 4.75% 15/1/2025	2,097,191	0.09
USD 13,289,000	Centene Corp '144A' 5.375% 1/6/2026	13,754,115	0.60
USD 962,000	CenturyLink Inc 5.625% 1/4/2025	923,241	0.04
USD 3,663,000	CenturyLink Inc 6.45% 15/6/2021	3,814,099	0.17
USD 662,000	CenturyLink Inc 6.75% 1/12/2023*	691,790	0.03
USD 2,809,000	CenturyLink Inc 7.5% 1/4/2024*	2,984,562	0.13
USD 1,756,000	CenturyLink Inc 7.65% 15/3/2042	1,545,280	0.07
USD 1,855,000	Change Healthcare Holdings LLC / Change Healthcare Finance Inc '144A' 5.75% 1/3/2025	1,808,625	0.08
USD 2,221,000	Chaparral Energy Inc '144A' 8.75% 15/7/2023	1,543,595	0.07
USD 2,813,000	Charles River Laboratories International Inc '144A' 5.5% 1/4/2026	2,925,520	0.13
EUR 1,100,000	Chemours Co/The 4% 15/5/2026	1,247,917	0.05
USD 1,249,000	Chemours Co/The 5.375% 15/5/2027	1,224,020	0.05
USD 3,234,000	Chemours Co/The 6.625% 15/5/2023	3,367,403	0.15
USD 1,938,000	Chemours Co/The 7% 15/5/2025	2,022,807	0.09
USD 700,000	Chenango Park CLO Ltd 'Series 2018-1A B' '144A' FRN 15/4/2030	672,601	0.03
USD 3,392,000	Cheniere Corpus Christi Holdings LLC 5.125% 30/6/2027	3,468,320	0.15
USD 3,460,000	Cheniere Corpus Christi Holdings LLC 5.875% 31/3/2025	3,693,585	0.16
USD 5,469,000	Cheniere Corpus Christi Holdings LLC 7% 30/6/2024	6,077,426	0.27
USD 373,000	Chesapeake Energy Corp 4.875% 15/4/2022	360,877	0.02
USD 2,864,000	Chesapeake Energy Corp 6.625% 15/8/2020	2,914,120	0.13
USD 2,751,000	Chesapeake Energy Corp 7% 1/10/2024*	2,730,368	0.12
USD 1,718,000	Chesapeake Energy Corp 8% 15/1/2025*	1,760,950	0.08
USD 7,315,000	Chesapeake Energy Corp 8% 15/6/2027*	7,260,138	0.32
USD 1,082,000	Chobani LLC / Chobani Finance Corp Inc '144A' 7.5% 15/4/2025*	968,390	0.04
USD 4,697,000	CHS/Community Health Systems Inc '144A' 8.625% 15/1/2024	4,870,202	0.21
USD 1,276,000	Churchill Downs Inc '144A' 4.75% 15/1/2028	1,231,340	0.05
USD 1,730,000	CIFC Funding 2013-II Ltd 'Series 2013-2A B1LR' '144A' FRN 18/10/2030	1,703,271	0.07
USD 700,000	CIFC Funding 2014-II-R Ltd 'Series 2014-2RA A3' '144A' FRN 24/4/2030	683,809	0.03
USD 250,000	Cifc Funding 2014-IV-R Ltd 'Series 2014-4RA B' '144A' FRN 17/10/2030	248,619	0.01
USD 392,000	Cifc Funding 2014-IV-R Ltd 'Series 2014-4RA C' '144A' FRN 17/10/2030	389,643	0.02
USD 1,500,000	CIFC Funding 2018-I Ltd 'Series 2018-1A C' '144A' FRN 18/4/2031	1,430,197	0.06

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。  
添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 1,800,000	CIFC Funding 2018-I Ltd 'Series 2018-1A D' '144A' FRN 18/4/2031	1,692,987	0.07
USD 500,000	CIFC Funding 2018-IV Ltd 'Series 2018-4A B' '144A' FRN 17/10/2031	484,296	0.02
USD 680,000	Cincinnati Bell Inc '144A' 7% 15/7/2024	620,568	0.03
USD 2,742,000	Cincinnati Bell Inc '144A' 8% 15/10/2025	2,515,785	0.11
USD 257,000	CIT Group Inc 4.75% 16/2/2024	262,461	0.01
USD 353,000	CIT Group Inc 5% 1/8/2023	366,237	0.02
USD 1,080,000	CIT Group Inc 5.25% 7/3/2025	1,136,203	0.05
USD 5,998,000	CIT Group Inc 6% 1/4/2036	5,653,115	0.25
USD 854,000	CIT Group Inc 6.125% 9/3/2028*	930,860	0.04
USD 9,546,000	Clear Channel Worldwide Holdings Inc 6.5% 15/11/2022	9,796,582	0.43
USD 16,693,000	Clear Channel Worldwide Holdings Inc 6.5% 15/11/2022	17,112,662	0.75
USD 14,146,000	Clear Channel Worldwide Holdings Inc '144A' 9.25% 15/2/2024	14,827,837	0.65
USD 1,650,000	Clear Creek CLO 'Series 2015-1A DR' '144A' FRN 20/10/2030	1,583,135	0.07
USD 922,000	Clearway Energy Operating LLC 5% 15/9/2026	862,070	0.04
USD 2,009,000	Clearway Energy Operating LLC 5.375% 15/8/2024	1,973,843	0.09
USD 1,722,000	Clearway Energy Operating LLC '144A' 5.75% 15/10/2025	1,694,018	0.07
USD 1,995,000	Cleveland-Cliffs Inc '144A' 4.875% 15/1/2024	1,995,000	0.09
USD 14,870,000	CNX Resources Corp 5.875% 15/4/2022	14,851,412	0.65
EUR 193,000	Colfax Corp 3.25% 15/5/2025	221,641	0.01
USD 3,901,000	Colfax Corp '144A' 6% 15/2/2024	4,032,659	0.18
USD 1,940,000	Colfax Corp '144A' 6.375% 15/2/2026	2,026,097	0.09
USD 6,383,000	CommScope Finance LLC '144A' 5.5% 1/3/2024	6,510,660	0.28
USD 5,497,000	CommScope Finance LLC '144A' 6% 1/3/2026	5,620,682	0.25
USD 1,865,000	CommScope Finance LLC '144A' 8.25% 1/3/2027	1,934,937	0.08
USD 1,428,000	CommScope Technologies LLC '144A' 5% 15/3/2027	1,263,780	0.06
USD 14,000	CommScope Technologies LLC '144A' 6% 15/6/2025	13,265	0.00
USD 1,400,000	Comstock Resources Inc '144A' 9.75% 15/8/2026	1,309,000	0.06
USD 4,102,000	CONSOL Energy Inc '144A' 11% 15/11/2025	4,645,515	0.20
USD 2,787,000	Core & Main LP '144A' 6.125% 15/8/2025	2,703,390	0.12
USD 1,985,000	CoreCivic Inc 4.75% 15/10/2027	1,734,394	0.08
USD 744,000	Coty Inc '144A' 6.5% 15/4/2026*	718,853	0.03
USD 2,499,000	Covey Park Energy LLC / Covey Park Finance Corp '144A' 7.5% 15/5/2025	2,335,815	0.10
USD 2,908,000	CPG Merger Sub LLC '144A' 8% 1/10/2021	2,878,920	0.13
USD 453,000	Crestwood Midstream Partners LP / Crestwood Midstream Finance Corp 6.25% 1/4/2023	466,590	0.02
USD 129,000	Crown Americas LLC / Crown Americas Capital Corp IV 4.5% 15/1/2023	130,974	0.01
USD 1,908,000	Crown Americas LLC / Crown Americas Capital Corp V 4.25% 30/9/2026	1,838,835	0.08
USD 4,744,000	Crown Americas LLC / Crown Americas Capital Corp VI 4.75% 1/2/2026	4,744,000	0.21

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 7,741,000	CrownRock LP / CrownRock Finance Inc '144A' 5.625% 15/10/2025	7,537,954	0.33
USD 6,828,000	CSC Holdings LLC '144A' 5.125% 15/12/2021	6,862,823	0.30
USD 4,850,000	CSC Holdings LLC 5.25% 1/6/2024	4,848,448	0.21
USD 5,062,000	CSC Holdings LLC '144A' 5.375% 15/7/2023	5,214,872	0.23
USD 1,837,000	CSC Holdings LLC '144A' 5.375% 1/2/2028	1,811,741	0.08
USD 4,173,000	CSC Holdings LLC '144A' 5.5% 15/5/2026	4,230,379	0.19
USD 5,525,000	CSC Holdings LLC '144A' 6.5% 1/2/2029	5,783,984	0.25
USD 618,000	CSC Holdings LLC '144A' 6.625% 15/10/2025	656,736	0.03
USD 4,259,000	CSC Holdings LLC '144A' 7.75% 15/7/2025	4,557,130	0.20
USD 10,231,000	CSC Holdings LLC '144A' 10.875% 15/10/2025	11,893,537	0.52
USD 2,095,000	CSI Compressco LP / CSI Compressco Finance Inc '144A' 7.5% 1/4/2025	2,037,388	0.09
USD 586,000	CyrusOne LP / CyrusOne Finance Corp 5% 15/3/2024	596,255	0.03
USD 503,000	CyrusOne LP / CyrusOne Finance Corp 5.375% 15/3/2027	513,060	0.02
USD 1,071,000	DaVita Inc 5.125% 15/7/2024	1,060,290	0.05
USD 2,055,000	DCP Midstream Operating LP '144A' 4.75% 30/9/2021	2,096,100	0.09
USD 810,000	DCP Midstream Operating LP 5.375% 15/7/2025	844,425	0.04
USD 2,275,000	DCP Midstream Operating LP '144A' 6.45% 3/11/2036	2,303,438	0.10
USD 2,536,000	DCP Midstream Operating LP '144A' 6.75% 15/9/2037	2,599,400	0.11
USD 910,000	Dell International LLC / EMC Corp '144A' 4.42% 15/6/2021	926,481	0.04
USD 6,635,000	Dell International LLC / EMC Corp '144A' 7.125% 15/6/2024*	7,040,871	0.31
USD 3,161,000	Denbury Resources Inc '144A' 9.25% 31/3/2022	3,184,708	0.14
USD 2,321,000	Diamond Offshore Drilling Inc 4.875% 1/11/2043	1,479,637	0.06
USD 227,000	Diamond Offshore Drilling Inc 5.7% 15/10/2039	154,927	0.01
USD 646,000	Diamond Offshore Drilling Inc 7.875% 15/8/2025*	612,085	0.03
USD 2,176,000	Diamondback Energy Inc '144A' 4.75% 1/11/2024	2,216,800	0.10
USD 1,396,000	Diamondback Energy Inc 5.375% 31/5/2025	1,446,605	0.06
USD 1,954,000	DISH DBS Corp 5% 15/3/2023	1,748,830	0.08
USD 8,593,000	DISH DBS Corp 5.875% 15/7/2022	8,281,504	0.36
USD 1,366,000	DISH DBS Corp 5.875% 15/11/2024	1,162,807	0.05
USD 2,961,000	DISH DBS Corp 6.75% 1/6/2021	3,035,025	0.13
USD 1,757,000	Eagle Holding Co II LLC '144A' 7.625% 15/5/2022	1,772,374	0.08
USD 1,475,000	Elanco Animal Health Inc '144A' 4.9% 28/8/2028	1,525,999	0.07
USD 428,000	Eldorado Resorts Inc 6% 1/4/2025	436,560	0.02
USD 913,000	Eldorado Resorts Inc '144A' 6% 15/9/2026	933,269	0.04
USD 9,066,000	Element Solutions Inc '144A' 5.875% 1/12/2025	9,224,655	0.40
USD 2,874,000	Embarq Corp 7.995% 1/6/2036	2,801,317	0.12
USD 1,113,000	Encompass Health Corp 5.75% 1/11/2024	1,128,304	0.05

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 3,871,000	Endeavor Energy Resources LP / EER Finance Inc '144A' 5.5% 30/1/2026	4,040,356	0.18
USD 3,165,000	Endeavor Energy Resources LP / EER Finance Inc '144A' 5.75% 30/1/2028	3,382,594	0.15
USD 1,005,000	Endo Finance LLC '144A' 5.75% 15/1/2022	931,509	0.04
USD 3,498,000	Endo Finance LLC / Endo Finco Inc '144A' 5.375% 15/1/2023	2,898,967	0.13
USD 1,119,000	Endo Finance LLC / Endo Finco Inc '144A' 7.25% 15/1/2022	1,074,240	0.05
USD 474,000	Energizer Holdings Inc '144A' 6.375% 15/7/2026	477,555	0.02
USD 2,184,000	Energizer Holdings Inc '144A' 7.75% 15/1/2027*	2,331,420	0.10
USD 190,000	EnLink Midstream Partners LP 4.15% 1/6/2025	182,400	0.01
USD 1,476,000	EnLink Midstream Partners LP 4.4% 1/4/2024	1,439,100	0.06
USD 604,000	EnLink Midstream Partners LP 4.85% 15/7/2026	592,675	0.03
USD 1,296,000	EnLink Midstream Partners LP 5.05% 1/4/2045	1,101,600	0.05
USD 1,643,000	EnLink Midstream Partners LP 5.45% 1/6/2047	1,458,163	0.06
USD 637,000	EnLink Midstream Partners LP 5.6% 1/4/2044	571,707	0.03
USD 1,252,000	EnPro Industries Inc '144A' 5.75% 15/10/2026	1,264,520	0.06
USD 1,695,000	Entegris Inc '144A' 4.625% 10/2/2026	1,678,253	0.07
USD 2,617,000	EP Energy LLC / Everest Acquisition Finance Inc '144A' 7.75% 15/5/2026	2,345,486	0.10
USD 86,000	EP Energy LLC / Everest Acquisition Finance Inc 9.375% 1/5/2020	67,510	0.00
EUR 443,000	Equinix Inc 2.875% 15/3/2024	519,941	0.02
EUR 475,000	Equinix Inc 2.875% 1/10/2025	555,257	0.02
EUR 100,000	Equinix Inc 2.875% 1/2/2026	116,557	0.01
USD 1,014,000	Equinix Inc 5.375% 1/4/2023	1,036,815	0.05
USD 1,033,000	Equinix Inc 5.375% 15/5/2027	1,071,738	0.05
USD 4,112,000	Equinix Inc 5.875% 15/1/2026	4,317,600	0.19
USD 850,000	Erscrew Adelpia 31/12/2049 (Zero Coupon)	30	0.00
USD 1,392,000	ESH Hospitality Inc '144A' 5.25% 1/5/2025	1,394,937	0.06
USD 3,324,000	Extraction Oil & Gas Inc '144A' 5.625% 1/2/2026	2,817,090	0.12
USD 4,485,000	Extraction Oil & Gas Inc '144A' 7.375% 15/5/2024	4,081,350	0.18
USD 998,000	Five Point Operating Co LP / Five Point Capital Corp '144A' 7.875% 15/11/2025	970,555	0.04
USD 556,000	Flexi-Van Leasing Inc '144A' 10% 15/2/2023	472,600	0.02
USD 602,000	Fortress Transportation & Infrastructure Investors LLC '144A' 6.5% 1/10/2025	589,960	0.03
USD 569,000	Fortress Transportation & Infrastructure Investors LLC '144A' 6.75% 15/3/2022	577,535	0.03
USD 3,041,000	Freeport-McMoRan Inc 3.55% 1/3/2022	3,014,391	0.13
USD 8,376,000	Freeport-McMoRan Inc 3.875% 15/3/2023	8,260,830	0.36
USD 1,912,000	Freeport-McMoRan Inc 4% 14/11/2021	1,916,780	0.08

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 2,475,000	Freeport-McMoRan Inc 4.55% 14/11/2024	2,450,250	0.11
USD 972,000	Freeport-McMoRan Inc 5.4% 14/11/2034	893,025	0.04
USD 12,320,000	Freeport-McMoRan Inc 5.45% 15/3/2043	10,903,200	0.48
USD 1,822,000	frontdoor Inc '144A' 6.75% 15/8/2026	1,856,163	0.08
USD 1,143,000	Frontier Communications Corp 7.125% 15/3/2019	1,144,429	0.05
USD 592,000	Frontier Communications Corp '144A' 8.5% 1/4/2026	556,480	0.02
USD 1,076,000	Frontier Communications Corp 10.5% 15/9/2022	788,170	0.03
USD 14,373,000	Frontier Communications Corp 11% 15/9/2025	9,486,180	0.41
USD 628,000	FS Energy & Power Fund '144A' 7.5% 15/8/2023	636,987	0.03
USD 1,000,000	Galaxy XXI CLO Ltd 'Series 2015- 21A DR' '144A' FRN 20/4/2031	951,534	0.04
USD 500,000	Galaxy Xxiv Clo Ltd 'Series 2017- 24A C' '144A' FRN 15/1/2031	473,648	0.02
USD 500,000	Galaxy XXV CLO Ltd 'Series 2018- 25A D' '144A' FRN 25/10/2031	489,285	0.02
USD 250,000	Galaxy XXVI CLO Ltd 'Series 2018- 26A B' '144A' FRN 22/11/2031	247,393	0.01
USD 250,000	Galaxy XXVI CLO Ltd 'Series 2018- 26A D' '144A' FRN 22/11/2031	243,775	0.01
USD 1,000,000	Galaxy XXVII CLO Ltd 'Series 2018- 27A D' '144A' FRN 16/5/2031	945,610	0.04
USD 1,015,000	Gartner Inc '144A' 5.125% 1/4/2025	1,022,612	0.04
USD 4,180,000	Gates Global LLC / Gates Global Co '144A' 6% 15/7/2022	4,212,019	0.18
USD 2,140,000	GCP Applied Technologies Inc '144A' 5.5% 15/4/2026	2,150,700	0.09
USD 1,704,000	Genesis Energy LP / Genesis Energy Finance Corp 6.25% 15/5/2026	1,586,850	0.07
USD 819,000	Genesis Energy LP / Genesis Energy Finance Corp 6.5% 1/10/2025	786,240	0.03
USD 7,959,000	Genesys Telecommunications Laboratories Inc/Greeneden Lux 3 Sarl/Greeneden US Ho '144A' 10% 30/11/2024	8,705,156	0.38
USD 384,000	GEO Group Inc/The 5.125% 1/4/2023	365,280	0.02
USD 1,855,000	GEO Group Inc/The 5.875% 15/10/2024	1,762,250	0.08
USD 595,000	Getty Images Inc '144A' 9.75% 1/3/2027	600,950	0.03
USD 174,000	GLP Capital LP / GLP Financing II Inc 5.25% 1/6/2025	180,386	0.01
USD 1,482,000	GLP Capital LP / GLP Financing II Inc 5.375% 1/11/2023	1,543,414	0.07
USD 890,000	GLP Capital LP / GLP Financing II Inc 5.375% 15/4/2026	923,553	0.04
USD 620,000	GLP Capital LP / GLP Financing II Inc 5.75% 1/6/2028	647,392	0.03
USD 4,420,000	Golden Nugget Inc '144A' 6.75% 15/10/2024	4,464,200	0.20
USD 750,000	Goldentree Loan Management US Clo 3 Ltd FRN 20/4/2030	722,033	0.03
USD 1,000,000	Goldentree Loan Management US Clo 3 Ltd 'Series 2018-3A C' FRN 20/4/2030	959,715	0.04
USD 1,200,000	Goldentree Loan Management US Clo 1 Ltd 'Series 2017-1A D' '144A' FRN 20/4/2029	1,196,627	0.05
USD 717,000	Graham Holdings Co '144A' 5.75% 1/6/2026	740,302	0.03

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 749,000	Gray Television Inc '144A' 5.125% 15/10/2024	745,255	0.03
USD 1,838,000	Gray Television Inc '144A' 7% 15/5/2027	1,929,349	0.08
USD 4,980,000	Great Western Petroleum LLC / Great Western Finance Corp '144A' 9% 30/9/2021	4,307,700	0.19
USD 1,595,000	Greenwood Park CLO Ltd 'Series 2018-1A D' '144A' FRN 15/4/2031	1,508,025	0.07
USD 681,000	Greif Inc '144A' 6.5% 1/3/2027	694,620	0.03
USD 1,970,000	Greystar Real Estate Partners LLC '144A' 5.75% 1/12/2025	1,984,775	0.09
USD 2,819,000	Grinding Media Inc / Moly-Cop AltaSteel Ltd '144A' 7.375% 15/12/2023	2,840,143	0.12
USD 520,000	Group 1 Automotive Inc '144A' 5.25% 15/12/2023	520,000	0.02
USD 1,447,000	Gulfport Energy Corp 6.625% 1/5/2023	1,418,060	0.06
USD 3,336,000	Halcon Resources Corp 6.75% 15/2/2025	2,518,680	0.11
USD 1,562,000	Harland Clarke Holdings Corp '144A' 8.375% 15/8/2022	1,456,565	0.06
USD 5,435,000	HCA Inc 5.375% 1/2/2025	5,638,812	0.25
USD 1,704,000	HCA Inc 5.375% 1/9/2026	1,748,730	0.08
USD 7,517,000	HCA Inc 5.625% 1/9/2028	7,817,680	0.34
USD 129,000	HCA Inc 5.875% 1/5/2023	136,901	0.01
USD 7,138,000	HCA Inc 5.875% 1/2/2029	7,477,055	0.33
USD 13,261,000	HD Supply Inc '144A' 5.375% 15/10/2026	13,625,677	0.60
USD 1,202,000	Herc Rentals Inc '144A' 7.5% 1/6/2022	1,260,597	0.06
USD 575,000	Hertz Corp/The '144A' 7.625% 1/6/2022	589,835	0.03
USD 1,761,000	Hess Infrastructure Partners LP / Hess Infrastructure Partners Finance Corp '144A' 5.625% 15/2/2026	1,778,610	0.08
USD 750,000	Highbridge Loan Management 12-2018 Ltd 'Series 12A-18 A2' '144A' FRN 18/7/2031	734,806	0.03
USD 1,250,000	Highbridge Loan Management 12-2018 Ltd 'Series 12A-18 B' '144A' FRN 18/7/2031	1,210,253	0.05
USD 1,000,000	Highbridge Loan Management 12-2018 Ltd 'Series 12A-18 C' '144A' FRN 18/7/2031	959,477	0.04
USD 1,651,000	Hilton Domestic Operating Co Inc 4.25% 1/9/2024	1,627,259	0.07
USD 4,807,000	Hilton Domestic Operating Co Inc '144A' 5.125% 1/5/2026	4,843,052	0.21
USD 883,000	Hilton Worldwide Finance LLC / Hilton Worldwide Finance Corp 4.625% 1/4/2025	882,302	0.04
USD 658,000	Hilton Worldwide Finance LLC / Hilton Worldwide Finance Corp 4.875% 1/4/2027	656,710	0.03
USD 341,000	Hologic Inc '144A' 4.375% 15/10/2025	337,590	0.01
USD 1,478,000	Hologic Inc '144A' 4.625% 1/2/2028	1,437,355	0.06
USD 957,000	Howard Hughes Corp/The '144A' 5.375% 15/3/2025	952,215	0.04
USD 5,242,000	HUB International Ltd '144A' 7% 1/5/2026	5,155,297	0.23
USD 1,197,000	Hughes Satellite Systems Corp 5.25% 1/8/2026	1,188,896	0.05
USD 1,033,000	Hughes Satellite Systems Corp 7.625% 15/6/2021	1,109,184	0.05

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 3,425,000	Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp 6.375% 15/12/2025	3,532,031	0.15
USD 587,000	Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp 6.75% 1/2/2024	615,616	0.03
USD 768,000	Immucor Inc '144A' 11.125% 15/2/2022	781,440	0.03
USD 394,000	Indigo Natural Resources LLC '144A' 6.875% 15/2/2026	345,735	0.02
USD 21,909,000	Infor US Inc 6.5% 15/5/2022	22,401,953	0.98
USD 5,657,000	Informatica LLC '144A' 7.125% 15/7/2023	5,734,784	0.25
EUR 1,700,000	IQVIA Inc 3.25% 15/3/2025	1,986,113	0.09
USD 2,096,000	IQVIA Inc '144A' 5% 15/10/2026	2,145,361	0.09
USD 428,000	IRB Holding Corp '144A' 6.75% 15/2/2026	402,320	0.02
EUR 149,000	Iron Mountain Inc 3% 15/1/2025	169,312	0.01
USD 282,000	iStar Inc 4.625% 15/9/2020	283,763	0.01
USD 111,000	iStar Inc 5.25% 15/9/2022	108,780	0.00
USD 488,000	iStar Inc 6% 1/4/2022	486,780	0.02
USD 249,000	ltron Inc '144A' 5% 15/1/2026	243,397	0.01
USD 112,000	Jagged Peak Energy LLC '144A' 5.875% 1/5/2026	114,005	0.01
USD 9,934,000	Jaguar Holding Co II / Pharmaceutical Product Development LLC '144A' 6.375% 1/8/2023	10,068,109	0.44
USD 550,000	Jay Park CLO Ltd 'Series 2016-1A CR' '144A' FRN 20/10/2027	531,065	0.02
USD 4,649,000	JBS USA LUX SA / JBS USA Finance Inc '144A' 5.75% 15/6/2025*	4,718,410	0.21
USD 3,997,000	JBS USA LUX SA / JBS USA Finance Inc '144A' 5.875% 15/7/2024	4,106,918	0.18
USD 3,176,000	JBS USA LUX SA / JBS USA Finance Inc '144A' 6.75% 15/2/2028	3,303,086	0.14
USD 1,458,000	Jefferies Finance LLC / JFIN Co-Issuer Corp '144A' 6.875% 15/4/2022	1,461,645	0.06
USD 4,613,000	Jefferies Finance LLC / JFIN Co-Issuer Corp '144A' 7.375% 1/4/2020	4,633,758	0.20
USD 1,342,000	JELD-WEN Inc '144A' 4.625% 15/12/2025	1,263,158	0.06
USD 1,263,000	Joseph T Ryerson & Son Inc '144A' 11% 15/5/2022	1,327,868	0.06
USD 906,000	Kaiser Aluminum Corp 5.875% 15/5/2024	928,650	0.04
USD 265,000	KAR Auction Services Inc '144A' 5.125% 1/6/2025	258,375	0.01
USD 100,000	KFC Holding Co/Pizza Hut Holdings LLC/Taco Bell of America LLC '144A' 4.75% 1/6/2027	98,750	0.00
USD 1,411,000	KFC Holding Co/Pizza Hut Holdings LLC/Taco Bell of America LLC '144A' 5.25% 1/6/2026	1,440,109	0.06
USD 299,000	Koppers Inc '144A' 6% 15/2/2025	262,933	0.01
USD 2,249,000	Kratos Defense & Security Solutions Inc '144A' 6.5% 30/11/2025	2,341,771	0.10
USD 284,000	L Brands Inc 6.75% 1/7/2036	244,240	0.01
USD 2,814,000	L Brands Inc 6.875% 1/11/2035	2,469,285	0.11
USD 51,000	Ladder Capital Finance Holdings LLLP / Ladder Capital Finance Corp '144A' 5.25% 15/3/2022	51,893	0.00

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。  
添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 1,836,000	Ladder Capital Finance Holdings LLLP / Ladder Capital Finance Corp '144A' 5.25% 1/10/2025	1,730,430	0.08
USD 290,000	Lam Research Corp 3.75% 15/3/2026	290,792	0.01
USD 540,000	Lam Research Corp 4% 15/3/2029	540,581	0.02
USD 926,000	Lamar Media Corp '144A' 5.75% 1/2/2026	973,457	0.04
USD 891,000	Laureate Education Inc '144A' 8.25% 1/5/2025	966,735	0.04
USD 1,000,000	LCM XIV LP '144A' FRN 20/7/2031	958,603	0.04
USD 500,000	LCM XXIV Ltd '144A' FRN 20/3/2030	491,281	0.02
USD 788,000	LCM XXV Ltd '144A' FRN 20/7/2030	786,135	0.03
USD 561,000	Lennar Corp 4.75% 30/5/2025	566,610	0.02
USD 1,649,000	Lennar Corp 4.75% 29/11/2027	1,609,836	0.07
USD 282,000	Lennar Corp 5.25% 1/6/2026	283,762	0.01
USD 862,000	Lennar Corp 6.25% 15/12/2021	904,023	0.04
USD 1,146,000	Lennar Corp 8.375% 15/1/2021	1,240,545	0.05
USD 2,861,000	Level 3 Financing Inc 5.25% 15/3/2026	2,821,661	0.12
USD 254,000	Level 3 Financing Inc 5.375% 1/5/2025	253,047	0.01
USD 467,000	Level 3 Financing Inc 5.625% 1/2/2023	471,670	0.02
USD 1,821,000	Level 3 Parent LLC 5.75% 1/12/2022	1,834,657	0.08
USD 1,410,000	Lions Gate Capital Holdings LLC '144A' 5.875% 1/11/2024	1,424,100	0.06
USD 190,000	Lions Gate Capital Holdings LLC '144A' 6.375% 1/2/2024	194,910	0.01
USD 339,000	Live Nation Entertainment Inc '144A' 4.875% 1/11/2024	337,305	0.01
USD 1,000,000	Madison Park Funding XIII Ltd 'Series 2014-13A CR2' '144A' FRN 19/4/2030	982,489	0.04
USD 1,000,000	Madison Park Funding XIII Ltd 'Series 2014-13A DR2' '144A' FRN 19/4/2030	975,667	0.04
USD 1,250,000	Madison Park Funding XXVII Ltd 'Series 2018-27A C' '144A' FRN 20/4/2030	1,187,374	0.05
USD 1,000,000	Madison Park Funding XXXI Ltd 'Series 2018-31A B' '144A' FRN 23/1/2031	997,852	0.04
USD 500,000	Madison Park Funding XXXI Ltd 'Series 2018-31A C' '144A' FRN 23/1/2031	489,883	0.02
USD 1,000,000	Madison Park Funding XXXI Ltd 'Series 2018-31A D' '144A' FRN 23/1/2031	975,144	0.04
USD 372,000	Magnolia Oil & Gas Operating LLC / Magnolia Oil & Gas Finance Corp '144A' 6% 1/8/2026	372,000	0.02
USD 302,000	Marriott Ownership Resorts Inc / ILG LLC '144A' 6.5% 15/9/2026	312,193	0.01
USD 4,350,000	Matador Resources Co 5.875% 15/9/2026	4,364,268	0.19
USD 1,334,000	Match Group Inc '144A' 5.625% 15/2/2029	1,330,665	0.06
USD 417,000	Mattel Inc 5.45% 1/11/2041	323,175	0.01
USD 711,000	Mattel Inc 6.2% 1/10/2040	572,355	0.03
USD 3,441,000	Mattel Inc '144A' 6.75% 31/12/2025	3,410,891	0.15
USD 450,000	Matthews International Corp '144A' 5.25% 1/12/2025	433,125	0.02
USD 2,495,000	McDermott Technology Americas Inc / McDermott Technology US Inc '144A' 10.625% 1/5/2024	2,073,969	0.09
USD 928,000	MDC Holdings Inc 6% 15/1/2043	798,080	0.03

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。



## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 3,028,000	Mediacom Broadband LLC / Mediacom Broadband Corp 5.5% 15/4/2021	3,031,785	0.13
USD 1,325,000	MEDNAX Inc '144A' 5.25% 1/12/2023	1,343,219	0.06
USD 3,139,000	MEDNAX Inc '144A' 6.25% 15/1/2027	3,170,390	0.14
USD 1,244,000	Mercer International Inc 5.5% 15/1/2026	1,194,240	0.05
USD 310,000	Mercer International Inc 6.5% 1/2/2024	317,750	0.01
USD 272,000	Mercer International Inc 7.75% 1/12/2022	283,390	0.01
USD 2,027,000	Meredith Corp (Restricted) '144A' 6.875% 1/2/2026	2,103,013	0.09
USD 150,000	Meritage Homes Corp 7.15% 15/4/2020	155,812	0.01
USD 3,348,000	MGM Growth Properties Operating Partnership LP / MGP Finance Co-Issuer Inc 4.5% 1/9/2026	3,221,479	0.14
USD 1,846,000	MGM Growth Properties Operating Partnership LP / MGP Finance Co-Issuer Inc 4.5% 15/1/2028	1,735,240	0.08
USD 6,145,000	MGM Growth Properties Operating Partnership LP / MGP Finance Co-Issuer Inc 5.625% 1/5/2024	6,367,756	0.28
USD 2,365,000	MGM Resorts International 6.625% 15/12/2021	2,521,681	0.11
USD 1,186,000	MGM Resorts International 7.75% 15/3/2022	1,301,635	0.06
USD 2,628,000	Midcontinent Communications / Midcontinent Finance Corp '144A' 6.875% 15/8/2023	2,746,260	0.12
USD 4,186,000	Mobile Mini Inc 5.875% 1/7/2024	4,248,790	0.19
USD 1,381,000	Molina Healthcare Inc '144A' 4.875% 15/6/2025	1,365,464	0.06
USD 1,305,000	Molina Healthcare Inc 5.375% 15/11/2022	1,350,349	0.06
USD 2,096,000	Momentive Performance Materials Inc 3.88% 24/10/2021	2,268,920	0.10
USD 3,456,000	MPH Acquisition Holdings LLC '144A' 7.125% 1/6/2024	3,477,600	0.15
USD 5,999,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp 5% 15/10/2027	5,984,002	0.26
USD 1,740,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp 5.25% 1/8/2026	1,774,800	0.08
USD 850,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp 5.5% 1/5/2024	874,438	0.04
USD 896,000	MSCI Inc '144A' 5.25% 15/11/2024	925,120	0.04
USD 1,786,000	Mueller Water Products Inc '144A' 5.5% 15/6/2026	1,803,860	0.08
USD 430,000	Nabors Industries Inc 4.625% 15/9/2021	422,475	0.02
USD 1,739,000	Nabors Industries Inc 5.75% 1/2/2025	1,547,710	0.07
USD 2,060,000	Nationstar Mortgage Holdings Inc '144A' 8.125% 15/7/2023	2,106,350	0.09
USD 2,363,000	Nationstar Mortgage Holdings Inc '144A' 9.125% 15/7/2026	2,416,168	0.11
USD 233,000	Navient Corp 5% 26/10/2020	236,563	0.01
USD 1,430,000	Navient Corp 5.5% 25/1/2023	1,417,816	0.06
USD 555,000	Navient Corp 5.625% 1/8/2033	424,575	0.02
USD 681,000	Navient Corp 5.875% 25/10/2024	656,314	0.03
USD 168,000	Navient Corp 6.5% 15/6/2022	173,393	0.01
USD 1,557,000	Navient Corp 6.625% 26/7/2021	1,613,441	0.07
USD 293,000	Navient Corp 6.75% 25/6/2025	287,872	0.01
USD 361,000	Navient Corp 6.75% 15/6/2026	348,816	0.02

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 1,425,000	Navient Corp 7.25% 25/9/2023	1,478,438	0.06
USD 2,831,000	Navistar International Corp '144A' 6.625% 1/11/2025	2,923,007	0.13
USD 1,292,000	NBCUniversal Enterprise Inc '144A' 5.25% 19/3/2021 (Perpetual)	1,305,676	0.06
USD 1,455,000	Netflix Inc 4.375% 15/11/2026	1,407,713	0.06
EUR 396,000	Netflix Inc 4.625% 15/5/2029	478,265	0.02
USD 129,000	Netflix Inc 4.875% 15/4/2028	126,059	0.01
USD 1,004,000	Netflix Inc 5.5% 15/2/2022	1,050,435	0.05
USD 4,214,000	Netflix Inc '144A' 5.875% 15/11/2028	4,394,359	0.19
USD 1,000,000	Neuberger Berman CLO XV 'Series 2013-15A CR' '144A' FRN 15/10/2029	976,438	0.04
USD 250,000	Neuberger Berman CLO XVIII Ltd 'Series 2014-18A BR2' '144A' FRN 21/10/2030	243,656	0.01
USD 1,250,000	Neuberger Berman CLO XVI-S Ltd 'Series 2017-16SA D' '144A' FRN 15/1/2028	1,197,983	0.05
USD 250,000	Neuberger Berman CLO XXII Ltd 'Series 2016-22A CR' FRN 17/10/2030	244,053	0.01
USD 750,000	Neuberger Berman CLO XXIII Ltd 'Series 2016-23A CR' '144A' FRN 17/10/2027	733,161	0.03
USD 280,000	Neuberger Berman CLO XXIII Ltd 'Series 2016-23A DR' '144A' FRN 17/10/2027	269,428	0.01
USD 1,000,000	Neuberger Berman Loan Advisers CLO 27 Ltd 'Series 2018-27A D' '144A' FRN 15/1/2030	950,379	0.04
USD 1,000,000	Neuberger Berman Loan Advisers CLO 28 Ltd 'Series 2018-28A D' '144A' FRN 20/4/2030	964,530	0.04
USD 658,000	New Enterprise Stone & Lime Co Inc '144A' 6.25% 15/3/2026	638,260	0.03
USD 1,637,000	New Enterprise Stone & Lime Co Inc '144A' 10.125% 1/4/2022	1,653,370	0.07
USD 832,000	Newmark Group Inc '144A' 6.125% 15/11/2023	837,698	0.04
USD 651,000	NextEra Energy Operating Partners LP '144A' 4.25% 15/9/2024	643,676	0.03
USD 1,065,000	NextEra Energy Operating Partners LP '144A' 4.5% 15/9/2027	1,017,075	0.04
USD 4,133,000	NGPL PipeCo LLC '144A' 4.875% 15/8/2027	4,179,496	0.18
USD 3,633,000	NGPL PipeCo LLC '144A' 7.768% 15/12/2037	4,355,059	0.19
USD 3,159,000	Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co '144A' 5% 15/4/2022	3,174,795	0.14
USD 2,151,825	Northern Oil and Gas Inc 9.5% 15/5/2023	2,211,431	0.10
USD 237,000	Novelis Corp '144A' 5.875% 30/9/2026	230,483	0.01
USD 8,577,000	Novelis Corp '144A' 6.25% 15/8/2024	8,684,213	0.38
USD 2,025,000	NRG Energy Inc 5.75% 15/1/2028	2,078,156	0.09
USD 129,000	NRG Energy Inc 6.25% 1/5/2024	133,999	0.01
USD 2,472,000	NRG Energy Inc 6.625% 15/1/2027	2,645,040	0.12
USD 1,686,000	Nuance Communications Inc 5.625% 15/12/2026	1,723,935	0.08
USD 352,000	Nuance Communications Inc 6% 1/7/2024	363,880	0.02
USD 968,000	NVA Holdings Inc/United States '144A' 6.875% 1/4/2026	932,910	0.04
USD 1,500,000	Oak Hill Credit Partners X-R Ltd 'Series 2014-10RA B' '144A' FRN 12/12/2030	1,489,014	0.07

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 508,000	Oak Hill Credit Partners X-R Ltd 'Series 2014-10RA C' '144A' FRN 12/12/2030	495,785	0.02
USD 1,770,000	Oasis Petroleum Inc '144A' 6.25% 1/5/2026*	1,690,350	0.07
USD 2,496,000	Oasis Petroleum Inc 6.875% 15/3/2022	2,499,120	0.11
USD 592,000	Oasis Petroleum Inc 6.875% 15/1/2023	590,153	0.03
USD 364,000	Oceanering International Inc 4.65% 15/11/2024	338,065	0.01
USD 1,000,000	Octagon Investment Partners 26 Ltd 'Series 2016-1A DR' '144A' FRN 15/7/2030	964,756	0.04
USD 1,000,000	OCTAGON INVESTMENT PARTNERS 31 LLC 'Series 2017- 1A E' '144A' FRN 20/7/2030	976,954	0.04
USD 415,500	Octagon Investment Partners 34 Ltd 'Series 2017-1A C2' '144A' FRN 20/1/2030	400,367	0.02
USD 850,000	OCTAGON INVESTMENT PARTNERS 35 Ltd 'Series 2018- 1A C' '144A' FRN 20/1/2031	810,461	0.04
USD 325,000	Octagon Investment Partners 37 Ltd 'Series 2018-2A B' '144A' FRN 25/7/2030	311,525	0.01
USD 250,000	Octagon Investment Partners 39 Ltd 'Series 2018-3A E' '144A' FRN 20/10/2030	236,501	0.01
USD 500,000	Octagon Investment Partners XVI Ltd 'Series 2013-1A CR' '144A' FRN 17/7/2030	482,030	0.02
USD 850,000	Octagon Investment Partners XVII Ltd 'Series 2013-1A BR2' '144A' FRN 25/1/2031	834,913	0.04
USD 1,400,000	Octagon Investment Partners XVII Ltd 'Series 2013-1A CR2' '144A' FRN 25/1/2031	1,343,685	0.06
USD 1,000,000	Octagon Investment Partners XVII Ltd 'Series 2013-1A DR2' '144A' FRN 25/1/2031	941,284	0.04
USD 470,000	Octagon Investment Partners XXII Ltd 'Series 2014-1A CRR' '144A' FRN 22/1/2030	457,693	0.02
USD 1,000,000	Octagon Investment Partners XXII Ltd 'Series 2014-1A DRR' '144A' FRN 22/1/2030	954,620	0.04
USD 500,000	Octagon Investment Partners XXIII Ltd 'Series 2015-1A CR' '144A' FRN 15/7/2027	491,696	0.02
USD 534,000	OHA Credit Partners XI Ltd 'Series 2015-11A DR' '144A' FRN 20/1/2032	517,344	0.02
USD 1,000,000	OHA Credit Partners XII Ltd 'Series 2015-12A DR' '144A' FRN 23/7/2030	962,189	0.04
USD 810,000	Olin Corp 5.125% 15/9/2027	817,087	0.04
USD 10,873,000	Ortho-Clinical Diagnostics Inc / Ortho-Clinical Diagnostics SA '144A' 6.625% 15/5/2022	10,465,262	0.46
USD 1,022,000	Outfront Media Capital LLC / Outfront Media Capital Corp 5.875% 15/3/2025	1,051,383	0.05
USD 1,100,000	OZLM VI Ltd 'Series 2014-6A A2AS' '144A' FRN 17/4/2031	1,102,728	0.05
USD 1,500,000	OZLM VI Ltd 'Series 2014-6A B1S' '144A' FRN 17/4/2031	1,475,248	0.06
USD 1,000,000	OZLM VI Ltd 'Series 2014-6A CS' '144A' FRN 17/4/2031	965,047	0.04

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。  
添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 1,500,000	OZLM XIX Ltd 'Series 2017-19A C' '144A' FRN 22/11/2030	1,485,391	0.07
USD 950,000	OZLM XX Ltd 'Series 2018-20A B' '144A' FRN 20/4/2031	915,007	0.04
USD 334,000	Palmer Square CLO 2013-2 Ltd 'Series 2013-2A BRR' '144A' FRN 17/10/2031	326,463	0.01
USD 334,000	Palmer Square CLO 2013-2 Ltd 'Series 2013-2A CRR' '144A' FRN 17/10/2031	329,487	0.01
USD 500,000	Palmer Square CLO 2014-1 Ltd 'Series 2014-1A CR2' '144A' FRN 17/1/2031	476,597	0.02
USD 500,000	Park Avenue Institutional Advisers CLO Ltd 2016-1 'Series 2016-1A A2R' '144A' FRN 23/8/2031	499,258	0.02
USD 1,323,000	Parsley Energy LLC / Parsley Finance Corp '144A' 5.25% 15/8/2025	1,319,692	0.06
USD 1,965,000	Parsley Energy LLC / Parsley Finance Corp '144A' 5.375% 15/1/2025	1,974,825	0.09
USD 1,954,000	Parsley Energy LLC / Parsley Finance Corp '144A' 5.625% 15/10/2027	1,944,230	0.09
USD 1,114,000	Parsley Energy LLC / Parsley Finance Corp '144A' 6.25% 1/6/2024	1,147,420	0.05
USD 2,466,000	Pattern Energy Group Inc '144A' 5.875% 1/2/2024	2,523,655	0.11
USD 1,616,000	PBF Holding Co LLC / PBF Finance Corp 7.25% 15/6/2025	1,662,460	0.07
USD 376,000	PDC Energy Inc 1.125% 15/9/2021	356,895	0.02
USD 1,448,000	PDC Energy Inc 5.75% 15/5/2026	1,393,700	0.06
USD 773,000	PDC Energy Inc 6.125% 15/9/2024	767,202	0.03
USD 633,000	Penske Automotive Group Inc 5.5% 15/5/2026	630,234	0.03
USD 815,000	PGT Escrow Issuer Inc '144A' 6.75% 1/8/2026	843,525	0.04
USD 3,674,000	Pioneer Energy Services Corp 6.125% 15/3/2022	2,277,880	0.10
USD 1,230,000	Pioneer Holdings LLC / Pioneer Finance Corp '144A' 9% 1/11/2022	1,251,525	0.05
USD 5,848,000	Polaris Intermediate Corp '144A' 8.5% 1/12/2022	5,811,450	0.25
USD 129,000	Post Holdings Inc '144A' 5% 15/8/2026	124,433	0.01
USD 1,131,000	Post Holdings Inc '144A' 5.5% 1/3/2025	1,140,896	0.05
USD 661,000	Post Holdings Inc '144A' 5.625% 15/1/2028	641,996	0.03
USD 1,544,000	Post Holdings Inc '144A' 5.75% 1/3/2027	1,534,350	0.07
USD 4,096,000	PQ Corp '144A' 5.75% 15/12/2025	3,983,360	0.17
USD 6,686,000	Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance Inc '144A' 9.25% 15/5/2023	7,070,445	0.31
USD 1,708,000	PTC Inc 6% 15/5/2024	1,791,009	0.08
USD 1,343,000	PulteGroup Inc 6% 15/2/2035	1,232,203	0.05
USD 2,361,000	PulteGroup Inc 6.375% 15/5/2033	2,248,852	0.10
EUR 473,000	PVH Corp 3.125% 15/12/2027	536,849	0.02
USD 2,985,000	QEP Resources Inc 5.25% 1/5/2023	2,893,062	0.13
USD 2,178,000	QEP Resources Inc 5.375% 1/10/2022	2,153,497	0.09
USD 4,280,000	QEP Resources Inc 5.625% 1/3/2026	4,023,200	0.18
USD 1,190,000	QEP Resources Inc 6.875% 1/3/2021	1,237,600	0.05
USD 3,252,000	Qorvo Inc '144A' 5.5% 15/7/2026	3,341,430	0.15

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 2,489,000	Qualitytech LP / QTS Finance Corp '144A' 4.75% 15/11/2025	2,401,885	0.11
USD 1,809,000	Qwest Corp 6.75% 1/12/2021	1,935,087	0.08
USD 1,376,000	Rackspace Hosting Inc '144A' 8.625% 15/11/2024	1,200,560	0.05
USD 866,000	Radiate Holdco LLC / Radiate Finance Inc '144A' 6.625% 15/2/2025	822,432	0.04
USD 616,000	Radiate Holdco LLC / Radiate Finance Inc '144A' 6.875% 15/2/2023	600,600	0.03
USD 387,000	Range Resources Corp 4.875% 15/5/2025	357,008	0.02
USD 768,000	Range Resources Corp 5% 15/8/2022	760,435	0.03
USD 1,093,000	Range Resources Corp 5% 15/3/2023*	1,058,844	0.05
USD 115,000	Range Resources Corp 5.875% 1/7/2022	116,725	0.01
USD 3,290,000	RBS Global Inc / REXNORD LLC '144A' 4.875% 15/12/2025	3,248,875	0.14
EUR 3,669,000	Refinitiv US Holdings Inc 4.5% 15/5/2026	4,172,478	0.18
USD 14,372,000	Refinitiv US Holdings Inc '144A' 6.25% 15/5/2026	14,497,755	0.63
EUR 181,000	Refinitiv US Holdings Inc 6.875% 15/11/2026	198,505	0.01
USD 5,446,000	Refinitiv US Holdings Inc '144A' 8.25% 15/11/2026	5,337,080	0.23
USD 500,000	Regatta VII Funding Ltd 'Series 2016-1A CR' '144A' FRN 20/12/2028	483,775	0.02
USD 750,000	Regatta VII Funding Ltd 'Series 2016-1A DR' '144A' FRN 20/12/2028	722,896	0.03
USD 5,788,000	RegionalCare Hospital Partners Holdings Inc '144A' 8.25% 1/5/2023	6,200,395	0.27
USD 985,000	Resideo Funding Inc '144A' 6.125% 1/11/2026	1,012,088	0.04
USD 1,312,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu '144A' 5.125% 15/7/2023	1,315,280	0.06
USD 3,896,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu '144A' 7% 15/7/2024	3,971,485	0.17
USD 874,000	Rite Aid Corp '144A' 6.125% 1/4/2023	743,993	0.03
USD 1,000,000	Rockford Tower CLO 2017-3 Ltd 'Series 2017-3A D' '144A' FRN 20/10/2030	927,827	0.04
USD 1,000,000	Rockford Tower CLO 2018-1 Ltd 'Series 2018-1A B' '144A' FRN 20/5/2031	989,006	0.04
EUR 2,400,000	Rockford Tower Europe CLO 2018- 1 DAC FRN 20/12/2031	2,686,664	0.12
EUR 2,700,000	Rockford Tower Europe CLO 2018- 1 DAC FRN 20/12/2031	2,990,216	0.13
USD 2,569,000	Rowan Cos Inc 4.875% 1/6/2022	2,398,804	0.10
USD 3,708,000	RP Crown Parent LLC '144A' 7.375% 15/10/2024	3,809,970	0.17
USD 750,000	RR 5 Ltd 'Series 2018-5A B' FRN 15/10/2031	735,640	0.03
USD 1,882,000	Sabre GBL Inc '144A' 5.25% 15/11/2023	1,938,460	0.08
USD 352,000	Sabre GBL Inc '144A' 5.375% 15/4/2023	361,743	0.02

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 360,000	Sanchez Energy Corp 6.125% 15/1/2023	57,150	0.00
USD 2,860,000	Sanchez Energy Corp '144A' 7.25% 15/2/2023*	2,477,475	0.11
USD 9,516,000	Sanchez Energy Corp 7.75% 15/6/2021	1,617,720	0.07
USD 3,132,000	SBA Communications Corp 4% 1/10/2022	3,124,170	0.14
USD 514,000	SBA Communications Corp 4.875% 15/7/2022	521,710	0.02
USD 8,126,000	SBA Communications Corp 4.875% 1/9/2024	8,156,472	0.36
EUR 1,000,000	Scientific Games International Inc 3.375% 15/2/2026*	1,094,269	0.05
USD 2,121,000	Scientific Games International Inc '144A' 5% 15/10/2025	2,054,719	0.09
USD 2,666,000	Scientific Games International Inc 10% 1/12/2022	2,815,963	0.12
EUR 369,000	Sealed Air Corp 4.5% 15/9/2023*	467,726	0.02
USD 160,000	Sealed Air Corp '144A' 4.875% 1/12/2022	163,600	0.01
USD 3,049,000	ServiceMaster Co LLC/The '144A' 5.125% 15/11/2024	3,078,301	0.13
USD 1,005,000	SESI LLC 7.125% 15/12/2021	934,650	0.04
USD 2,403,000	SESI LLC 7.75% 15/9/2024	2,054,565	0.09
EUR 296,000	Silgan Holdings Inc 3.25% 15/3/2025	348,535	0.02
USD 2,327,000	Simmons Foods Inc '144A' 7.75% 15/1/2024	2,437,532	0.11
USD 2,887,000	Sirius XM Radio Inc '144A' 5% 1/8/2027	2,833,186	0.12
USD 429,000	Sirius XM Radio Inc '144A' 5.375% 15/4/2025	440,261	0.02
USD 64,000	Sirius XM Radio Inc '144A' 5.375% 15/7/2026	64,380	0.00
USD 3,020,000	Six Flags Entertainment Corp '144A' 4.875% 31/7/2024	2,974,700	0.13
USD 1,217,000	Six Flags Entertainment Corp '144A' 5.5% 15/4/2027	1,195,702	0.05
USD 1,472,000	SM Energy Co 5% 15/1/2024*	1,405,466	0.06
USD 1,490,000	SM Energy Co 5.625% 1/6/2025	1,404,325	0.06
USD 1,286,000	SM Energy Co 6.125% 15/11/2022*	1,289,215	0.06
USD 1,316,000	SM Energy Co 6.625% 15/1/2027	1,266,650	0.06
USD 1,203,000	SM Energy Co 6.75% 15/9/2026	1,160,895	0.05
USD 15,333,000	Solera LLC / Solera Finance Inc '144A' 10.5% 1/3/2024	16,693,804	0.73
USD 1,604,000	Sophia LP / Sophia Finance Inc '144A' 9% 30/9/2023	1,664,150	0.07
USD 3,335,000	Sotera Health Holdings LLC '144A' 6.5% 15/5/2023	3,368,350	0.15
USD 1,425,000	Southwestern Energy Co 6.2% 23/1/2025	1,414,313	0.06
USD 22,000	Southwestern Energy Co 7.5% 1/4/2026	22,990	0.00
USD 2,399,000	Southwestern Energy Co 7.75% 1/10/2027*	2,500,958	0.11
USD 2,000	Springleaf Finance Corp 5.625% 15/3/2023	2,037	0.00
USD 3,228,000	Springleaf Finance Corp 6.125% 15/3/2024	3,272,385	0.14
USD 1,288,000	Springleaf Finance Corp 6.875% 15/3/2025	1,323,420	0.06
USD 1,503,000	Springleaf Finance Corp 7.125% 15/3/2026	1,528,363	0.07
USD 7,194,000	Sprint Communications Inc '144A' 7% 1/3/2020	7,445,790	0.33
USD 9,677,000	Sprint Corp 7.125% 15/6/2024	10,003,599	0.44
USD 2,605,000	Sprint Corp 7.625% 15/2/2025	2,745,019	0.12

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 10,498,000	Sprint Corp 7.625% 1/3/2026	10,983,533	0.48
USD 9,277,000	Sprint Corp 7.875% 15/9/2023	9,978,573	0.44
USD 1,365,000	SPX FLOW Inc '144A' 5.625% 15/8/2024	1,378,650	0.06
USD 1,614,000	Standard Industries Inc/NJ '144A' 4.75% 15/1/2028	1,513,125	0.07
USD 292,000	Standard Industries Inc/NJ '144A' 5% 15/2/2027	280,320	0.01
USD 2,950,000	Standard Industries Inc/NJ '144A' 5.375% 15/11/2024	3,009,000	0.13
USD 2,710,000	Standard Industries Inc/NJ '144A' 6% 15/10/2025	2,842,112	0.12
USD 3,407,000	Staples Inc '144A' 8.5% 15/9/2025	3,367,683	0.15
USD 3,761,000	Star Merger Sub Inc '144A' 6.875% 15/8/2026	3,768,052	0.16
USD 404,000	Starwood Property Trust Inc 5% 15/12/2021	414,605	0.02
USD 381,000	Station Casinos LLC '144A' 5% 1/10/2025	370,046	0.02
USD 1,940,000	Steel Dynamics Inc 4.125% 15/9/2025	1,903,625	0.08
USD 302,000	Steel Dynamics Inc 5% 15/12/2026	309,550	0.01
USD 1,638,000	Stevens Holding Co Inc '144A' 6.125% 1/10/2026	1,687,140	0.07
USD 2,000,000	Stewart Park CLO Ltd 'Series 2015- 1A DR' '144A' FRN 15/1/2030	1,899,169	0.08
USD 706,000	SunCoke Energy Partners LP / SunCoke Energy Partners Finance Corp '144A' 7.5% 15/6/2025	720,120	0.03
USD 1,862,000	Sunoco LP / Sunoco Finance Corp 4.875% 15/1/2023	1,891,736	0.08
USD 832,000	Sunoco LP / Sunoco Finance Corp 5.5% 15/2/2026	828,506	0.04
USD 2,709,000	Surgery Center Holdings Inc '144A' 6.75% 1/7/2025	2,478,735	0.11
USD 1,621,000	Surgery Center Holdings Inc '144A' 8.875% 15/4/2021	1,657,473	0.07
USD 3,084,000	Symantec Corp '144A' 5% 15/4/2025	3,080,530	0.13
USD 203,000	Tallgrass Energy Partners LP / Tallgrass Energy Finance Corp '144A' 4.75% 1/10/2023	203,254	0.01
USD 4,046,000	Tallgrass Energy Partners LP / Tallgrass Energy Finance Corp '144A' 5.5% 15/9/2024	4,116,805	0.18
USD 4,858,000	Tallgrass Energy Partners LP / Tallgrass Energy Finance Corp '144A' 5.5% 15/1/2028	4,870,145	0.21
USD 4,821,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 4.25% 15/11/2023	4,772,790	0.21
USD 1,135,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 5% 15/1/2028	1,105,206	0.05
USD 840,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 5.125% 1/2/2025	850,500	0.04
USD 74,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 5.25% 1/5/2023	74,555	0.00
USD 438,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 5.375% 1/2/2027	442,380	0.02
USD 740,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp '144A' 5.875% 15/4/2026	773,300	0.03
USD 1,985,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp '144A' 6.5% 15/7/2027	2,104,100	0.09

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 4,302,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp '144A' 6.875% 15/1/2029	4,597,762	0.20
USD 2,753,000	Team Health Holdings Inc '144A' 6.375% 1/2/2025	2,209,282	0.10
USD 857,000	TEGNA Inc '144A' 5.5% 15/9/2024	849,501	0.04
USD 894,000	Teleflex Inc 4.625% 15/11/2027	891,486	0.04
USD 920,000	Teleflex Inc 4.875% 1/6/2026	937,204	0.04
USD 3,129,000	Tempo Acquisition LLC / Tempo Acquisition Finance Corp '144A' 6.75% 1/6/2025	3,175,935	0.14
USD 319,000	Tempur Sealy International Inc 5.5% 15/6/2026	320,196	0.01
USD 6,722,000	Tenet Healthcare Corp 4.625% 15/7/2024	6,722,000	0.29
USD 426,000	Tenet Healthcare Corp 5.125% 1/5/2025	424,402	0.02
USD 164,000	Tenet Healthcare Corp 6% 1/10/2020	169,945	0.01
USD 7,166,000	Tenet Healthcare Corp '144A' 6.25% 1/2/2027	7,398,895	0.32
USD 7,176,000	Tenet Healthcare Corp 8.125% 1/4/2022	7,696,260	0.34
USD 1,701,000	Terex Corp '144A' 5.625% 1/2/2025	1,656,349	0.07
USD 1,766,000	TerraForm Power Operating LLC '144A' 4.25% 31/1/2023	1,754,962	0.08
USD 1,776,000	TerraForm Power Operating LLC '144A' 5% 31/1/2028	1,703,202	0.07
USD 331,000	TerraForm Power Operating LLC (Step-up coupon) '144A' 6.625% 15/6/2025	348,791	0.02
USD 3,584,000	Tesla Inc '144A' 5.3% 15/8/2025*	3,189,760	0.14
USD 7,785,000	TIBCO Software Inc '144A' 11.375% 1/12/2021	8,276,428	0.36
USD 486,000	TICP CLO XI Ltd 'Series 2018-11A C' '144A' FRN 20/10/2031	472,973	0.02
USD 250,000	TICP CLO XI Ltd 'Series 2018-11A D' '144A' FRN 20/10/2031	244,581	0.01
USD 1,000,000	TICP CLO XII Ltd 'Series 2018-12A C' '144A' FRN 15/1/2031	977,798	0.04
USD 3,348,000	Titan Acquisition Ltd / Titan Co-Borrower LLC '144A' 7.75% 15/4/2026	2,929,835	0.13
USD 3,653,000	T-Mobile USA Inc 4.5% 1/2/2026	3,606,205	0.16
USD 5,062,000	T-Mobile USA Inc 4.75% 1/2/2028	4,948,105	0.22
USD 706,000	T-Mobile USA Inc 5.125% 15/4/2025	723,650	0.03
USD 2,029,000	T-Mobile USA Inc 6.5% 15/1/2026	2,181,175	0.10
USD 568,000	TransDigm Inc 6% 15/7/2022	575,100	0.03
USD 40,181,000	TransDigm Inc '144A' 6.25% 15/3/2026	41,123,244	1.80
USD 106,000	TransDigm Inc 6.5% 15/7/2024	107,028	0.00
USD 250,000	Treman Park CLO Ltd 'Series 2015-1A C3RR' '144A' FRN 20/10/2028	247,706	0.01
USD 1,000,000	TRESTLES CLO II Ltd 'Series 2018-2A B' '144A' FRN 25/7/2031	951,664	0.04
USD 750,000	TRESTLES CLO II Ltd 'Series 2018-2A C' '144A' FRN 25/7/2031	716,701	0.03
USD 1,816,000	TRI Pointe Group Inc 4.875% 1/7/2021	1,811,460	0.08
USD 122,000	TRI Pointe Group Inc 5.25% 1/6/2027	109,800	0.00
USD 2,152,000	Uber Technologies Inc '144A' 7.5% 1/11/2023*	2,232,700	0.10
USD 476,000	United Rentals North America Inc 4.625% 15/10/2025	464,100	0.02
USD 563,000	United Rentals North America Inc 4.875% 15/1/2028	539,776	0.02
USD 898,000	United Rentals North America Inc 5.5% 15/7/2025	918,205	0.04

\* 当該有価証券の全額または一部は貸付有価証券である。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。



## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 2,326,000	United Rentals North America Inc 5.875% 15/9/2026	2,381,243	0.10
USD 5,570,000	United Rentals North America Inc 6.5% 15/12/2026	5,828,838	0.25
USD 1,293,000	United States Steel Corp 6.25% 15/3/2026	1,231,583	0.05
USD 361,000	United States Steel Corp 6.875% 15/8/2025	359,321	0.02
USD 1,515,000	Univision Communications Inc '144A' 5.125% 15/5/2023	1,384,331	0.06
USD 180,000	Univision Communications Inc '144A' 6.75% 15/9/2022	182,025	0.01
USD 2,464,000	USA Compression Partners LP / USA Compression Finance Corp 6.875% 1/4/2026	2,544,080	0.11
USD 1,677,000	USA Compression Partners LP / USA Compression Finance Corp '144A' 6.875% 1/9/2027	1,714,733	0.08
USD 500,000	USG Corp '144A' 4.875% 1/6/2027	506,085	0.02
USD 774,000	USIS Merger Sub Inc '144A' 6.875% 1/5/2025	754,650	0.03
USD 709,000	Valvoline Inc 5.5% 15/7/2024	713,431	0.03
GBP 336,000	Vantiv LLC / Vantiv Issuer Corp 3.875% 15/11/2025	436,986	0.02
USD 803,000	Veritas US Inc / Veritas Bermuda Ltd '144A' 7.5% 1/2/2023	766,865	0.03
USD 8,557,000	Verscend Escrow Corp '144A' 9.75% 15/8/2026	8,803,014	0.39
USD 1,242,000	Versum Materials Inc '144A' 5.5% 30/9/2024	1,296,338	0.06
USD 4,968,000	Vertiv Group Corp '144A' 9.25% 15/10/2024	4,992,840	0.22
USD 965,059	VICI Properties 1 LLC / VICI FC Inc 8% 15/10/2023	1,056,740	0.05
USD 489,000	Vistra Energy Corp 7.625% 1/11/2024	521,396	0.02
USD 453,000	Vistra Operations Co LLC '144A' 5.5% 1/9/2026	467,722	0.02
USD 2,882,000	Vistra Operations Co LLC '144A' 5.625% 15/2/2027	2,975,665	0.13
USD 2,570,000	Vizient Inc '144A' 10.375% 1/3/2024	2,785,237	0.12
USD 725,000	Voya CLO 2014-1 Ltd 'Series 2014-1A CR2' '144A' FRN 18/4/2031	695,149	0.03
USD 500,000	Voya CLO 2014-2 Ltd 'Series 2014-2A A2AR' '144A' FRN 17/4/2030	496,249	0.02
USD 734,000	Voya CLO 2014-4 Ltd 'Series 2014-4A BR2' '144A' FRN 14/7/2031	716,507	0.03
USD 2,653,000	Wabash National Corp '144A' 5.5% 1/10/2025	2,467,290	0.11
USD 423,000	Waste Pro USA Inc '144A' 5.5% 15/2/2026	412,425	0.02
USD 2,356,000	WellCare Health Plans Inc 5.25% 1/4/2025	2,414,900	0.11
USD 3,293,000	WellCare Health Plans Inc '144A' 5.375% 15/8/2026	3,375,325	0.15
USD 4,898,000	Western Digital Corp 4.75% 15/2/2026	4,692,921	0.21
USD 1,001,000	WEX Inc '144A' 4.75% 1/2/2023	998,497	0.04
USD 2,626,000	Whiting Petroleum Corp 6.625% 15/1/2026	2,593,175	0.11
USD 928,000	Williams Scotsman International Inc '144A' 6.875% 15/8/2023	911,760	0.04
USD 960,000	Williams Scotsman International Inc '144A' 7.875% 15/12/2022	976,800	0.04
EUR 427,500	WMG Acquisition Corp 4.125% 1/11/2024	512,752	0.02

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 1,025,000	WMG Acquisition Corp '144A' 5.5% 15/4/2026	1,033,969	0.05
USD 282,000	WPX Energy Inc 5.75% 1/6/2026	284,820	0.01
USD 511,000	WPX Energy Inc 6% 15/1/2022	531,440	0.02
USD 1,176,000	WPX Energy Inc 8.25% 1/8/2023	1,323,000	0.06
USD 59,000	Wyndham Destinations Inc 5.4% 1/4/2024	59,295	0.00
USD 632,000	Wyndham Destinations Inc 5.75% 1/4/2027	629,630	0.03
USD 1,000,000	Wyndham Hotels & Resorts Inc '144A' 5.375% 15/4/2026	1,016,650	0.04
USD 2,481,000	Xerox Corp 4.8% 1/3/2035	2,009,610	0.09
USD 35,000	Xerox Corp 6.75% 15/12/2039	33,600	0.00
USD 138,000	XPO Logistics Inc '144A' 6.75% 15/8/2024	139,035	0.01
USD 250,000	York CLO 1 Ltd 'Series 2014-1A BRR' '144A' FRN 22/10/2029	247,083	0.01
USD 500,000	York CLO 1 Ltd 'Series 2014-1A CRR' '144A' FRN 22/10/2029	490,625	0.02
USD 148,000	Yum! Brands Inc 5.35% 1/11/2043	127,280	0.01
USD 5,315,000	Zayo Group LLC / Zayo Capital Inc '144A' 5.75% 15/1/2027	5,168,837	0.23
USD 3,021,000	Zayo Group LLC / Zayo Capital Inc 6% 1/4/2023	3,085,196	0.13
USD 3,047,000	Zayo Group LLC / Zayo Capital Inc 6.375% 15/5/2025	3,020,339	0.13
		<u>1,610,571,602</u>	<u>70.42</u>
		<u>2,107,260,228</u>	<u>92.14</u>
債券合計			
公認の証券取引所に上場されている またはその他の規制市場で取引されている 譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計			
		<u>2,169,376,727</u>	<u>94.85</u>

## その他の譲渡可能な有価証券

## 普通株式 / 優先株式およびワラント

8,000	オーストラリア Australis Media Ltd (Wts 15/5/2003) (Defaulted)**	-	0.00
974	米国 Archibald Candy Corp Npv**	-	0.00
65,370	Critical Care Systems International Inc Npv**	-	0.00
26	IssuerCo-U LLC (Pref)**	-	0.00
22,200	Loral Space & Communications Holdings Corp (Wts 26/12/2006)**	-	0.00
400,000	Mirant Corp Escrowed**	-	0.00
		<u>-</u>	<u>0.00</u>
		<u>-</u>	<u>0.00</u>
普通株式 / 優先株式およびワラント合計			
		<u>-</u>	<u>0.00</u>

## 債券

USD 197,801	米国 Archibald Candy Corp 10% 31/12/2049	-	0.00
USD 4,000,000	Consolidated Hydro Inc 31/12/2049 (Zero Coupon)	-	0.00
USD 2,030,000	Lear Corp (Defaulted) 1/12/2013 (Zero Coupon)**	-	0.00
USD 1,795,000	Lear Corp (Defaulted) 1/8/2014 (Zero Coupon)**	-	0.00
EUR 14,950,000	Lehman Brothers Holdings Inc (Defaulted) 5/2/2014 (Zero Coupon)**	468,007	0.02

\*\* 注記2(j)に記載されるとおり、公正価値評価の対象となる有価証券。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

## 投資有価証券明細表 2019年2月28日現在

## その他の譲渡可能な有価証券

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
USD 1,610,000	Lehman Brothers Holdings Inc (Defaulted) 1/3/2015 (Zero Coupon) **	32,402	0.00
EUR 7,165,000	Lehman Brothers Holdings Inc (Defaulted) 4.75% 16/1/2014 **	224,299	0.01
EUR 1,250,000	Lehman Brothers Holdings Inc (Defaulted) 5.375% 17/10/2012 **	39,131	0.00
USD 5,760,000	Leiner Health Products (Defaulted) 5.75% 17/5/2013 **	115,920	0.01
USD 290,000	Mirant Escrow Corp FRN 15/7/2049 (Zero Coupon) **	-	0.00
USD 8,750,000	Momentive Performanc Esc 8.875% 15/10/2020 **	-	0.00
USD 14,358,642	NewPage Corp (Defaulted) 11.375% 31/12/2014 **	-	0.00
USD 240,000	Southern Energy Home (Defaulted) 7.9% 15/7/2009 **	-	0.00
USD 115,000	Tropicana Entertainment LLC / Tropicana Finance Corp (Defaulted) 9.625% 15/12/2014 **	-	0.00
USD 115,475	Waterford Gaming LLC / Waterford Gaming Financial Corp (Defaulted) '144A' 8.625% 15/9/2049 **	-	0.00
USD 4,000,000	Wheeling Pittsburgh Steel Escrow Co. 31/12/2049 (Zero Coupon)	-	0.00
		<u>879,759</u>	<u>0.04</u>
債券合計		<u>879,759</u>	<u>0.04</u>
その他の譲渡可能な有価証券合計		<u>879,759</u>	<u>0.04</u>
投資有価証券合計		<u>2,170,256,486</u>	<u>94.89</u>
その他の純資産		<u>116,860,660</u>	<u>5.11</u>
純資産合計(米ドル)		<u>2,287,117,146</u>	<u>100.00</u>

\*\* 注記2(j)に記載されるとおり、公正価値評価の対象となる有価証券。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

未決済先渡為替予約 2019年2月28日現在

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益 /(損) (米ドル)
USD	180,918,799	EUR	157,006,000	UBS	5/3/2019	2,174,359
USD	14,885,302	GBP	11,331,000	State Street	5/3/2019	(185,729)
未実現純評価益						1,988,630
ヘッジを使用した豪ドル建投資証券クラス						
AUD	161,617,615	USD	114,580,027	BNY Mellon	14/3/2019	439,295
USD	1,302,964	AUD	1,823,117	BNY Mellon	14/3/2019	5,495
未実現純評価益						444,790
ヘッジを使用したカナダ・ドル建投資証券クラス						
CAD	11,421,683	USD	8,617,334	BNY Mellon	14/3/2019	47,779
USD	66,001	CAD	86,975	BNY Mellon	14/3/2019	17
未実現純評価益						47,796
ヘッジを使用したスイス・フラン建投資証券クラス						
CHF	3,264,795	USD	3,247,685	BNY Mellon	14/3/2019	32,364
USD	50,315	CHF	50,453	BNY Mellon	14/3/2019	(373)
未実現純評価益						31,991
ヘッジを使用したオフショア中国人民元建投資証券クラス						
CNY	35,687	USD	5,267	BNY Mellon	14/3/2019	65
未実現純評価益						65
ヘッジを使用したユーロ建投資証券クラス						
EUR	139,191,723	USD	157,425,999	BNY Mellon	14/3/2019	1,160,238
USD	38,795,824	EUR	34,282,559	BNY Mellon	14/3/2019	(263,572)
未実現純評価益						896,666
ヘッジを使用した英ポンド建投資証券クラス						
GBP	21,155,841	USD	27,263,007	BNY Mellon	14/3/2019	888,723
USD	4,373,284	GBP	3,397,483	BNY Mellon	14/3/2019	(147,689)
未実現純評価益						741,034
ヘッジを使用した香港ドル建投資証券クラス						
HKD	370,261,190	USD	47,229,886	BNY Mellon	14/3/2019	(44,408)
USD	2,439,115	HKD	19,124,453	BNY Mellon	14/3/2019	1,927
未実現純評価損						(42,481)
ヘッジを使用したニュージーランド・ドル建投資証券クラス						
NZD	5,961,965	USD	4,017,648	BNY Mellon	14/3/2019	44,489
USD	101,094	NZD	147,067	BNY Mellon	14/3/2019	891
未実現純評価益						45,380
ヘッジを使用したシンガポール・ドル建投資証券クラス						
SGD	32,769,226	USD	24,148,068	BNY Mellon	14/3/2019	123,007
USD	211,359	SGD	285,317	BNY Mellon	14/3/2019	34
未実現純評価益						123,041
ヘッジを使用した南アフリカ・ランド建投資証券クラス						
USD	87,778	ZAR	1,244,638	BNY Mellon	14/3/2019	(1,027)
ZAR	181,490,363	USD	13,079,957	BNY Mellon	14/3/2019	(130,971)
未実現純評価損						(131,998)
未実現純評価益合計						4,144,914

未決済上場先物取引 2019年2月28日現在

取引数	通貨	取引/摘要	満期日	未実現評価損 /(損) (米ドル)
9	EUR	EURO STOXX 600 Bank Index	2019年3月	5,306
7	EUR	EURO STOXX 50 Index	2019年3月	17,314
(9)	EUR	Euro BOBL	2019年3月	(4,303)
(10)	EUR	Euro Bund	2019年3月	(29,438)
(84)	USD	S&P 500 E-Mini Index	2019年3月	(170,463)
(1)	GBP	Long Gilt	2019年6月	1,849
合計				(179,735)

買建オプション 2019年2月28日現在

契約数	コール/ プット	摘要	取引相手	行使価格	満期日	未実現評価損 (米ドル)	時価 (米ドル)
650	プット	SPDR S&P 500 ETF Trust	上場取引	USD 259	1/3/2019	(215,930)	650
合計						(215,930)	650

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(続き)

スワップ 2019年2月28日現在

種類	想定金額	摘要	取引相手	満期日	未実現 評価益 /(損) (米ドル)	時価 (米ドル)
CDS EUR	(143,989)	ファンドはCasino Guichard Perrachon SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	Barclays	20/6/2023	(1,683)	(20,468)
CDS USD	(1,194,000)	ファンドはCenturyLink Incに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	Barclays	20/12/2023	(29,062)	(125,080)
CDS USD	(2,000,000)	ファンドはCenturyLink Incに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	Barclays	20/6/2025	55,854	(317,426)
CDS EUR	(200,000)	ファンドはTesco Plcに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	Barclays	20/12/2025	(1,537)	(7,697)
CDS EUR	(268,820)	ファンドはIntesa Sanpaolo SpAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	BNP Paribas	20/6/2023	9,146	(3,967)
CDS EUR	(166,002)	ファンドはCasino Guichard Perrachon SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	Citibank	20/6/2023	1,081	(23,597)
CDS EUR	(70,130)	ファンドはThomas Cook Group Plcに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Citibank	20/6/2023	(24,401)	(14,996)
CDS EUR	(140,000)	ファンドはIntrum ABに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Credit Suisse	20/6/2023	(2,474)	12,294
CDS EUR	(200,000)	ファンドはGarfunkelux Holdco 2 SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Credit Suisse	20/6/2023	(45,306)	(42,795)
CDS EUR	(200,000)	ファンドはIntrum ABに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Credit Suisse	20/6/2023	(4,422)	17,562
CDS EUR	(178,955)	ファンドはGarfunkelux Holdco 2 SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Credit Suisse	20/12/2023	(45,077)	(41,613)
CDS EUR	(41,045)	ファンドはGarfunkelux Holdco 2 SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Credit Suisse	20/12/2023	(10,339)	(9,544)
CDS EUR	(210,000)	ファンドはVirgin Media Finance Plcに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Credit Suisse	20/12/2025	2,895	38,412
CDS EUR	(430,000)	ファンドはThomas Cook Group Plcに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Goldman Sachs	20/6/2023	(147,866)	(91,947)
CDS EUR	(66,870)	ファンドはThomas Cook Group Plcに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Goldman Sachs	20/6/2023	(23,097)	(14,299)
CDS EUR	(300,000)	ファンドはCasino Guichard Perrachon SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	Goldman Sachs	20/12/2023	663	(49,184)
CDS EUR	(250,000)	ファンドはCasino Guichard Perrachon SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	JP Morgan	20/12/2022	(19,186)	(29,800)
CDS EUR	(220,000)	ファンドはIntrum ABに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	JP Morgan	20/6/2023	8,416	19,318
CDS EUR	(60,000)	ファンドはCasino Guichard Perrachon SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	JP Morgan	20/6/2023	(2,349)	(8,529)
CDS EUR	(35,898)	ファンドはMonitchem HoldCo 3 SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	JP Morgan	20/12/2023	617	1,447
CDS EUR	(94,218)	ファンドはGarfunkelux Holdco 2 SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	JP Morgan	20/12/2023	(21,139)	(21,909)
CDS EUR	(64,102)	ファンドはMonitchem HoldCo 3 SAに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	JP Morgan	20/12/2023	1,102	2,585
CDS EUR	(169,714)	ファンドはIntrum ABに係るデフォルト・プロテクションを支払い、5%の固定金利を受け取る	Morgan Stanley	20/6/2023	(5,901)	14,903
CDS EUR	(200,000)	ファンドはTesco Plcに係るデフォルト・プロテクションを支払い、1%の固定金利を受け取る	Morgan Stanley	20/12/2023	(1,529)	(738)
TRS USD	24,451,467	ファンドはIBOXX US\$ Liquid High Yield + Obpsを受け取り、USD 3ヶ月LIBOR BBA + Obpsを支払う	Goldman Sachs	20/3/2019	1,599,651	1,598,708
TRS USD	19,240,000	ファンドはIBOXX US\$ Liquid High Yield + Obpsを受け取り、USD 3ヶ月LIBOR BBA + Obpsを支払う	Goldman Sachs	20/3/2019	927,943	901,882
合計					2,222,000	1,783,522

CDS: クレジット・デフォルト・スワップ

TRS: トータル・リターン・スワップ

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

## 財務書類に対する注記

## 1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ(以下「当社」という。)は、オープンエンド型の変動資本投資法人(変動資本を有する会社型投資信託)としてルクセンブルク大公国の法律に基づき設立された公開有限責任会社(société anonyme)である。当社は、金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。)により、2010年12月17日付の法律(随時、改正される)パートの規定に準拠した譲渡可能な有価証券への集団投資事業(以下「UCITS」という。)として認可され、当該法律によって規制されている。

当社は、分離された負債を有する個別の構成要素からなるアンブレラ構造である。各構成要素は他の構成要素から分離された負債を有し、当社は各構成要素の負債について第三者に対し全体として責任を負わない。各構成要素は、構成要素に該当する投資目的に従い管理され投資される個別の投資有価証券の組合せによって組成されている。

2019年2月28日現在、当社は81のサブファンド(以下それぞれを「ファンド」という。)における投資証券を発行しており、以下総称して「当ファンド」という。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールである。各ファンドは、アペンディクスに詳述のとおり投資証券クラスに分類されており、それぞれ個別の投資証券により表象されている。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および手数料体系はそれぞれ異なる。これについては当社の英文目論見書において詳述されている。

## 2019年2月28日に終了した期間に生じた重要な事象

スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドは、今後も継続して新規および既存の投資主に対する投資証券販売を以後の通知があるまで中止する。投資主は、従来通り払戻しはできる。

2019年2月20日付で、E Yが当社の監査人に任命された。

2018年9月4日付で、米ドル建のフィンテック・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンドおよびネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドが設定された。

2018年9月12日付で、ユーロ建のグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンドが設定された。

2018年10月29日付で、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンドは終了した。

2018年11月16日付で、ユーロ建てのマーケット・ナビゲーター・ファンドが設定された。

2018年12月31日付で、ストラテジック・グローバル・ボンド・ファンドは終了した。

定款変更の承認を得るため、2019年2月4日に臨時株主総会が開催された。

2019年2月11日付で、当社の英文目論見書の改訂版が発行された。投資主には英文目論見書の改訂を知らせる文書が送付された。

2019年2月11日付で、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド、ルクセンブルグ支店は、当社の預託銀行および管理事務代行会社として、同じ企業グループ内の企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・イー/エヌブイ、ルクセンブルグ支店に置き換えられた。

## 2. 重要な会計方針の要約

この財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係官庁が規定した財務書類の作成に関連する法律および規制上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

### (a) 投資有価証券およびその他の資産の評価

当社の投資有価証券およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- ・ 公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券は、評価日における最新の入手可能な市場価格に基づき評価される。評価時点後に終了した市場で取引された有価証券については、評価時点またはそれに相応する時点での最新の価格を使うことができる。当該投資有価証券またはその他の資産が複数の証券取引所または規制市場で上場または取引されている場合、取締役会はその裁量により、評価目的でかかる証券取引所または規制市場のいずれか1つを選択することができる。一部のファンドの純資産価額の計算時に該当する市場が終了している場合、または政府が外国投資に財務または取引費用を課す場合に有価証券価額の相違が生じることがある。そのため、取締役は、これらの投資有価証券の公正価値を見積るために公正価値の評価技法を利用した。かかる有価証券およびデリバティブは、適格者(取締役)が決定する実現性の高い価額で評価される。公正価値評価プロセスに固有の不確実性により、これらの見積価額は、当該有価証券にとっての整備された市場が存在する場合に使用されたであろう価額や最終的に回収されうる価額と著しく異なる可能性がある。
- ・ 上場されていない有価証券、またはいかなる証券取引所もしくはその他の規制市場において売買もしくは取引されていない有価証券(クローズドエンド型ファンドの有価証券を含む)および評価額が入手できないその他の市場における上場または非上場有価証券、または取締役が、市場価格が公正市場価格を反映していないと判断した有価証券に関しては、取締役が、処分価格または取得価格の予測額に基づき、慎重かつ誠実に価値を決定する。
- ・ 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店の指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。
- ・ 短期金融商品は、額面金額に利息を加えた金額が償却原価に基づいて評価され、その評価額は公正価値に近似している。
- ・ 定期預金は、償却原価で評価され、その評価額は公正価値に近似している。
- ・ 現金、預金、要求払手形ならびにその他の債務および前払費用は、入手できる見込みがない場合を除き額面金額で評価される。
- ・ 主として未収利息および未収配当金、売却投資有価証券未収金ならびに販売投資証券未収金を含む資産は、入手できる見込みがない場合を除き額面金額で評価される。
- ・ 特に未払利息、未払収益分配金、購入投資有価証券未払金および買戻し投資証券未払金を含む負債は、それらの額面金額で評価される。

投資の処分による実現損益は平均原価法を用いて計算され、損益および純資産変動計算書に反映される。

## (b) 投資有価証券からの収益 / 費用

当社は以下の方法で投資有価証券からの収益を認識している。

- ・ 受取利息は毎日発生し、定額法によるプレミアムの償却およびディスカウントの増加を含む。
- ・ 預金利息、定期預金、集団投資スキームによる収益および短期金融預金の利息は、発生主義で認識されている。
- ・ 受取配当金は、配当落ち日に発生し、源泉徴収税が控除された額で表示されている。
- ・ 有価証券貸付による収益は週次で発生する。
- ・ 社債がデフォルトしていることが確認された場合、デフォルトした有価証券に係る利息の計上はその時点で停止される。関連当事者からデフォルトの確認をとった上で、未収金は償却される。
- ・ 投資有価証券明細表において、永久債の銘柄に含まれる日付は、当該債券の次の繰上償還可能日である。投資有価証券明細表の銘柄の欄に開示されている利率は期末における適用利率であるが、これらの債券は変動利付債であるため、情報提供の目的のみで表示されている。

保有資産のマイナス実効金利により生じる利息に関連するマイナス利回りに係る費用は、毎日計上され、基礎となる商品の残存期間にわたって損益および純資産変動計算書において認識される。

## (c) デリバティブ商品

当期において、当ファンドは複数の先渡為替予約・先物取引を締結している。未決済の先渡為替予約・先物取引は、評価日に当該取引を決済した場合の金額で評価される。当該未決済取引から生じる利益 / 損失は未実現評価益 / (損) に計上され、純資産計算書の資産または負債に (適宜) 含められる。

当ファンドはカバード・コール・オプションおよびプット・オプションの売却、コール・オプションおよびプット・オプションの購入を実施できる。当ファンドはまたスプレッド・オプションおよびシンセティック・キャップ・オプションにも投資することができる。スプレッド・オプションは、2つ以上の資産の価格の差異から価値が生じる種類のオプションである。シンセティック・キャップ・オプションは、購入者に金利上限または利払上限を提供する二者間の契約である。レート・キャップ自体は、参照インデックス・レートが行使レートを上回るプラスの金額に基づいて定期的に支払われる。当ファンドがオプションを売却および / または購入する時点で、当ファンドによる受取または支払プレミアムと同額が負債または資産として反映される。その後、売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、現在価値を反映するよう時価評価される。見積実現価額を最もよく反映する方法として、取締役は最終取引価格ではなく仲値または決済値に基づいて、市場で取引されるオプションを評価することに合意している。市場で取引されていないオプションは第三者の値付機関から入手する日次価格に基づいて評価している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取 (支払) プレミアムが売却有価証券から控除 (に加算) される。オプションが失効する場合 (または当ファンドが決済取引を行った場合)、当ファンドはオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ (もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ) 実現する。

2019年2月28日現在、当ファンドは差金決済取引契約 (以下「CFD」という。) を締結した。CFDにより、投資家は変動証拠金でシンセティック・ロングポジションまたはシンセティック・ショートポジションを取ることができる。株式と違い、CFDにおいては、購入者は証拠金として支払った金額を上回る金額について責任を負う可能性がある。そのため、当ファンドは投資主から受け取った現金を様々な金融機関に預け入れており、これは英文目論見書にも記載されている。締結されたCFDポジションには、該当するベンチマーク以上またはそれ以下の事前に合意されたレートを適用する金融費用が日々、課される。関連する受取配当金または支払配当金は、損益および純資産変動計算書に源泉徴収税控除後の金額で開示される。

CFDの時価は、原証券や原資産が取引されるまたは取引を認められる証券取引所における直近の取引価格により決定される。評価時刻後の立会時間外に取引される原証券については、その時点またはそ



他の時点における直近の周知の価格が使用される場合がある。時価の変動は(もしあれば)、損益および純資産変動計算書に未実現評価益/(損)の純変動額として計上される。CFDの満期または解約時における実現損益は損益および純資産変動計算書上に表示される。

CFDの売却損益は先入先出法(以下「FIFO」という。)を用いた原価法に基づき決定されている。

当ファンドは1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、信用事由の発生による偶発的な支払い(当該契約にあらかじめ定義されている)の見返りとして、いくつかのプレミアムがプロテクションの売り手に支払われる。スワップは可能な限り、第三者の値付機関から入手し、実際のマーケット・メーカーに確認した日々の価格に基づいて時価評価される。こうした時価が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーから入手する日々の相場に基づいて値付される。いずれの場合も、価格の変動は損益および純資産変動計算書に未実現評価益/(損)の純変動額として計上される。スワップの満期または解約時における実現損益およびスワップに関連して稼得または負担した利息は、損益および純資産変動計算書上に表示される。

当期において、当ファンドはスワップ取引を開始した。スワップ取引によって、買い手は一定期間内に予め設定された利率で金利スワップ取引を行う権利(義務ではない)を得る。スワップ取引の買い手は当該権利について売り手にプレミアムを支払う。売建スワップにより買い手は変動金利を支払い、固定金利を受け取る権利を得る。買建スワップにより買い手は固定金利を支払い、変動金利を受け取る権利を得る。ファンドがスワップを売る、または買う場合、ファンドが受け取る、または支払うプレミアムと同額の負債または資産が純資産計算書において計上される。

当期において、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンドおよびグローバル・マルチアセット・インカム・ファンドは複数の株式連動債への投資を行っている。一度または複数回の固定クーポンの支払いと引き換えに、原株式の約定日付の市場価格で元本をブローカーに支払う。満期時に、ファンドは当該元本に原株式の価値の変動を加減算した金額(契約書に定められた約定キャップ・レベルを上限として)を受け取ることになる。

事後通告証券(To Be Announced Securities)(以下「TBA」という。)は、米国政府系機関が発行するモーゲージ担保証券に関連するものである。これらの機関は通常、モーゲージ・ローンプールし、組成されたプールの持分を販売する。TBAは、将来の決済に関して購入または売却される、これらの機関の将来のプールに関連しており、金利または償還日のいずれかが確定していない。TBAは、投資有価証券明細表に個別に開示されている。

当ファンドは通常、有価証券取得の目的でTBA購入契約を締結するが、適切と思われる場合は決済前に契約を処分することがある。TBAの売却による手取金は、契約上の決済日まで受領しない。TBA売却契約が残存している間、当該取引をカバーするために、相応の交付可能有価証券または相殺対象となる(売却契約日以前に交付可能な)TBA購入契約を保有する。

TBA売却契約が、相殺対象である購入契約の取得により終了する場合、ファンドは、裏付けとなる有価証券の未実現利益または損失にかかわらず契約の利益または損失を実現する。ファンドが、契約に基づき有価証券を交付する場合、ファンドは、契約が締結された日に設定された価格で有価証券の売却による利益または損失を実現する。

2019年2月28日現在、当ファンドは未決済のTBAを有していた。これは、純資産計算書の「売却投資有価証券未収金」および「購入投資有価証券未払金」に含まれている。

TBAの時価は純資産計算書上に表示される。TBAの未実現評価損益の純変動額およびTBAの売却に係る実現評価損益は、損益および純資産変動計算書上に表示される。

(d) 為替換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産は、2019年2月28日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートで換算される。

(e) 結合財務書類

各ファンドの財務書類はファンドの基準通貨で表示されている。

当社の結合数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の換算レートは、2019年2月28日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民幣
米ドル	0.8785	0.7519	111.2500	0.9963	6.6932

損益および純資産変動計算書の換算レートは、期中にわたり算定された平均レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民幣
米ドル	0.8739	0.7741	111.5799	0.9909	6.8615

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されており、小数第5位を四捨五入している。財務書類においては、小数第9位までの為替レートを適用している。

損益および純資産変動計算書の結合数値は、期中の平均為替レートをを用いて算定されている。その結果生じる為替換算調整額(186,501,039)米ドルは、2018年8月31日と2019年2月28日の間の為替レートの変動を表す。これは想定金額であり、個々のファンドの純資産に対する影響はない。

## (f) 為替レート

下記の為替レートは、2019年2月28日現在、当ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産およびその他の負債を換算するために使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民幣元
UAEディルハム	0.2047	0.2722	0.2392	30.2873	0.2712	1.8222
アルゼンチン・ペソ (公式レート)	0.0193	0.0257	0.0226	2.8590	0.0256	0.1720
豪ドル	0.5350	0.7116	0.6251	79.1603	0.7089	4.7625
ブラジル・レアル	0.2017	0.2683	0.2357	29.8510	0.2673	1.7959
カナダ・ドル	0.5703	0.7585	0.6663	84.3789	0.7557	5.0765
スイス・フラン	0.7547	1.0037	0.8817	111.6614	1.0000	6.7179
チリ・ペソ	0.0012	0.0015	0.0013	0.1705	0.0015	0.0103
オフショア中国人民幣元	0.1123	0.1494	0.1312	16.6215	0.1489	1.0000
中国人民幣元	0.1125	0.1496	0.1314	16.6387	0.1490	1.0010
コロンビア・ペソ	0.0002	0.0003	0.0003	0.0362	0.0003	0.0022
チェコ・コルナ	0.0334	0.0444	0.0390	4.9447	0.0443	0.2975
デンマーク・クローネ	0.1147	0.1526	0.1340	16.9743	0.1520	1.0212
ドミニカ・ペソ	0.0149	0.0198	0.0174	2.1995	0.0197	0.1323
エジプト・ポンド	0.0429	0.0570	0.0501	6.3458	0.0568	0.3818
ユーロ	0.8559	1.1384	1.0000	126.6423	1.1342	7.6192
英ポンド	1.0000	1.3300	1.1684	147.9625	1.3251	8.9019
香港ドル	0.0958	0.1274	0.1119	14.1724	0.1269	0.8527
ハンガリー・フォリント	0.0027	0.0036	0.0032	0.4010	0.0036	0.0241
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0079	0.0001	0.0005
イスラエル・シェケル	0.2076	0.2761	0.2426	30.7174	0.2751	1.8481
インド・ルピー	0.0106	0.0141	0.0124	1.5641	0.0140	0.0941
アイスランド・クローナ	0.0063	0.0084	0.0074	0.9332	0.0084	0.0561
日本円	0.0068	0.0090	0.0079	1.0000	0.0090	0.0602
ケニア・シリング	0.0075	0.0100	0.0088	1.1131	0.0100	0.0670
韓国ウォン	0.0007	0.0009	0.0008	0.0989	0.0009	0.0060
カザフスタン・テンゲ	0.0020	0.0027	0.0023	0.2972	0.0027	0.0179
スリランカ・ルピー	0.0042	0.0056	0.0049	0.6181	0.0055	0.0372
メキシコ・ペソ	0.0392	0.0521	0.0457	5.7936	0.0519	0.3486
マレーシア・リングギット	0.1849	0.2459	0.2160	27.3577	0.2450	1.6459
ナイジェリア・ナイラ	0.0021	0.0028	0.0024	0.3084	0.0028	0.0186
ノルウェー・クローネ	0.0879	0.1170	0.1027	13.0112	0.1165	0.7828
ニュージーランド・ドル	0.5122	0.6812	0.5984	75.7830	0.6787	4.5593
ペルー・新ソル	0.2277	0.3028	0.2660	33.6918	0.3017	2.0270
フィリピン・ペソ	0.0145	0.0193	0.0170	2.1510	0.0193	0.1294
パキスタン・ルピー	0.0054	0.0072	0.0063	0.8032	0.0072	0.0483

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
ポーランド・ズロチ	0.1987	0.2643	0.2321	29.3979	0.2633	1.7687
カタール・リヤル	0.2065	0.2746	0.2413	30.5528	0.2736	1.8382
ルーマニア・レイ	0.1804	0.2399	0.2107	26.6893	0.2390	1.6057
ロシア・ルーブル	0.0114	0.0152	0.0133	1.6892	0.0151	0.1016
スウェーデン・クローネ	0.0816	0.1085	0.0953	12.0735	0.1081	0.7264
シンガポール・ドル	0.5568	0.7406	0.6505	82.3868	0.7378	4.9567
タイ・バーツ	0.0239	0.0317	0.0279	3.5303	0.0316	0.2124
新トルコ・リラ	0.1412	0.1878	0.1650	20.8978	0.1872	1.2573
台湾ドル	0.0244	0.0325	0.0285	3.6148	0.0324	0.2175
米ドル	0.7519	1.0000	0.8785	111.2500	0.9963	6.6932
ウルグアイ・ペソ	0.0230	0.0306	0.0269	3.4037	0.0305	0.2048
ベトナム・ドン	0.0000	0.0000	0.0000	0.0048	0.0000	0.0003
南アフリカ・ランド	0.0537	0.0714	0.0628	7.9471	0.0712	0.4781
ザンビア・クワチャ	0.0625	0.0831	0.0730	9.2439	0.0828	0.5561

人民元は、外国為替制限を受けており、自由に換金できる通貨ではない。チャイナ・ボンド・ファンズに使用されている為替レートは、オフショア中国人民元(以下「CNH」という。)に関連するものであり、オンショア中国人民元(以下「CNY」という。)に関連するものではない。CNHの価値は、中国政府により随時適用される外国為替管理政策および還流制限ならびにその他外部の市場原理を含むがこれらに限定されない複数の要因により、CNYの価値と大幅に異なる可能性もある。CNHとCNYの相違は、投資家に悪影響を与える可能性がある。

#### (g) 希薄化

取締役は、ファンドの投資証券1口当たり純資産価額を調整して当該ファンドが受ける「希薄化」の影響を軽減することがある。希薄化は、ファンドの原資産を購入または売却する実際のコストが、取引および仲介手数料、税金および関税、市場の動き、原資産の購入価格と売却価格間のスプレッド等の要因により、当該ファンドにおける原資産の帳簿価額を逸脱している場合に生じる。希薄化は、ファンドの価値に悪影響を及ぼし、その結果投資主に影響を与える可能性がある。投資証券1口当たり純資産価額を調整することにより、この影響を軽減または回避して、投資主を希薄化による影響から保護することができる。いずれかの取引日において、当該ファンドの全投資証券クラスの総取引の価値によって、当該ファンドに対して取締役が設定する1つ以上の基準値を超える投資証券の純増減が生じた場合、取締役は当該ファンドの純資産価額を調整することがある。特定の取引日にファンドの純資産価額を調整することによって生じる金額は、当該ファンドの市場取引の予想コストに関連している。

英文目論見書のアペンディクスBの18.3項(訳注:原文の参照番号)に従い、2019年2月28日現在、かかる希薄化調整はチャイナ・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、フレキシブル・マルチアセット・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、USベーシック・バリュアー・ファンド、USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドに適用されている。

投資証券1口当たりの公表/取引純資産価額は、3会計年度末における純資産価額の概要に開示されており、希薄化調整が含まれている場合がある。この調整は、純資産計算書および損益および純資産変動計算書では認識されていない。

(h) 取引費用

取引費用は有価証券の取得、発行または処分に直接帰属する増分コストである。増分コストは事業体が有価証券を取得、発行または処分しなかった場合には発生していなかったであろうコストである。有価証券の当初認識時に、有価証券は、その取得または発行に直接帰属する取引費用を加えた時価で測定される。

有価証券の購入または売却に係る取引費用は、預託銀行の取引手数料を除いて、各ファンドの純資産計算書の実現純評価益/(損)または未実現評価益/(損)の純変動額に含まれる。預託銀行の取引手数料はファンドの損益および純資産変動計算書の預託報酬に含まれている。

(i) その他の取引に係る外国通貨

その他の取引に係る外国通貨は、現金残高およびスポット取引に係る実現評価損益および未実現評価損益に関連している。

(j) 公正価値評価

特定の価値が上記の方法で確認できない場合、または、当社の取締役会が、当該目的上、その他の評価方法が該当する証券またはその他の資産の公正価値をより正確に反映すると考える場合、当該証券または資産の評価方法は当社の取締役会が完全な裁量権をもって決定した評価方法となる。例えば、特定のファンドの純資産価額を算定する際に、対象となる市場が取引終了となっている場合、または、政府が外国投資に係る財政上の費用または取引費用を課すことを選択した場合には、証券の価値が異なる可能性がある。当社の取締役会は特定の基準値を設定することができ、それを超えると、特定のインデックス調整を適用することにより、当該証券の公正価値への調整が行われる場合がある。

公正価値評価された証券は、投資有価証券明細表において「\*\*」と示されている。

2019年2月28日現在、以下のとおり公正価値調整が行われた。

ファンド	通貨	公正価値評価された 証券の時価	純資産比率(%)
アジアン・ドラゴン・ファンド	米ドル	43,843,995	1.46
アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド	米ドル	12,802,705	0.43
アジアン・マルチアセット・グロース・ファンド	米ドル	157,506	0.19
チャイナ・ファンド	米ドル	18,905,758	1.32
コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ ファンド	ユーロ	62,781,706	1.84
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	米ドル	451	0.00
エマージング・マーケット・ファンド	米ドル	5,402,430	0.67
フィクスト・インカム・グローバル・ オポチュニティーズ・ファンド	米ドル	67	0.00
グローバル・アロケーション・ファンド	米ドル	180,902,070	1.16
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	米ドル	8,452	0.00
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	米ドル	10,418,855	1.61
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	288,067	0.02
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド <sup>(注)</sup>	米ドル	-	0.00
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	米ドル	459,602	0.14
グローバル・スモールキャップ・ファンド <sup>(注)</sup>	米ドル	-	0.00
ラテン・アメリカン・ファンド	米ドル	1,345,294	0.10
ナチュラル・リソース・グロース・アンド・ インカム・ファンド	米ドル	85,777	0.08
ニュー・エネルギー・ファンド <sup>(注)</sup>	米ドル	-	0.00
パシフィック・エクイティ・ファンド	米ドル	1,944,295	1.93
ユナイテッド・キングダム・ファンド <sup>(注)</sup>	英ポンド	-	0.00
USドル・ボンド・ファンド <sup>(注)</sup>	米ドル	-	0.00
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	879,759	0.04
USスモール・アンド・ミッドキャップ・ オポチュニティーズ・ファンド	米ドル	1,463,466	0.75
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	米ドル	130,652	0.21
ワールド・エネルギー・ファンド	米ドル	18,842	0.00
ワールド・ゴールド・ファンド	米ドル	36,589,330	0.82
ワールド・テクノロジー・ファンド	米ドル	9,892,826	0.69

<sup>(注)</sup> 当ファンドは時価がゼロの公正価値評価された証券を保有している。

### 3. 子会社

インディア・ファンドは、その投資目的および投資方針に従い、当社の完全所有子会社であるブラックロック・インディア・エクイティズ(モーリシャス)リミテッド(以下「子会社」という。)のみを通じて、その総資産の少なくとも70%を在インド企業または主たる経済活動をインドで営んでいる企業の株式に投資している。

当子会社の資産および負債、収益および費用はすべて、当社の純資産計算書ならびに損益および純資産変動計算書において結合されている。当子会社が保有する投資有価証券はすべて、インディア・ファンドの投資有価証券明細表において開示されている。当子会社は、モーリシャス法に基づいて2004年9月1日に設立された。

子会社は、インド市場で取引される有価証券に投資しており、2017年3月31日まで子会社はモーリシャスとインドとの間の二重課税条約による恩恵を受けていた。子会社は毎年一定の検査を受け、モーリシャスの納税者居住性の確立および関連要件を含む条件を満たしていなければならなかった。子会社は、モーリシャス歳入庁(Mauritius Revenue Authority)から納税者居住証明を取得していたこと、ならびにインドに支店または恒久的施設を有していないことから、2017年3月31日までは有価証券の売却時にインドのキャピタル・ゲイン税は課されなかった。子会社は、インドの有価証券に係る受取利息について20.6%(2018年8月31日:20.6%)のインドの源泉徴収税が課されている。

2016年5月10日、インド税務委員会は、インド・モーリシャス租税条約に基づくキャピタル・ゲイン税に係る免税措置の段階的廃止を公表した。変更は2017年4月1日に発効し、これによりインドは、2017年4月1日以降にモーリシャスの事業体が取得したインド法人の株式に対して、その売却から生じるキャピタル・ゲインに対する課税権を保持している。2017年4月1日より前に取得した株式はインドにおける課税権から保護される。ただし、段階的措置により、2017年4月1日から2019年3月31日の移行期間は特典制限条項により税率がインド国内の税率の50%に制限される。インド国内の税率での課税は2019年会計年度以降に適用される。

子会社は2018年3月31日まで、インドの証券取引税の課税対象となる上場株式の売却または譲渡から生じる長期キャピタル・ゲインに課されるインドの税金については免除されていた。2018年4月1日付で、2018年インド金融法案は、インドの公開株式およびその他の特定の有価証券の2018年4月1日より後の処分に係る長期キャピタル・ゲイン(すなわち、保有期間が最低12ヶ月のもの)に対して10%の税金を導入する。この変更在先立ち、証券取引税(以下「STT」という)が支払われていれば、長期キャピタル・ゲインはインドの課税対象から免除される。2018年3月31日以前の公開株式の売却については、長期キャピタル・ゲインに課されるインドの税金は免除される。2018年4月1日以降の公開株式の売却については、長期キャピタル・ゲインに対して10%の税金が課される。ただし、2018年1月31日より前に有価証券を取得した場合には、当該利得の算定における有価証券の「取得原価」は、2018年1月31日現在の公正市場価格となる。

2019年2月28日現在、子会社は30.49百万米ドルの繰越欠損金(純額)を有し、その使用期限は損失が発生した期末日から最大8年である。2019年2月28日現在、子会社は実現利益および未実現利益をカバーするのに十分な繰越欠損金を有していたが、今後もこのような繰越欠損金が継続するという保証はない。

子会社については、英文目論見書および4ページ(訳注:原文のページ)で詳述される。

#### 4. 運用会社

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、運用会社として従事するよう当社により任命されている。運用会社はルクセンブルグの公開有限責任会社(société anonyme)であり、2010年法第15章に従い、ファンドの運用会社として従事するよう権限を与えられている。

当社は、運用会社との間で運用会社契約を締結した。当該契約に基づき、運用会社は当社の日々の管理を委任されており、これにより当社の投資運用、管理事務および当ファンドのマーケティングに関連するすべての業務を直接または委任して行う責任を有する。

当社の合意のもと、運用会社は、英文目論見書に詳述されているとおり、その業務の一部を委任することを決定した。

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は、C S S Fにより規制されている。

#### 5. 投資運用報酬

当期において、当社は運用会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーに対して投資運用報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年率の投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は0.00%から1.75%の間であり、投資家が購入するファンドおよび投資証券クラスに応じて異なる。これらの報酬は、該当ファンドの純資産価額に基づき毎日発生し(アペンディクスBの18.3項(訳注:原文の参照番号)に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への調整(該当する場合)を反映している)、毎月支払われる。投資顧問会社への報酬を含む特定の費用および報酬は、投資運用報酬より支払われる。クラスJおよびクラスX投資証券について請求される投資運用報酬はない。

フレキシブル・マルチアセット・ファンドは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド - フロンティア・マーケット・エクイティ(Schroder International Selection Fund - Frontier Markets Equity)のポジションの保有分についてシュローダーに対し追加で投資運用報酬を支払っている。当該報酬は7,350ユーロで、損益および純資産変動計算書の費用勘定である投資運用報酬に含まれている。その他のブラックロック・ファンズに対するいかなる投資について追加で発生する投資運用報酬はない。

リザーブ・ファンド(ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンド)の投資目的達成に貢献するため、特定の状況下において、例えば、市況がファンドの原投資にマイナス利回りを引き起こす場合には、運用会社は、特定の日付または特定の日数にわたって支払われる投資運用報酬全額を受け取る権利を放棄することができる。運用会社は自由裁量で権利を放棄することができ、これにより将来発生する投資運用報酬全額を受け取る権利が損なわれることはない。

投資運用報酬の減額は、損益および純資産変動計算書の投資運用報酬から別掲で開示されている。当期において、ユーロ・リザーブ・ファンドは投資運用報酬が減額されている。

当期において、ブラックロックが運用するターゲット・ファンドに対する投資に関連して投資運用報酬レポートの対象になっているファンドは以下のとおりである。

ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・ヨーロッパ・ファンド、ユーロ・ボンド・ファンド、ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド、ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、フレキシブル・マルチアセット・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、マーケット・ナビゲーター・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンド

2019年2月28日現在、未払投資運用報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。



## 6. 販売報酬

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年間販売報酬を支払う。販売報酬の水準は、0.00%から1.25%の間である。クラスA、D、I、J、S、XおよびZ投資証券では、販売報酬を支払わない。ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンドのクラスC投資証券では、販売報酬を支払わない。当該報酬は、該当ファンドの純資産価額（該当する場合、アペンディクスBの18.3項（訳注：原文の参照番号）に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への希薄化調整を反映している）に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

当社は、損益および純資産変動計算書において詳述されているとおり、販売報酬を支払う。2019年2月28日現在、未払販売報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

## 7. 管理事務代行報酬

当社は管理事務代行報酬を運用会社に支払っている。

管理事務代行報酬の水準は、運用会社との合意に基づく取締役の裁量によって変更される場合があり、当社が発行する様々なファンドと投資証券クラスのそれぞれに異なる比率で適用されることになる。ただし、取締役と運用会社の間で、現在支払われている管理事務代行報酬の上限を年率0.25%とすることが合意されている。管理事務代行報酬は、該当する投資証券クラスの純資産価額に基づき毎日発生し（アペンディクスBの18.3項（訳注：原文の参照番号）に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への調整（該当する場合）を反映している）、毎月支払われる。

取締役および運用会社は、各ファンドの市場部門および競合他社と比較したファンドの業績といった複数の基準を考慮に入れ、ファンドの投資家が入手可能な類似する投資商品の市場全体について比較した場合に各ファンドの継続的経費（ongoing charge）が確実に優位性を保てることを目標とした料率で、管理事務代行報酬の水準を設定している。

継続的経費（ongoing charge）は、投資証券クラスごとの総費用（銀行利息、取引費用および金融資産に係るマイナス金利費用を除き、管理事務代行報酬補助金を含む）を各投資証券クラスの平均純資産で除した額に基づいて計算され、パーセンテージで表示される。

フィンテック・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、マーケット・ナビゲーター・ファンドおよびネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドの継続的経費（ongoing charge）は、損益および純資産変動計算書の管理事務代行報酬と相殺される差額に上限が定められている。

管理事務代行報酬は、預託報酬、販売報酬、有価証券貸付手数料、借入金から生じるすべての手数料（疑義を避けるために明記すると、貸し手に支払う可能性のあるコミットメント報酬を含む。）、欧州連合（以下「EU」という。）および非EUの源泉徴収税還付請求に関連する費用とその税金またはその利息、ならびに投資レベルまたは会社のレベルで課される税金を除き、当社が負担したすべての固定および変動の営業費用および管理費に充てる目的で運用会社が使用する。

当社は、欧州連合の源泉徴収税還付請求に関連する専門家費用を支払っている。源泉徴収税還付請求に関連するすべての費用は該当ファンドに均等かつ公正に配分される。当社のEUにおける（当社が支払った）源泉徴収税還付請求は今まで認められる確率が高く、非EUの源泉徴収税還付請求に関連する費用については管理事務代行報酬から負担されなくなり、現在では当社が支払い、該当ファンドに均等かつ公正に配分されている。

また、管理事務代行報酬は、監査ならびに投資家による報告およびその他の税金に係る順守事項に関連するサービスに対してアーンスト・アンド・ヤングS.A.に支払われる報酬に充てるために使われる。アーンスト・アンド・ヤングS.A.によって提供されている投資家による報告に関連するサービスは、特定の課税管轄に居住する投資家に要求されている報告に関わるものである。当社に提供されているサービスについてアーンスト・アンド・ヤングS.A.に支払っている報酬はこれ以外にない。

これらの営業費用および管理費には、すべての第三者費用と、当社が、または当社が代行して随時負担したその他の回収可能な費用が含まれる。この費用には、ファンド経理報酬、名義書換事務代行報酬(副名義書換事務代行会社および関連するプラットフォームとの取引費用を含む)、コンサルタント、法律、税金および監査報酬等のすべての専門家費用、取締役報酬(ブラックロック・グループの従業員でない取締役に対する報酬)、交通費、合理的な範囲の立替経費、印刷費、公告費、翻訳費用および投資主への報告に関連するその他すべての費用、規則当局への届出およびライセンス手数料、コルレスおよびその他の銀行手数料、ソフトウェアのサポートおよび維持、営業費用およびインベスター・サービス・チームおよび様々なブラックロック・グループ会社によって提供されたその他のグローバル管理サービスに帰属する費用が含まれるが、これらに限定されない。

運用会社は、ファンドの継続的経費(ongoing charge)の競争優位性を維持する財務リスクを負っている。したがって、すべての期間において当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬の金額のうち、期中に発生した実際の費用を超える額について運用会社は返還する義務を負わず、一方で期中に発生した実際の費用のうち、当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬を超える額については、運用会社または他のブラックロック・グループ会社が負担しなければならない。

ブラックロック・グループの従業員でない取締役に、遂行した業務の報酬として税込みで年間55,000ユーロ支払われた。会長の報酬が税込みで年間60,000ユーロである。ブラックロック・グループの従業員である取締役は、取締役報酬を受ける権利を有していない。

特定の管轄地域に適用される税金も、ファンドに直接請求される(注記9参照)。

当期において、管理事務代行報酬補助金の対象になっている現行のファンドは以下のとおりである。

アジア・マルチアセット・グロース・ファンド

チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド

ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

フレキシブル・マルチアセット・ファンド

グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド

ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド

ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファンド

ストラテジック・グローバル・ボンド・ファンド

ワールド・アグリカルチャー・ファンド

管理事務代行報酬は、損益および純資産変動計算書において補助金を控除され開示されている。

2019年2月28日現在、未払管理事務代行報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

## 8. 預託報酬

当期における当社の預託銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド、ルクセンブルグ支店である。預託銀行は、英文目論見書において詳述される取引手数料に加えて、有価証券の価額に基づき毎日発生する年間報酬を受領する。両カテゴリーの報酬および手数料の料率は、投資先の国によって異なり、場合によっては資産クラスに応じて異なる。債券や先進国の株式市場に対する投資は上記の幅の下限となり、新興市場に対する一部の投資は、上記の幅の上限となる。そのため、各ファンドの保管費用は、その時点における資産配分により左右されることになる。

預託報酬はファンドに直接請求される。2019年2月28日現在、未払いである保管および預託報酬は純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

## 9. 税金

ルクセンブルグ

現在のルクセンブルグの法律および慣習に基づき、当社はルクセンブルグにおける所得税もしくはキャピタル・ゲイン税が課されず、また、当社が支払う配当金はルクセンブルグの源泉徴収税の対象となっていない。しかし、当社は、純資産価額に対して年率0.05%のルクセンブルグにおける税金、またはリザーブ・ファンド、クラスI、クラスJおよびクラスXの投資証券の場合には純資産価額に対して年率0.01%の税金が課される。当該税金は、各ファンドの該当四半期末(暦年)の純資産価額に基づき、四半期毎に支払われる。ルクセンブルグにおいて、投資証券の発行に伴う印紙税またはその他の税金は支払われない。2019年2月28日に終了した期間において、ルクセンブルグの税金に関連する24,685,750米ドルが費用計上された。

#### ベルギー

当社は金融市場に関する2012年8月3日法第154条に基づき、ベルギーの金融サービス市場機構に登録されている。ベルギーにおいて一般向け販売のために登録されたファンドには、前年の12月31日現在、ベルギーの仲介業者を通じてベルギーで販売された口数の純資産価額に対して年率0.0925%の税金が課される。2019年2月28日に終了した期間において、ベルギーの税金に関連する費用は計上されなかった。

#### 英国

##### 報告型ファンド(Reporting Funds)

当社では英国報告型ファンドの形態が適用されている。このファンド形態に基づき、英国報告型ファンドの投資家は、分配のあるなしにかかわらずその保有高に応じた英国報告型ファンドの収益持分について課税されるが、その保有高の売却益にはキャピタル・ゲイン税が課される。現在、英国報告型ファンドであるファンドのリストは、

<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-funds>. より入手可能である。

## その他の取引税

他の管轄地域において、当ファンドが保有する特定の資産に対し、金融取引税（以下「FTT」という。）またはその他の取引税といった税金が課される場合がある（例えば、英国の印紙税、フランスのFTT）。

## 源泉徴収税

当社が受け取る投資に係る配当金および利息は、その支払元の国において源泉徴収税が課せられる場合がある。当社が所得税を免除されているため、かかる源泉徴収税は通常、回収できない。しかしながら、最近の欧州連合における判例法によって、そのような回収不能の税金が減額される可能性が出てきた。市民権を有する国、居住国、あるいは住所を登録している国の法律に基づいて、投資証券の販売、購入、保有、買戻し、転換、売却において課せられる可能性がある税金について、投資家は熟知するとともに、専門家に適時に相談すべきである。投資家は、課税の水準および課税の標準ならびに課税の軽減が変更される可能性があることに留意する必要がある。源泉徴収税の負担の可能性については、英文目論見書においてさらに説明されている。

## 10. 投資顧問会社

運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、同社の投資運用機能を、英文目論見書に記載のとおり、以下の投資顧問会社（以下それぞれを「投資顧問会社」という。）に委託している。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク（US）（以下「BFM」という。）、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー（US）（以下「BIMLLC」という。）、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「BIMUK」という。）およびブラックロック（シンガポール）リミテッド（以下「BSL」という。）。

すべての投資顧問会社は、ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーにより直接任命されている。すべての副投資顧問会社は関連する投資顧問会社により任命されている。これらのうちの数社は、投資顧問会社として以下の会社に業務の一部を再委託している。ブラックロック・ジャパン株式会社（以下「BLKJap」という。）、ブラックロック・アセット・マネジメント・ノースアジア・リミテッド（以下「BAMNA」という。）およびブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（以下「BLKAus」という。）。

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
ASEANリーダーズ・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・ドラゴン・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・グロース・リーダーズ・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	BSL	-
アジア・マルチアセット・グロース・ファンド	BSL、BIMUK、 BIMLLC	BAMNA、 BLKAus
アジア・タイガー・ボンド・ファンド	BSL、BIMUK	BAMNA
チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド	BIMLLC	-

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
チャイナ・ボンド・ファンド*	B S L、B I M U K	B A M N A
チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド	B I M U K	B A M N A
チャイナ・ファンド	B I M U K	B A M N A
コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド	B I M U K	-
ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B A M N A
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	B I M U K	-
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド	B I M U K、 B I M L L C	B A M N A
エマージング・マーケット・ファンド	B I M U K、 B I M L L C	B A M N A
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B A M N A
ESGエマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ ファンド*	B I M U K	-
ESGエマージング・マーケット・ボンド・ファンド*	B I M U K	-
ESGエマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ ファンド*	B I M U K、B F M	-
ESGエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ ボンド・ファンド*	B I M U K	-
ユーロ・ボンド・ファンド	B I M U K	-
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	B I M U K	-
ユーロ・リザーブ・ファンド	B I M U K	-
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	B I M U K	-
ユーロ・マーケット・ファンド	B I M U K	-
ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド	B I M U K	-
ヨーロピアン・フォーカス・ファンド*	B I M U K	-
ヨーロピアン・ファンド	B I M U K	-
ヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	B I M U K	-
ヨーロピアン・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	B I M U K	-
ヨーロピアン・バリュー・ファンド	B I M U K	-
フィンテック・ファンド <sup>(1)</sup> *	B I M U K	-
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B L K A u s
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	B I M L L C、 B I M U K	-
フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド <sup>(1)</sup> *	B I M U K	-
グローバル・アロケーション・ファンド	B I M L L C	-
グローバル・ボンド・インカム・ファンド*	B I M U K、B F M	-
グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド <sup>(1)</sup> *	B I M U K、B F M	-

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B L K A u s
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	B I M L L C	-
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	B I M U K	-
グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	B I M U K	-
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B L K A u s
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	B I M U K、B F M	B L K A u s
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B A M N A
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	B I M U K、 B I M L L C	-
グローバル・スモールキャップ・ファンド	B I M L L C	-
インドア・ファンド	B I M U K	B A M N A
ジャパン・フレキシブル・エクイティ・ファンド	B I M U K	B A M N A
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・ オポチュニティーズ・ファンド	B I M U K	B L K J a p
ラテン・アメリカン・ファンド	B I M L L C	-
マーケット・ナビゲーター・ファンド <sup>(1) *</sup>	B I M U K、B F M	-
ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ ファンド	B I M L L C、 B I M U K	-
ニュー・エネルギー・ファンド	B I M U K	-
ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド <sup>(1) *</sup>	B I M L L C	-
ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファンド	B I M L L C	-
パシフィック・エクイティ・ファンド	B I M U K	B A M N A
スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・ オポチュニティーズ・ファンド	B I M U K	-
ユナイテッド・キングダム・ファンド	B I M U K	-
USベシック・バリュー・ファンド	B I M L L C	-
USドル・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	B F M	-
USドル・リザーブ・ファンド	B F M	-
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	B F M	B L K A u s
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	B I M L L C	-
USガバメント・モーゲージ・ファンド	B F M	-
USグロース・ファンド	B I M L L C	-
USスモール・アンド・ミッドキャップ・ オポチュニティーズ・ファンド	B I M L L C	-
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	B I M U K	-

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
ワールド・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B L K A u s
ワールド・エネルギー・ファンド	B I M U K	-
ワールド・フィナンシャルズ・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ゴールド・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	B I M U K、 B I M L L C	-
ワールド・マイニング・ファンド	B I M U K	-
ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンド	B S L、B I M U K、 B I M L L C	-
ワールド・テクノロジー・ファンド	B I M U K、 B I M L L C	-

(1) 当期において設定されたファンド。詳細については注記1を参照のこと。

\* 当ファンドは香港では認可されておらず、2019年2月28日現在、香港では一般に公開されていない。

## 11. 関連当事者との取引

運用会社、主販売会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立されたブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクがブラックロック・インクの主要株主となっている。当社のために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、通常の条件で有価証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、もしくは本人として取引をしていた可能性があり、差益が生じる可能性がある。かかる取引は、通常の業務過程において標準的な取引条件に基づいて行われる。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は市場の慣例に従って支払われており、手数料がブローカーおよびエージェントによって一括されている、あるいはその他の手法によって割り引かれたり、現金により手数料が割り戻された場合、その差益は当社に還元されている。PNCグループのサービスは、手数料および取引条件が投資市場においてブラックロックと関連が無いその他のブローカーおよびエージェントとほぼ同様であることを前提として適切であると判断された場合に投資顧問会社によって利用可能であり、このことは、最高の成績を達成するという方針と一貫性がある。当期において、運用会社、投資顧問会社、副投資顧問会社または当社の取締役の関連当事者であるブローカーを通じて当社に影響を及ぼす取引はなかった。

投資運用会社、または共通管理・支配により投資運用会社と関係している会社、もしくは実質的な直接・間接保有により投資運用会社と関係している会社が管理するその他のUCITSおよび/またはその他の集団投資事業(以下「UCI」という。)のユニットに当ファンドが投資している場合、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIのユニットに対する投資について、当社は発行手数料または償還手数料を請求されることはない。当ファンドは、可能な場合、投資運用報酬の対象ではないクラスX投資証券に投資する。

当期において、当社、運用会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、当社の取締役、あるいはこれらの者またはこれらの関連当事者が重要な利害関係を有する企業との間で、通常の業務範囲外のあるいは標準的な取引条件外の取引は行われていない。

当期において、当社の取締役であるロバート・ヘイズは、グローバル・オポチュニティーズ・ファンドのクラスD毎年分配英国報告型投資証券47,330.1株を757,282英ポンドで購入した。他の取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

有価証券貸付契約に従って任命された有価証券貸付の代理人は、当社の関連当事者であるブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッドである。ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッドは有価証券貸付取引に直接関連するすべての運用費用を負担する。

当ファンドは、ブラックロック・インクが提供している借手のデフォルトに対する補償から利益を得ている。当該補償により、全貸付有価証券の差替えが可能となる。ブラックロック・インクは、借手のデフォルトに対する補償費用を負担する。

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック(チャネル・アイランズ)リミテッドに一部の管理事務代行を任命した。

ファンドの中にはクロス・インベストメント・テクニクを使用しているものもあり、ファンドがアンブレラ構造の他のファンドに投資することを意味している。

結合後の純資産計算書と結合後の損益および純資産変動計算書は、クロス・インベストメントの影響を排除するために調整されていない。

2019年2月28日現在、以下のファンドはクロス・アンブレラ型投資有価証券を保有しており、その時価は結合純資産総額の0.15%に相当する。

ファンド	クロス・アンブレラ型 投資有価証券	通貨	時価	純資産比率 (%)
アジア・マルチアセット・ グロース・ファンド	ブラックロック・グローバル・ ファンズ - インディア・ファンド	米ドル	2,092,190	2.48
ダイナミック・ハイ・ インカム・ファンド	ブラックロック・グローバル・ ファンズ - USドル・ハイ・ イールド・ボンド・ファンド	米ドル	75,243,829	2.67
エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド	ブラックロック・グローバル・ ファンズ - エマージング・ マーケット・コーポレート・ ボンド・ファンド	米ドル	53,599,000	2.05
グローバル・マルチアセット・ ファンド	ブラックロック・グローバル・ ファンズ - USドル・ハイ・ イールド・ボンド・ファンド	米ドル	69,575,414	0.90

## 12. コミッションの使用

適用される規制により認められている場合(疑義を避けるために明記すると、M i F I D の対象ファンドを除く。)、ファンドの投資顧問会社として務めているブラックロック・グループの一部の会社は、一定の管轄区域の特定のブローカーと株式を取引するときに発生するコミッションを受け取ることができる。コミッションは適格なリサーチ・サービスを購入するために再配分することができる。リサーチに資金提供した人だけでなく広範な顧客もリサーチの利用が可能のため、かかる取り決めにより1つのファンドだけでなく他のファンドも恩恵を受けることができる。ブラックロック・グループは、適格なサービスのみを購入し、過度のコミッションは適格なサービス提供者に再配分する(該当があれば)ようにするため、コミッションの使用に関する方針を設定している。



## 13. デリバティブ商品

当ファンドは、英文目論見書に詳述されているとおり、デリバティブ商品を売買することがある。2019年2月28日現在において保有しているデリバティブ商品についてはファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

## 14. 差入れた有価証券または保証として引渡した有価証券および保証として受取った有価証券

ファンドが担保として差入れた、または保証として引渡した有価証券は当ファンドの投資有価証券明細表において開示されている。当該有価証券はファンドの投資有価証券明細表において「†」で記されており、2019年2月28日現在、その評価額は47,422,621米ドルである。

グローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションの担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびバンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッドの三者間契約に基づき差入れられる。担保はファンドの投資有価証券明細表において「^」で記されており、2019年2月28日現在、その評価額は48,553,250米ドルである。

ファンドが保証として受取った有価証券の詳細は、以下の表のとおりである。2019年2月28日現在、これらの有価証券の評価額は9,152,518米ドルである。

ファンド	額面金額	銘柄	評価額 (単位:米ドル)
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	3,444,000	United States Treasury Note/Bond 2% 30/11/2022	3,296,051
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	377,000	United States Treasury Note/Bond 1.75% 30/9/2022	362,559
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	2,055,000	United States Treasury Note/Bond 1.875% 31/10/2022	1,961,460
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	196,000	French Republic Government Bond OAT 1.85% 25/7/2018	293,489
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	885,000	French Republic Government Bond OAT 1.85% 25/7/2018	1,306,146
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	2,021,000	United States Treasury Note/Bond 1.875% 31/10/2022	1,929,007
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	4,000	United States Treasury Note/Bond 3.125% 15/8/2044	3,806

## 15. 現金担保

当ファンドは様々な取引相手とデリバティブの取引を行っている。デリバティブの取引相手は、投資有価証券明細表に示されている。デリバティブの取引相手は以下のとおりである。オーストラリア・ニュージーランド銀行、バンク・オブ・アメリカ、パークレイズ、BNPパリバ、BNYメロン、シティバンク、シティグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、クレディ・スイス、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、香港上海銀行Plc、JPモルガン、メリルリンチ、モルガン・スタンレー、野村、RBS Plc、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ、ソシエテ・ジェネラル、スタンダードチャータード銀行、ステート・ストリート、トロント・ドミニオンおよびUBSである。スワップ契約、CFD、先物取引、売建オプション(プットおよびコール)、買建オプション(プットおよびコール)およびスワップに係る担保/証拠金について、取引相手が当社へのエクスポージャーを補う場合、担保/証拠金が支払われ、当社が取引相手へのエクスポージャーを補う場合、担保/証拠金が受取られる。「ブローカーに対する債権」は、ポートフォリオのクリアリング・ブローカーおよび様々な取引相手に支払った現金担保からなる。「ブローカーに対する債務」は、ポートフォリオのクリアリング・ブローカーおよび様々な

取引相手から受取った現金担保からなる。先物取引現金は、純資産計算書の「銀行預金」の一部を構成する。

2019年2月28日現在の保有CFD、スワップ契約および店頭オプション取引に関連するブローカーからの/(に対する)現金担保残高は、以下の表のとおりである。先物取引現金残高は、ブローカーが保有する現金に関連しており、2019年2月28日現在、証拠金要件を満たすために一部使用されている。

ファンド	通貨	ブローカー からのCFD、 スワップ契約 および店頭 オプション取引 現金担保残高	ブローカーに 対するCFD、 スワップ契約 および店頭 オプション取引 現金担保残高	ブローカー からの 先物取引	ブローカーに 対する 先物取引
ASEANリーダーズ・ファンド	米ドル	-	-	425,713	(13)
アジア・パシフィック・ エクイティ・インカム・ファンド	米ドル	-	-	1,018,615	-
アジア・グロース・リーダーズ・ ファンド	米ドル	-	(362,000)	7,425,000	(470,138)
アジア・マルチアセット・ グロース・ファンド	米ドル	69,000	(294,868)	189,535	-
アジア・タイガー・ボンド・ ファンド	米ドル	3,930,000	-	2,195,368	-
チャイナ・A株式・ オポチュニティーズ・ファンド	米ドル	-	-	229,452	-
チャイナ・ボンド・ファンド	オフ ショア 中国 人民元	126,000	-	1,027,262	(108,871)
ダイナミック・ハイ・インカム・ ファンド	米ドル	-	-	31,859,857	(30,174,538)
エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド	米ドル	5,412,670	(2,730,004)	4,171,269	(2,332)
エマージング・マーケット・ コーポレート・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	102,000	(12,423)
エマージング・マーケット・ エクイティ・インカム・ファンド	米ドル	-	(920,000)	774,950	-
エマージング・マーケット・ ファンド	米ドル	-	-	307,437	-
エマージング・マーケット・ ローカル・カレンシー・ボンド・ ファンド	米ドル	1,714,000	(12,756,219)	-	-
ESGエマージング・マーケット・ ブレンデッド・ボンド・ファンド	米ドル	1,219,302	(51,922)	60,448	(10,114)
ESGエマージング・マーケット・ ボンド・ファンド	米ドル	500,917	(490,000)	395,457	(237)
ESGエマージング・マーケット・ コーポレート・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	5,000	(714)
ESGエマージング・マーケット・ ローカル・カレンシー・ボンド・ ファンド	米ドル	-	(420,000)	14	-

ファンド	通貨	ブローカー からのCFD、 スワップ契約 および店頭 オプション取引 現金担保残高	ブローカーに 対するCFD、 スワップ契約 および店頭 オプション取引 現金担保残高	ブローカー からの 先物取引	ブローカーに 対する 先物取引
ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	8,757,083	(3,283,555)	9,670,632	(1,317,571)
ユーロ・コーポレート・ボンド・ ファンド	ユーロ	5,577,952	(4,416,830)	5,827,019	(705,275)
ユーロ・ショート・ デュレーション・ボンド・ファンド	ユーロ	27,362,900	(5,883,422)	40,740,176	(1,862,523)
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	ユーロ	-	-	44,820	(2,944)
フィクスト・インカム・ グローバル・オポチュニティーズ・ ファンド	米ドル	76,822,415	(22,419,287)	57,888,925	(711,305)
フレキシブル・マルチアセット・ ファンド	ユーロ	48,048	(955,171)	1,286,122	(179,415)
グローバル・アロケーション・ ファンド	米ドル	42,365,096	(44,946,394)	43,696,474	-
グローバル・ボンド・インカム・ ファンド	米ドル	85,000	(109,285)	8,352	-
グローバル・コンサバティブ・ インカム・ファンド <sup>(1)</sup>	ユーロ	25,789	-	2,031,610	(569,975)
グローバル・コーポレート・ ボンド・ファンド	米ドル	6,570,405	(555,368)	3,458,861	(587,674)
グローバル・ダイナミック・ エクイティ・ファンド	米ドル	2,903,000	(180,000)	4,494,469	(2,899,893)
グローバル・エンハンスト・ エクイティ・イールド・ファンド	米ドル	-	-	61,365,428	(5,331,928)
グローバル・ガバメント・ボンド・ ファンド	米ドル	338,754	(134,504)	987,181	(17,097)
グローバル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	米ドル	1,240,000	(1,170,000)	546,847	(11,731)
グローバル・インフレーション・ リンクド・ボンド・ファンド	米ドル	1,230,440	(476,246)	1,082,140	-
グローバル・マルチアセット・ インカム・ファンド	米ドル	872,000	(260,000)	33,818,092	(1,335,212)
グローバル・スモールキャップ・ ファンド	米ドル	-	-	490,981	(17,776)
マーケット・ナビゲーター・ ファンド <sup>(1)</sup>	ユーロ	515,555	(570,589)	308,004	(326,492)
USドル・ボンド・ファンド	米ドル	113,168	(44,592)	1,383,702	-
USドル・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド	米ドル	650,017	(2,310,070)	821,321	(1,676)
USドル・ショート・ デュレーション・ボンド・ファンド	米ドル	1,788,586	(3,379,000)	2,075,820	(191,520)
USガバメント・モーゲージ・ ファンド	米ドル	141,386	-	107,340	-
ワールド・ボンド・ファンド	米ドル	1,562,980	(1,783,740)	3,311,133	(40,840)
ワールド・テクノロジー・ファンド	米ドル	420,000	-	-	-

(1) 当期において設定されたファンド。詳細については注記1を参照のこと。

## 16. 配当金

配当金の支払いに関連する取締役の現行の方針は投資証券クラスによって異なる。無分配投資証券クラスに関する現行の方針はすべての純投資利益を留保し再投資することである。そのため、当該利益は純資産価額に留保され、該当クラスの投資証券1口当たり純資産価額に反映される。分配型投資証券クラスの場合、当期の投資収益の純額または全額を分配する投資証券クラスについては当期の費用控除後のほぼすべての投資収益(入手可能な場合)を分配する方針であり、総額を分配する投資証券クラスについては分配に費用控除前の資本金の一部が含まれることがある。各分配型投資証券クラスの分配方針に関する詳細については、英文目論見書の「Calculation of Dividends」の項(訳注:原文の項)を参照のこと。取締役は、実現および未実現キャピタル・ゲイン(純額)の両方からの配当金を含めて配当を行うか否か、またどの程度含めるかについて決定することもできる。当ファンドの一部および/または投資証券クラスの一部(例えば、安定分配型投資証券、金利差分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券)は、収益、実現および未実現キャピタル・ゲイン(純額)だけでなく資本金からも分配を行うことができる。分配型投資証券クラスが実現または未実現キャピタル・ゲイン(純額)からの配当金を含めて配当を行う場合、もしくは費用控除前の総収益を分配するファンドの場合は、配当金に当初の資本金が含まれる可能性がある。ファンドの資本金から配当金が支払われる場合、資本金が減額されることになり、追加の増資が必要になる可能性がある。

ファンドが英国報告型であり報告収益が分配額を超過する場合は、当該剰余金がみなし配当金として処理され、投資家の税務上の立場に応じて課税されることになる。

分配型投資証券を発行するファンドについては、ファンドの種類により、配当金の支払頻度が決定される。配当金の支払に関する詳細については、英文目論見書に記載されている。

配当金の公表および支払ならびに投資主が利用可能な再投資の選択については、英文目論見書に記載されている。

## 17. 信用供与

2016年4月(その後、2017年4月1日および2018年4月1日に修正)、BGFは、JPモルガン・チェース銀行・エヌ・エー(以下「JPモルガン」という。)と、JPモルガンのその他のシンジケート・ローンの貸手と共に、当ファンドに現時点で1,325百万米ドルの信用供与を行う契約を締結した。当ファンドは、この信用供与枠を一時的な資金調達目的で利用し、その目的には、例えば、投資家に対する償還資金を含むがこれに限定されない。かかる信用供与枠からの引出に関連する利息や未使用枠の手数料は、当社の純資産から負担されている。新規設定ファンドには自動的に信用枠が供与されないため、併合プロセスにより合算しなければならない。かかるプロセスにおいては、新規設定ファンドの信用枠の合算を承認するため、特に信用供与者が必要なデューデリジェンスを行う。当期において新規設定ファンドは信用枠を供与されず、引出すこともなかった。さらに、信用供与者が必ずしも新規設定ファンドの信用枠の合算を承認するとは限らず、また、信用枠が当ファンドとその他のブラックロックのファンドとの間の信用契約に基づき(公正な配分で)供与されていても、ファンドがかかる信用枠を使用することができるとは限らない。したがって、一部のファンドはかかる信用供与を受けない場合があり、それに関連する費用も発生しない。2019年2月28日現在、当ファンドについて、かかる信用供与枠の未返済残高はない。2018年9月1日から2019年2月28日までの期間において使用した信用供与枠はない。

## 18. 下引受けに係る収益

当社は、保管銀行の同意のもと下引受契約を締結することがある。下引受契約により、当社は報酬と引き換えに他の引受人による投資に先立ち、株式発行が担保される。当期において、受託引受契約に係る収益を受け取ったファンドはなかった。

## 19. 後発事象

2019年3月25日付で、フレキシブル・マルチアセット・ファンドはESGマルチアセット・ファンドに、グローバル・オポチュニティーズ・ファンドはグローバル・ロング-ホライズン・エクイティ・ファンドに、ニュー・エネルギー・ファンドはサステイナブル・エネルギー・ファンドに、ワールド・アグリカルチャー・ファンドはニュートリション・ファンドに名称を変更した。

2019年5月20日付で、ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する規則(EU)2017/1131(以下「MMF規則」という。)を遵守する必要がある。MMF規則は、マネー・マーケット・ファンドに関連する一定の変更を導入し、特にストレス時に、マネー・マーケット・ファンドをより回復力のあるものにすることを意図した標準化された欧州規則を作成することを目的としている。

MMF規則は特に、新たなファンドの種類を導入する。両ファンドは、短期変動純資産価額マネー・マーケット・ファンド(以下「STVNAV」という。)に分類され、発効日からMMF規則の関連規則に従う。

MMF規則に従って、当該ファンドは資産の評価に償却原価主義を適用しなくなり、代わりに、可能な限り時価評価(mark-to-market)プロセスを使用する。時価評価(mark-to-market)の使用が不可能な場合、資産は、評価モデルによる評価(mark-to-model)を用いて保守的に評価される。

アペンディクス - 投資証券クラス

投資証券クラスの設定および再開

以下に開示されている設定日は、投資証券のファンドの各クラスにおける初回発行日を示している。当該設定日より前にクラスの販売開始が可能な場合がある。

設定日	ファンド	種類
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスAスウェーデン・クローネ 無分配投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスA米ドル無分配投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスD英ポンド無分配英国報告型投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスD英ポンド・ヘッジ 無分配英国報告型投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスI米ドル無分配投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスX米ドル無分配投資証券
2018年9月4日	フィンテック・ファンド	クラスZ英ポンド無分配英国報告型投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスAスウェーデン・クローネ 無分配投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスA米ドル無分配投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスD英ポンド無分配英国報告型投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスD英ポンド・ヘッジ 無分配英国報告型投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスI米ドル無分配投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスX米ドル無分配投資証券
2018年9月4日	フューチャー・オブ・トランスポート・ ファンド	クラスZ英ポンド無分配英国報告型投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・ テクノロジー・ファンド	クラスAスウェーデン・クローネ 無分配投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・ テクノロジー・ファンド	クラスA米ドル無分配投資証券

設定日	ファンド	種類
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスD英ポンド無分配英国報告型投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスD英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスI米ドル無分配投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスX米ドル無分配投資証券
2018年9月4日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスZ英ポンド無分配英国報告型投資証券
2018年9月5日	ESGエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	クラスEユーロ・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券
2018年9月5日	ESGエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月5日	ESGエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	クラスIユーロ無分配投資証券
2018年9月5日	ESGエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	クラスI米ドル無分配投資証券
2018年9月5日	ESGエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月5日	ESGエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	クラスEユーロ・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券
2018年9月5日	ESGエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月5日	ESGエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	クラスI米ドル無分配投資証券
2018年9月12日	ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド	クラスI米ドル安定分配型投資証券
2018年9月12日	ESGエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	クラスIユーロ無分配投資証券
2018年9月12日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスAユーロ毎年分配型投資証券
2018年9月12日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスAユーロ無分配投資証券
2018年9月12日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスDユーロ毎年分配型投資証券
2018年9月12日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスDユーロ無分配投資証券
2018年9月12日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスEユーロ毎四半期分配型投資証券
2018年9月12日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスEユーロ無分配投資証券

設定日	ファンド	種類
2018年9月12日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスIユーロ無分配投資証券
2018年9月12日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスXユーロ無分配投資証券
2018年9月12日	ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド	クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月12日	ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド	クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年9月19日	A S E A Nリーダーズ・ファンド	クラスI米ドル無分配投資証券
2018年9月19日	フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	クラスI英債券・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券
2018年9月19日	グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	クラスX英債券・ヘッジ 毎四半期総収益分配型投資証券
2018年9月26日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスAユーロ毎四半期分配型投資証券
2018年9月26日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスDユーロ毎四半期分配型投資証券
2018年9月26日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスEユーロ基準額以上分配型投資証券
2018年9月26日	グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド	クラスIユーロ毎四半期分配型投資証券
2018年9月26日	USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	クラスI米ドル毎四半期分配型投資証券
2018年10月17日	グローバル・ボンド・インカム・ファンド	クラスZ米ドル無分配投資証券
2018年10月17日	グローバル・ボンド・インカム・ファンド	クラスZスイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券
2018年10月17日	グローバル・ボンド・インカム・ファンド	クラスZユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年11月14日	エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	クラスXスイス・フラン・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券
2018年11月16日	マーケット・ナビゲーター・ファンド	クラスAユーロ無分配投資証券
2018年11月16日	マーケット・ナビゲーター・ファンド	クラスDユーロ無分配投資証券
2018年11月16日	マーケット・ナビゲーター・ファンド	クラスEユーロ無分配投資証券
2018年11月16日	マーケット・ナビゲーター・ファンド	クラスIユーロ無分配投資証券
2018年11月16日	マーケット・ナビゲーター・ファンド	クラスXユーロ無分配投資証券
2018年11月28日	エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	クラスS英債券・ヘッジ 英国報告型投資証券
2018年12月5日	フィンテック・ファンド	クラスDユーロ無分配投資証券
2018年12月5日	フィンテック・ファンド	クラスE米ドル無分配投資証券
2018年12月5日	フィンテック・ファンド	クラスIユーロ無分配投資証券
2018年12月5日	フィンテック・ファンド	クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年12月5日	フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド	クラスDユーロ無分配投資証券
2018年12月5日	フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド	クラスE米ドル無分配投資証券
2018年12月5日	フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド	クラスIユーロ無分配投資証券



設定日	ファンド	種類
2018年12月5日	フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド	クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年12月12日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスDユーロ無分配投資証券
2018年12月12日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスEユーロ無分配投資証券
2018年12月12日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスIユーロ無分配投資証券
2018年12月12日	ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド	クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2018年12月19日	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	クラスA オフショア中国人民幣・ヘッジ金利差分配英国報告型投資証券
2018年12月19日	アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスA オフショア中国人民幣・ヘッジ金利差分配英国報告型投資証券
2018年12月19日	エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	クラスA オフショア中国人民幣・ヘッジ金利差分配英国報告型投資証券
2018年12月19日	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスA オフショア中国人民幣・ヘッジ金利差分配英国報告型投資証券
2018年12月19日	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスA オフショア中国人民幣・ヘッジ金利差分配英国報告型投資証券
2019年1月2日	フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	クラスI円毎四半期分配型投資証券
2019年2月27日	チャイナ・ボンド・ファンド	クラスI オフショア中国人民幣 安定分配型投資証券
2019年2月27日	ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド	クラスD英ボンド・ヘッジ 毎四半期分配英国報告型投資証券
2019年2月27日	USフレキシブル・エクイティ・ファンド	クラスA円ヘッジ無分配投資証券
2019年2月27日	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	クラスA円ヘッジ無分配投資証券
2019年2月27日	ワールド・テクノロジー・ファンド	クラスA円ヘッジ無分配投資証券

## 発行済投資証券クラス

2019年2月28日現在、当社は以下の投資証券クラスを発行している。二つ以上の取引通貨があるファンドの場合、追加の取引通貨価格は、評価時における直物為替レートで価格を換算し、算定されている。

## クラスA

クラスA 毎年総収益分配型投資証券	クラスA 英ポンド・ヘッジ金利差分配型投資証券
クラスA スイス・フラン・ヘッジ 毎年総収益分配型投資証券	クラスA ニュージーランド・ドル・ヘッジ金利差分配型投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ 毎年総収益分配型投資証券	クラスA 南アフリカ・ランド・ヘッジ金利差分配型投資証券
クラスA 毎年分配型投資証券	クラスA オフショア中国人民元・ヘッジ 金利差分配英国報告型投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ 毎年分配型投資証券	クラスA 安定分配型投資証券
クラスA 毎年分配英国報告型投資証券	クラスA 豪ドル・ヘッジ安定分配型投資証券
クラスA 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	クラスA カナダ・ドル・ヘッジ安定分配型投資証券
クラスA 米ドル・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	クラスA オフショア中国人民元・ヘッジ安定分配型投資証券
クラスA 毎日分配型投資証券	クラスA ユーロ・ヘッジ安定分配型投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ 毎日分配型投資証券	クラスA 英ポンド・ヘッジ安定分配型投資証券
クラスA 毎日分配英国報告型投資証券	クラスA 香港ドル・ヘッジ安定分配型投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ 毎日分配英国報告型投資証券	クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ安定分配型投資証券
クラスA 毎月総収益分配型投資証券	クラスA 米ドル・ヘッジ安定分配型投資証券
クラスA 毎月分配型投資証券	クラスA 英ポンド・ヘッジ安定分配英国報告型投資証券
クラスA 豪ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	クラスA 無分配投資証券
クラスA カナダ・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ 毎月分配型投資証券	クラスA カナダ・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 英ポンド・ヘッジ 毎月分配型投資証券	クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 香港ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	クラスA オフショア中国人民元・ヘッジ無分配投資証券
クラスA ニュージーランド・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	クラスA ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	クラスA 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスA 香港ドル無分配投資証券
クラスA 豪ドル・ヘッジ 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスA 香港ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスA 円ヘッジ無分配投資証券
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスA ニュージーランド・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 米ドル・ヘッジ 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスA ポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 毎四半期総収益分配英国報告型 投資証券	クラスA スウェーデン・クローネ・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 毎四半期分配型投資証券	クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスAユーロ・ヘッジ  
毎四半期分配型投資証券

クラスA米ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ  
毎四半期分配型投資証券

クラスA無分配英国報告型投資証券

クラスA豪ドル・ヘッジ  
金利差分配型投資証券

クラスAユーロ・ヘッジ無分配英国報告型投資証券

クラスAカナダ・ドル・ヘッジ  
金利差分配型投資証券

クラスA英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券

クラスAオフショア中国人民元・  
ヘッジ金利差分配型投資証券

## クラスC

クラスC 毎日分配型投資証券

クラスC 毎四半期分配型投資証券

クラスCユーロ・ヘッジ  
毎日分配型投資証券

クラスC 安定分配型投資証券

クラスC 毎月分配型投資証券

クラスC 無分配投資証券

クラスC 毎四半期総収益分配型投資証券

クラスCユーロ・ヘッジ無分配投資証券

クラスCシンガポール・ドル・ヘッジ  
毎四半期総収益分配型投資証券

クラスC米ドル・ヘッジ無分配投資証券

## クラスD

クラスD 毎年総収益分配型投資証券

クラスD 毎四半期分配型投資証券

クラスDスイス・フラン・ヘッジ  
毎年総収益分配型投資証券

クラスDスイス・フラン・ヘッジ毎四半期分配型投資証券

クラスDユーロ・ヘッジ  
毎年総収益分配型投資証券

クラスDユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券

クラスD 毎年総収益分配英国報告型  
投資証券

クラスD英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券

クラスD 毎年分配型投資証券

クラスD英ポンド・ヘッジ毎四半期分配英国報告型投資証券

クラスDカナダ・ドル・ヘッジ  
毎年分配型投資証券

クラスD 安定分配型投資証券

クラスDユーロ・ヘッジ  
毎年分配型投資証券

クラスD英ポンド・ヘッジ安定分配型投資証券

クラスD 毎年分配英国報告型投資証券

クラスD米ドル・ヘッジ安定分配型投資証券

クラスD英ポンド・ヘッジ  
毎年分配英国報告型投資証券

クラスD 無分配投資証券

クラスD米ドル・ヘッジ  
毎年分配英国報告型投資証券

クラスD豪ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスD 毎月分配型投資証券

クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券

クラスD豪ドル・ヘッジ  
毎月分配型投資証券

クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券

クラスDユーロ・ヘッジ  
毎月分配型投資証券

クラスD英ポンド・ヘッジ無分配投資証券

クラスD香港ドル・ヘッジ  
毎月分配型投資証券

クラスD香港ドル無分配投資証券

クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ  
毎月分配型投資証券

クラスDポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券

クラスD 毎月分配英国報告型投資証券

クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスD英ポンド・ヘッジ  
毎月分配英国報告型投資証券

クラスD米ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスD 毎四半期総収益分配型投資証券

クラスD 無分配英国報告型投資証券

クラスDユーロ・ヘッジ  
毎四半期総収益分配型投資証券

クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配英国報告型投資証券

クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ  
毎四半期総収益分配型投資証券

クラスDユーロ・ヘッジ無分配英国報告型投資証券

クラスD 毎四半期総収益分配 英国報告型投資証券	クラスD 英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券
クラスD 英ポンド・ヘッジ 毎四半期総収益分配英国報告型投資証券	クラスD 米ドル・ヘッジ無分配英国報告型投資証券
クラスE	
クラスE 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスE 無分配投資証券
クラスE ユーロ・ヘッジ 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスE ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスE 毎四半期分配型投資証券	クラスE 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスE ユーロ・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券	クラスE ポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券
クラスE 基準額以上分配型投資証券	クラスE 米ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスE ユーロ・ヘッジ基準額以上 分配型投資証券	
クラスI *	
クラスI 毎年総収益分配型投資証券	クラスI 毎四半期分配英国報告型投資証券
クラスI 毎年分配型投資証券	クラスI 安定分配型投資証券
クラスI ユーロ・ヘッジ 毎年分配型投資証券	クラスI 無分配投資証券
クラスI 毎年分配英国報告型投資証券	クラスI 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスI 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	クラスI カナダ・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスI 米ドル・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	クラスI スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券
クラスI 毎月分配型投資証券	クラスI ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスI カナダ・ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券	クラスI 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスI 英ポンド・ヘッジ 毎月分配英国報告型投資証券	クラスI 円ヘッジ無分配投資証券
クラスI ユーロ・ヘッジ 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスI シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスI 毎四半期分配型投資証券	クラスI 米ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスI ユーロ・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券	クラスI スイス・フラン・ヘッジ無分配英国報告型投資証券
クラスI 英ポンド・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券	クラスI 英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券
クラスI 円ヘッジ毎四半期分配型投資証券	
クラスJ *	
クラスJ 毎月分配型投資証券	クラスJ 無分配投資証券
クラスS	
クラスS 毎年分配型投資証券	クラスS 無分配投資証券
クラスS 英ポンド・ヘッジ 分配英国報告型投資証券	
クラスX *	
クラスX 毎年分配型投資証券	クラスX 豪ドル・ヘッジ金利差分配型投資証券
クラスX ユーロ・ヘッジ 毎年分配型投資証券	クラスX 安定分配型投資証券

クラスX 毎年分配英国報告型投資証券

クラスX 英ポンド・ヘッジ  
毎年分配英国報告型投資証券

クラスX 毎月分配型投資証券

クラスX 豪ドル・ヘッジ  
毎月分配型投資証券

クラスX ユーロ・ヘッジ  
毎月分配型投資証券

クラスX 毎四半期総収益分配型投資証券

クラスX 英ポンド・ヘッジ  
毎四半期総収益分配型投資証券

クラスX 毎四半期総収益分配  
英国報告型投資証券

クラスX 毎四半期分配型投資証券

クラスX スイス・フラン・ヘッジ  
毎四半期分配型投資証券

クラスX ユーロ・ヘッジ  
毎四半期分配型投資証券

クラスX 英ポンド・ヘッジ  
毎四半期分配型投資証券

クラスX 無分配投資証券

クラスX 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスX カナダ・ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスX スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券

クラスX デンマーク・クローネ・ヘッジ無分配投資証券

クラスX ユーロ・ヘッジ無分配投資証券

クラスX 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券

クラスX 円ヘッジ無分配投資証券

クラスX ノルウェー・クローネ・ヘッジ無分配投資証券

クラスX ニュージーランド・ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスX スウェーデン・クローネ・ヘッジ無分配投資証券

クラスX 無分配英国報告型投資証券

クラスZ

クラスZ 無分配投資証券

クラスZ スイス・フラン・ヘッジ  
無分配投資証券

クラスZ ユーロ・ヘッジ無分配投資証券

クラスZ 無分配英国報告型投資証券

\* 機関投資家が購入可能

[次へ](#)

## 5 販売及び買戻しの実績

2019年3月末日前1年間におけるサブ・ファンドの日本において販売されたクラスの投資証券の販売および買戻しの実績ならびに2019年3月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

## クラスA無分配投資証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年4月1日～	6,140,711.87	8,891,167.78	9,090,956.72
2019年3月31日	(6,063,761.02)	(8,891,167.78)	(9,014,005.87)

(注) ( )内の数は、本邦外における販売、買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

下線の部分は訂正箇所を示します。なお、全文訂正(更新)の場合には下線を付していません。

## 第一部 証券情報

## 第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

## (1) 外国投資法人の名称

## &lt;訂正前&gt;

ブラックロック・グローバル・ファンズ - USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(BlackRock Global Funds - US Dollar High Yield Bond Fund)

(注) USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「サブ・ファンド」ということがある。)は、アンブレラ・ファンドであるブラックロック・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2019年2月11日現在、ファンドは、USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドを含む82個のサブ・ファンドにより構成されている。

## &lt;訂正後&gt;

ブラックロック・グローバル・ファンズ - USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(BlackRock Global Funds - US Dollar High Yield Bond Fund)

(注) USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「サブ・ファンド」ということがある。)は、アンブレラ・ファンドであるブラックロック・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2019年5月20日現在、ファンドは、USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドを含む81個のサブ・ファンドにより構成されている。

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 1 外国投資法人の概況

## (2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

## &lt;訂正前&gt;

## a. 外国投資法人の目的および基本的性格

ファンドの唯一の目的は、投資リスクを分散し、また投資証券の運用の成果を投資主に提供するために、投資信託に関する2010年12月17日の法律もしくは制定されたその代替法またはその改正法(以下「2010年法」という。)第41条第1項ならびに(適用ある場合には)マネー・マーケット・ファンドに係る2017年6月14日付の欧州議会および理事会の規則(EU)2017/1131(随時改正される。)(以下「MMFR」という。)に規定される、あらゆる種類の譲渡性のある有価証券およびその他の認可された資産に投資を行うことである。

(中略)

## b. 外国投資法人の特色

ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づいて、変動資本を有するオープン・エンド型の会社型投資信託として設立された公開有限責任会社である。ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日の法律(随時改正、変更または追補済)(以下「2010年法」という。)のパートの規定に従って、および当該法律に規制され、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)としてルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)の認可を受けている。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## a. 外国投資法人の目的および基本的性格

ファンドの唯一の目的は、投資リスクを分散し、また投資証券の運用の成果を投資主に提供するために、投資信託に関する2010年12月17日の法律もしくは制定されたその代替法またはその改正法(以

下「2010年法」という。)第41条第1項ならびに(適用ある場合には)マネー・マーケット・ファンドに係る2017年6月11日付の欧州議会および理事会の規則(EU)2017/1131(随時改正される。)ならびにこれに従い公示された委任規則(以下、総称して「MMF規則」または「MMFR」という。)に規定される、あらゆる種類の譲渡性のある有価証券およびその他の認可された資産に投資を行うことである。

(中略)

#### b. 外国投資法人の特色

ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づいて、変動資本を有するオープン・エンド型の会社型投資信託として設立された公開有限責任会社である。ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日の法律(随時改正、変更または追補済)(以下「2010年法」という。)のパートの規定に従って、またそのいくつかのサブ・ファンドについてはMMF規則の規定に従って、かつ当該法律および規則のそれぞれに規制され、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)としてルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)の認可を受けている。

(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

サブ・ファンドは、投資信託の受益証券およびその他の譲渡性のある証券にも投資することができる。投資目的および方針において、「譲渡性のある証券」についてのすべての言及には、「短期金融商品ならびに固定利付および変動利付証券」が含まれる。

いずれかの投資戦略および/またはいずれかのサブ・ファンドが「能力限界」となることがある。これは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの投資戦略が、サブ・ファンドについての適切な投資を見出し、またはその既存の投資対象を効率的に運用するため、その能力に影響を及ぼすと運用会社および/または投資顧問会社が判断する規模に達した場合、投資証券の購入制限を行うことが当該サブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの投資主の利益となる場合(一例としてかかる場合を含むが、かかる場合に限られない。)、取締役会がかかる制限により影響を受けるサブ・ファンドの投資証券の購入の制限を決定することができることである。サブ・ファンドがかかる能力限界に達した場合、投資主はその旨を通知され、かかる閉鎖期間中、サブ・ファンドの追加申込みは認められない。投資主は、かかる閉鎖期間中、当該サブ・ファンドからの買戻しを妨げられない。買戻しまたは市場の展開の結果として当該サブ・ファンドが自己の能力限界を下回った場合(一例としてかかる場合を含むが、かかる場合に限られない。)、取締役会は、その絶対的裁量により、当該サブ・ファンドまたは投資証券のクラスの申込みの受付を一時的または恒久的に再開することができる。特定時点におけるサブ・ファンドの投資証券のこのような購入制限の有無に関する情報は、各地のインベスター・サービシング・チームから入手可能である。

(中略)

- ・ USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、規制された市場として認知されているMICEX-RTS証券取引所に上場されている証券への投資を除き、常に10%を上限として、ロシアへの投資を行うことができる。
- ・ 投資対象および投資方針の趣旨として、“譲渡性のある証券”に言及するすべてに、短期金融証券および固定/変動利率証券双方を含むものとする。



- ・ USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当初公募証券および新規発行債務証券に投資する場合、当初公募または新規発行債務の有価証券の価格は、しばしば、より古い既存の証券よりも大きく予測不可能な価格変動を示す。
- ・ 「非投資適格」または「ハイ・イールド」とは、格付を付与されていないか、証券の取得時点において、一以上の公認の格付機関によってBB+（スタンダード・アンド・プアーズによる場合）またはこれと同等以下の格付を付与された債務証券、または運用会社がそれと同等の信用を有すると判断する債務証券をいう。
- ・ サブ・ファンドが投資する譲渡性のある固定利付債券には、ABSおよびMBSが含まれることがある。
- ・ クラスタ爆弾禁止条約は、2010年8月1日付で国際法として拘束力を有し、クラスタ爆弾の使用、製造、取得または譲渡を禁止した。したがって、USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのために投資顧問会社は、対地雷、クラスタ爆弾ならびに劣化ウラン弾および装甲に法人として関与している世界中の会社について審査を行う。かかる法人としての関与が確認された場合、取締役会の方針としてファンドおよびUSドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、当該会社により発行された有価証券への直接の投資を認められていない。

（中略）

欧州議会および理事会の規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）

ファンドは、ベンチマーク指数に追随し、またはベンチマーク指数を参照して運用されるサブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドのベンチマーク指数に関する該当するベンチマークの管理者と連携して、ベンチマーク規則に基づき欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）が備える登録簿に当該管理者が記載されていること、または記載される予定であることを確認している。

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、ESMAのウェブサイト（[www.esma.europa.eu](http://www.esma.europa.eu)）において入手可能である。2019年3月25日までに、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載される。

- ・ MSCIリミテッド

（後略）

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドは、投資信託の受益証券およびその他の譲渡性のある証券にも投資することができる。投資目的および方針において、「譲渡性のある証券」についてのすべての言及には、「短期金融商品ならびに固定利付および変動利付証券」が含まれる。ただし、疑義を避けるために述べると、後者への言及は前者を包含しない。

いずれかの投資戦略および/またはいずれかのサブ・ファンドが「能力限界」となることがある。これは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの投資戦略が、サブ・ファンドについての適切な投資を見出し、またはその既存の投資対象を効率的に運用するため、その能力に影響を及ぼすと運用会社および/または投資顧問会社が判断する規模に達した場合、投資証券の購入制限を行うことが当該サブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの投資主の利益となる場合（一例としてかかる場合を含むが、かかる場合に限られない。）、取締役会がかかる制限により影響を受けるサブ・ファンドの投資証券の購入の制限を決定することができることである。サブ・ファンドがかかる能力限界に達した場合、投資主はその旨を通知され、かかる閉鎖期間中、サブ・ファンドの追加申込みは認められない。投資主は、かかる閉鎖期間中、当該サブ・ファンドからの買戻しを妨げられない。買戻しまたは市場の展開の結果として当該サブ・ファンドが自己の能力限界を下回った場合（一例としてかかる場合を含むが、かかる場合に限られない。）、取締役会は、その絶対的裁量により、当該サブ・ファンドまたは投資証券のクラスの申込みの受付を一時的または恒久的に再開することができる。特定時点におけるサブ・ファンド

の投資証券のこのような購入制限の有無に関する情報は、各地のインベスター・サービシング・チームから入手可能である。

(中略)

- ・ USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、規制された市場として認知されているM I C E X - R T S証券取引所に上場されている証券への投資を除き、常に10%を上限として、ロシアへの投資を行うことができる。
- ・ USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当初公募証券および新規発行債務証券に投資する場合、当初公募または新規発行債務の有価証券の価格は、しばしば、より古い既存の証券よりも大きく予測不可能な価格変動を示す。
- ・ 「非投資適格」または「ハイ・イールド」とは、格付を付与されていないか、証券の取得時点において、一以上の公認の格付機関によってBB+ (スタンダード・アンド・プアーズによる場合) またはこれと同等以下の格付を付与された債務証券、または運用会社が(適用ある場合には、信用度評価内部手続きに基づき)それと同等の信用を有すると判断する債務証券をいう。
- ・ サブ・ファンドが投資する譲渡性のある固定利付債券には、ABSおよびMBSが含まれることがある。現在かかる資産に投資を行い得るサブ・ファンドについては、当該サブ・ファンドの投資方針中にその旨の言及が含まれる。リザーブ・ファンドは、MMF規則の要件を充足する証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーにのみ投資を行うことができる。
- ・ クラスタ爆弾禁止条約は、2010年8月1日付で国際法として拘束力を有し、クラスタ爆弾の使用、製造、取得または譲渡を禁止した。したがって、USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのために投資顧問会社は、対地雷、クラスタ爆弾ならびに劣化ウラン弾および装甲に法人として関与している世界中の会社について審査を行う。かかる法人としての関与が確認された場合、取締役会の方針としてファンドおよびUSドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、当該会社により発行された有価証券への直接の投資を認められていない。

(中略)

欧州議会および理事会の規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。)

ファンドは、ベンチマーク指数に追随し、またはベンチマーク指数を参照して運用されるサブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドのベンチマーク指数に関する該当するベンチマークの管理者と連携して、ベンチマーク規則に基づき欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)が備える登録簿に当該管理者が記載されていること、または記載される予定であることを確認している。

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、ESMAのウェブサイト(www.esma.europa.eu)において入手可能である。2019年3月現在、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載されている。

- ・ M S C Iリミテッド

(後略)

#### (4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

2.16 更に、ファンドは、投資証券を販売する国の規制機関が定めた追加の制限を遵守するものとする。

ファンドは、各サブ・ファンドの目的を達成するために合理的と考えるリスクを取るものとする。ただし、証券取引所の価格変動および譲渡性のある証券への投資に内在するその他のリスクに鑑み、サブ・ファンドがサブ・ファンドの目的を達成できるという保証はない。

(中略)

3.8.6 担保として受領される現金は、

- ( ) 指令2009/65/EC第50条(f)に規定される法主体にのみ預託されることができる。
- ( ) 優良国債にのみ投資されることができる。
- ( ) リバース・レポ契約の目的にのみ使用されることができる。ただし、取引が慎重な監督に服する信用機関との間で行われることおよびファンドが発生ベースで現金の全額をいつでも回収することができることを条件とする。
- ( ) 欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関するESMAガイドラインにおいて定義される短期のマネー・マーケット・ファンドにのみ投資されることができる。  
再投資される現金担保は、現金以外の担保に適用ある分散要件に従って分散されることを要する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2.16 更に、ファンドは、投資証券を販売する国の規制機関が定めた追加の制限を遵守するものとする。

2.17 リザーブ・ファンドは、MMF規則第9条第(2)項に規定された行為(現金の借入れおよび貸付を含む。)を行ってはならない。

ファンドは、各サブ・ファンドの目的を達成するために合理的と考えるリスクを取るものとする。ただし、証券取引所の価格変動および譲渡性のある証券への投資に内在するその他のリスクに鑑み、サブ・ファンドがサブ・ファンドの目的を達成できるという保証はない。

(中略)

3.8.6 担保として受領される現金は、

- ( ) 指令2009/65/EC第50条(f)に規定される法主体にのみ預託されることができる。
- ( ) 優良国債にのみ投資されることができる。
- ( ) リバース・レポ契約の目的にのみ使用されることができる。ただし、取引が慎重な監督に服する信用機関との間で行われることおよびファンドが発生ベースで現金の全額をいつでも回収することができることを条件とする。
- ( ) MMF規則において定義される短期のマネー・マーケット・ファンドにのみ投資されることができる。

再投資される現金担保は、現金以外の担保に適用ある分散要件に従って分散されることを要する。

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (1) 申込手数料

##### b. 日本国内における申込手数料

<訂正前>

日本国内における申込手数料は、申込価額の1.62%(税抜き1.50%)を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については、日本における販売会社に照会することができる。

<訂正後>

日本国内における申込手数料は、申込価額の1.62%<sup>(注)</sup>(税抜き1.50%)を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については、日本における販売会社に照会することができる。

(注) 手数料率は、手数料率(税抜き)に係る本書提出日現在の消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)に相当する料率(8%)を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

( 5 ) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

日本

2019年 2月末日現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

( 後略 )

< 訂正後 >

日本

2019年 5月末日現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

( 後略 )

## 7 管理及び運営の概要

<p>1 資産管理等の概要 (5) その他</p>	<p>(b) 解散または償還条件 &lt;訂正前&gt;</p> <p>(前略)</p> <p>取締役会は、特定のサブ・ファンドの純資産価額が5,000万米ドル(または関連する取引通貨による相当額)を下回った場合、当該サブ・ファンドに関連するすべての投資証券の買戻しを要求することができる。定款により、取締役会は、投資主の利益になるかまたはサブ・ファンドに影響する経済もしくは政治的な状況の変動により適切であると判断する場合、特定のサブ・ファンドの閉鎖を通知することができるが、かかる場合、取締役会は、クラス投資証券の保有者に対して、他のサブ・ファンドの同一種類のクラス投資証券への無料での乗換えの機会を提供する方針である。</p>
-------------------------------	--

&lt;訂正後&gt;

(前略)

取締役会は、特定のサブ・ファンドの純資産価額が5,000万米ドル(または関連する取引通貨による相当額)を下回った場合、当該サブ・ファンドに関連するすべての投資証券の買戻しを要求することができる。定款により、取締役会は、投資主の利益になるかまたはサブ・ファンドに影響する経済もしくは政治的な状況の変動により適切であると判断する場合、特定のサブ・ファンドの閉鎖を通知することができるが、かかる場合、取締役会は、クラス投資証券の保有者に対して、他のサブ・ファンドの同一種類のクラス投資証券への無料での乗換えの機会を提供する方針である。ファンドの定款に詳細に記載される通り、サブ・ファンドの投資主は、当該サブ・ファンドの発行済投資証券の10分の1以上を表章する投資主の要請により、当該サブ・ファンドを解散するための総会の招集を請求することができる。代替手段として、取締役会は、2010年法の規定に従って、サブ・ファンドを存続ファンドまたは消滅ファンドとして、ファンドの他のサブ・ファンドまたは他のUCITS(もしくはそのサブ・ファンド)(ルクセンブルグまたはその他のEU加盟国のいずれで設立されたか、および会社型または契約型のファンドのいずれとして設立されたかを問わない。)と合併する権限を有する。ファンドは、CSSF規則10-5の規定(当該規制は適宜変更または修正される。)に従って、関連するサブ・ファンドの投資主に通知を送付する。関連するサブ・ファンドのすべての投資主は、合併の発効日前の30日以上期間において、自らの投資証券を手数料なしで(投資回収の費用を除く。)買戻しまたは転換することを要求する機会を有する。合併の発効日は、当該通知期間の満了から5営業日以内に発生するものとされる。

### 第3 外国投資証券事務の概要

#### 2 投資主総会

&lt;訂正前&gt;

ファンドの年次投資主総会は、毎年2月20日(または、ルクセンブルグにおける営業日でない場合には、ルクセンブルグにおける翌営業日)の午前11時(ルクセンブルグ時間)にルクセンブルグで開催される。他の投資主総会は招集通知に記載ある日時および場所で開催される。投資主総会招集通知は、登録投資主宛に送付され、法律上の要求がある場合には、取締役会によって決定される新聞およびルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」という。)にて、ルクセンブルグで公告される。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

ファンドの年次投資主総会は、毎年ルクセンブルグで開催される。他の投資主総会は招集通知に記載ある日時および場所で開催される。投資主総会招集通知は、登録投資主宛に送付され、法律上の要求がある場合には、取締役会によって決定される新聞およびルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアション(以下「RESA」という。)にて、ルクセンブルグで公告される。

(後略)

### 第三部 外国投資法人の詳細情報

#### 第2 手続等

##### 1 申込(販売)手続等

海外における販売手続等

<訂正前>

(前略)

その他の取得または保有の制限

取締役会は、取得者もしくは保有者またはファンドによるいずれかの国、政府もしくは規制当局の法律もしくは規制に対する違反状態を発生させ、またはファンドに関する税務上もしくはその他の金銭上不利な効果(いずれかの国、政府または規制当局の証券、投資その他の法律または規制に基づく登録義務を含む。)を発生させる可能性がある場合に、かかる者により投資証券が取得もしくは保有され、またはかかる者のために投資証券が取得もしくは保有されないようにするために必要と料する場合、投資証券またはクラス投資証券(ただし、必ずしも同一のクラス内のすべての投資証券が対象となるとは限らない。)に係る制限(譲渡の制限および/または投資証券が記名式のみにて発行されるという要件を含む。)を課し、または緩和することができる。これに関し、取締役会は、投資主がその保有する投資証券の実質的所有者であることを確認するために必要と考える情報を提供しよう投資主に要求することができる。前記に加え、取締役会は、ファンドおよび/またはその投資主の利益になる場合(ファンドまたはサブ・ファンドの規模が大きくなり、適切な投資対象を探すのが困難になった場合を含む。)、投資証券の発行を制限するよう決定することができる。取締役は、裁量により、かかる制限を撤廃することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

その他の取得または保有の制限

取締役会は、ある者による投資証券の取得もしくは保有によって、かかる者もしくはファンドによるいずれかの国、政府もしくは規制当局の法律もしくは規制に対する違反状態を発生させることとなる場合、またはかかる者がEUおよび/もしくは米国の制裁リストに列挙された者、もしくはEUおよび/もしくは米国の制裁リストに列挙された国および領域に居住し、もしくは設立された者である場合、またはかかる者による投資証券の取得、もしくは保有によって、ファンドに関する税務上もしくはその他の金銭上不利な効果(いずれかの国、政府または規制当局の証券、投資その他の法律または規制に基づく登録義務を含む。)を発生させる可能性がある場合に、かかる者により投資証券が取得もしくは保有され、またはかかる者のために投資証券が取得もしくは保有されないようにするために必要と料する場合、投資証券またはクラス投資証券(ただし、必ずしも同一のクラス内のすべての投資証券が対象となるとは限らない。)に係る制限(譲渡の制限および/または投資証券が記名式のみにて発行されるという要件を含む。)を課し、または緩和することができる。これに関し、取締役会は、投資主がその保有する投資証券の実質的所有者であることを確認するために必要と考える情報を提供しよう投資主に要求することができる。前記に加え、取締役会は、ファンドおよび/またはその投資主の利益になる場合(ファンドまたはサブ・ファンドの規模が大きくなり、適切な投資対象を探すのが困難になった場合

を含む。) 、投資証券の発行を制限するよう決定することができる。取締役は、裁量により、かかる制限を撤廃することができる。

( 後略 )

## 2 買戻し手続等

海外における買戻し手続等

< 訂正前 >

( 前略 )

決済

( 中略 )

投資証券の買戻代金の支払は、投資主の費用での投資主の銀行口座への電信送金で行われる。EUに銀行口座を有する投資者は、所有口座のIBAN(国際銀行口座番号)およびBIC(金融機関識別コード)を提供しなければならない。

取締役会は、投資主の事前の同意および最低取引額および最低保有額に従って、現物で買戻代金を支払うことができる。かかる現物での買戻しは、当該取引日に評価され、ルクセンブルグ法に従って、監査人の特別報告書の対象となる。

最低取引・保有額

( 後略 )

< 訂正後 >

( 前略 )

決済

( 中略 )

投資証券の買戻代金の支払は、投資主の費用での投資主の銀行口座への電信送金で行われる。EUに銀行口座を有する投資者は、所有口座のIBAN(国際銀行口座番号)およびBIC(金融機関識別コード)を提供しなければならない。

運用会社は、投資主の事前の同意を条件とし、かつ最低取引額および最低保有額に従ったうえで、買戻される投資証券の価格(クラスC投資証券の場合には、該当するCDSCを差し引く。)に等しい価額(後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価 1口当たり純資産価格の決定 純資産価額および価格決定」において言及される方法で計算される。)の関連するサブ・ファンドのポートフォリオから投資対象を投資者に割り当てることによって、現物で買戻代金を支払うことができる。かかる場合に譲渡される資産の性質および種類は、衡平法に基づき、同じクラスの投資証券の他の保有者の利益を害することなく決定され、当該取引日に評価される。ルクセンブルグの法律に従い、かかる評価は、監査人の特別報告の対象となることがある。現物による申込みおよび買戻しは、対象の資産によっては取引税が課されることがある。現物買戻しの場合、これらの税金は投資者が負担する。投資者は、自らの保有する投資証券のこのような方法による買戻しに関し、自らの市民権のある国または居住地もしくは所在地とする国の法律に基づく税務上の影響について承知しておくべきであり、適宜専門家に相談すべきである。投資者は、課税の水準および基準ならびに課税からの免除は変更され得ることに留意すべきである。

現物による申込みおよび買戻しは、常に可能である、実務上可能である、または費用効率が高いわけではなく、また既存の投資主に悪影響を及ぼすことがある。運用会社は、現物による申込みおよび買戻しの要求を拒絶する独自の裁量権を有する。

最低取引・保有額

( 後略 )



### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

###### 1 口当たり純資産価格の決定

< 訂正前 >

( 前略 )

純資産価額および価格決定

( 中略 )

あるサブ・ファンドのポートフォリオを構成するすべての有価証券その他資産の評価は、当該有価証券または資産が取引されまたは取引を許可されている取引所における直近に公表された終値により決定される。評価時点の後に終了する市場で取引される有価証券については、当該時点またはかかる他の時期における直近に公表される価格が使用される。いずれかの取引日におけるサブ・ファンドの投資証券の純取引が、以下で言及される限度を超過する場合、追加的な手続が適用される。その他の規制ある市場において売買されている有価証券または資産の評価額も同様に決定される。かかる有価証券またはその他資産が複数の証券取引所または規制ある市場において、または当該取引所または市場により、値付されまたは取引されている場合、取締役会は、その裁量により、かかる評価目的のため証券取引所または規制ある市場を1か所選定することができる。可能な場合、スワップは、第三者である価格決定業者から入手する日々の価格に基づいて値洗いが行われ、また実際のマーケット・メーカーの相場により検証される。第三者から価格が入手できない場合、スワップ価格は、マーケット・メーカーから入手可能な日々の相場に基づく。

更に、取締役会は、償却原価法を用いて、特定のサブ・ファンドの関連する有価証券または資産を評価することができる。これにより、有価証券または資産は、現在の市場価格ではなく、当該有価証券または資産に係るプレミアムのアモチゼーションまたはディスカウントのアクリーションに関する調整済みの取得原価で評価される。取締役会は、当該有価証券または資産の価額を、それぞれの市場価格と比較して定期的に見直す。かかる評価方法は、UCITSの投資適格資産に関する欧州証券規制当局委員会(CESR)のガイドラインに基づいてのみ使用され、また、発行時の満期または満期までの残余期間が397日以下である有価証券または少なくとも397日ごとに定期的な利回り調整がなされ、かつ、サブ・ファンドの投資対象が60日以下の加重平均存続期間を維持することを条件に使用される。関連するサブ・ファンドのリストは、要求に応じて、ファンドの登記上の事務所またはインターネット上www.blackrock.comにて入手可能である。

有価証券が公認の証券取引所または規制ある市場において取引されておらずもしくは取引が許可されていない場合、または取引されているかもしくは取引が許可されているもののその直近の公表価格が真の価値を反映していないと考えられる場合、取締役会は、当該有価証券を予想処分価格または取得価格ベースで慎重かつ誠実に評価する。現金、要求払手形、ならびにその他の負債および前払費用は、当該額面金額が得られる見込みが低いと思われる場合を除き、それぞれの額面金額で評価される。

( 中略 )

当該資産の価格は、以下の方法で決定されるものとする。

( 中略 )

c) ファンドの運用会社またはその関連会社が運用する投資信託の投資証券または受益証券は、当該日の純資産価格が計算され評価時点前に入手可能である場合には、当該日の純資産価格に基づく価格を用いて評価される。評価時点後に純資産価格が計算される場合または当該日の純資産価格が入手可能でない場合には、直近で入手可能な公表価格が用いられる。買値と売値が公表されている場合には、買値とディスカウント後の売値の中間価格(以下「仲値」という。)が用いられる。かかる目的上、ディスカウント後の売値は、売値からディスカウントされた売買手数料を控

除した金額である。その他の投資信託の投資証券または受益証券は、直近で公表された純資産価格または(買値と売値が公表されている場合には)仲値で評価される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

純資産価額および価格決定

(中略)

あるサブ・ファンドのポートフォリオを構成するすべての有価証券その他資産の評価は、当該有価証券または資産が取引されまたは取引を許可されている取引所における直近に公表された終値により決定される。評価時点の後に終了する市場で取引される有価証券については、当該時点またはかかる他の時期における直近に公表される価格が使用される。いずれかの取引日におけるサブ・ファンドの投資証券の純取引が、以下で言及される限度を超過する場合、追加的な手続が適用される。その他の規制ある市場において売買されている有価証券または資産の評価額も同様に決定される。かかる有価証券またはその他資産が複数の証券取引所または規制ある市場において、または当該取引所または市場により、値付されまたは取引されている場合、取締役会は、その裁量により、かかる評価目的のため証券取引所または規制ある市場を1か所選定することができる。運用会社またはその関連会社が運用する投資信託の投資証券または受益証券は、当該日の純資産価格が計算され評価時点前に入手可能である場合には、当該日の純資産価格に基づく価格を用いて評価される。評価時点後に純資産価格が計算される場合または当該日の純資産価格が入手可能でない場合には、直近で入手可能な公表価格が用いられる。買値と売値が公表されている場合には、買値とディスカウント後の売値の中間価格(以下「仲値」という。)が用いられる。かかる目的上、ディスカウント後の売値は、売値からディスカウントされた売買手数料を控除した金額である。その他の投資信託の投資証券または受益証券は、直近で公表された純資産価格または(買値と売値が公表されている場合には)仲値で評価される。可能な場合、スワップは、第三者である価格決定業者から入手する日々の価格に基づいて値洗いが行われ、また実際のマーケット・メーカーの相場により検証される。第三者から価格が入手できない場合、スワップ価格は、マーケット・メーカーから入手可能な日々の相場に基づく。

有価証券が公認の証券取引所または規制ある市場において取引されておらずもしくは取引が許可されていない場合、または取引されているかもしくは取引が許可されているもののその直近の公表価格が真の価値を反映していないと考えられる場合、取締役会は、当該有価証券を予想処分価格または取得価格ベースで慎重かつ誠実に評価する。現金、要求払手形、ならびにその他の負債および前払費用は、当該額面金額が得られる見込みが低いと思われる場合を除き、それぞれの額面金額で評価される。

(中略)

当該資産の価格は、以下の方法で決定されるものとする。

(中略)

c) ファンドの運用会社またはその関連会社が運用する投資信託の投資証券または受益証券は、当該日の純資産価格が計算され評価時点前に入手可能である場合には、当該日の純資産価格に基づく価格を用いて評価される。評価時点後に純資産価格が計算される場合または当該日の純資産価格が入手可能でない場合には、直近で入手可能な公表価格が用いられる。買値と売値が公表されている場合には、仲値が用いられる。かかる目的上、ディスカウント後の売値は、売値からディスカウントされた売買手数料を控除した金額である。その他の投資信託の投資証券または受益証券は、直近で公表された純資産価格または(買値と売値が公表されている場合には)仲値で評価される。

(後略)

## (5) その他

## (b) 解散または償還条件

## &lt;訂正前&gt;

(前略)

取締役会は、特定のサブ・ファンドの純資産価額が5,000万米ドル(または関連する取引通貨による相当額)を下回った場合、当該サブ・ファンドに関連するすべての投資証券の買戻しを要求することができる。定款により、取締役会は、投資主の利益になるかまたはサブ・ファンドに影響する経済もしくは政治的な状況の変動により適切であると判断する場合、特定のサブ・ファンドの閉鎖を通知することができるが、かかる場合、取締役会は、クラス投資証券の保有者に対して、他のサブ・ファンドの同一種類のクラス投資証券への無料での乗換えの機会を提供する方針である。

上記に記載される以外の状況においても、当該サブ・ファンドのすべてのクラスの投資主総会において出席または代理出席した投資主が保有する投資証券の過半数の同意をもってサブ・ファンドを終了することができる(この場合、定足数要件は適用されない。)。サブ・ファンドが終了された場合、適用される範囲において、終了時に支払われる買戻価格は、当該サブ・ファンドの終了に係る換金コストおよび清算コストを反映した基準で計算される。サブ・ファンドが合併された場合、合併時に支払われる買戻価格は取引コストのみを反映する。

サブ・ファンドの投資主は、当該サブ・ファンドの発行済投資証券の10分の1以上を表章する投資主の要請により、当該サブ・ファンドを解散するための総会の招集を要求することができる。サブ・ファンドの投資主総会で議事进行处理するために必要な定足数は、当該サブ・ファンドの発行済投資証券の2分の1以上である。この定足数に達しない場合、最初の総会が招集されたのと同じ形で、同一の議題の第二回投資主総会が招集され、かかる再招集された総会については、定足数の要件はない。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

(前略)

取締役会は、特定のサブ・ファンドの純資産価額が5,000万米ドル(または関連する取引通貨による相当額)を下回った場合、当該サブ・ファンドに関連するすべての投資証券の買戻しを要求することができる。定款により、取締役会は、投資主の利益になるかまたはサブ・ファンドに影響する経済もしくは政治的な状況の変動により適切であると判断する場合、特定のサブ・ファンドの閉鎖を通知することができるが、かかる場合、取締役会は、クラス投資証券の保有者に対して、他のサブ・ファンドの同一種類のクラス投資証券への無料での乗換えの機会を提供する方針である。ファンドの定款に詳細に記載される通り、サブ・ファンドの投資主は、当該サブ・ファンドの発行済投資証券の10分の1以上を表章する投資主の要請により、当該サブ・ファンドを解散するための総会の招集を請求することができる。代替手段として、取締役会は、2010年法の規定に従って、サブ・ファンドを存続ファンドまたは消滅ファンドとして、ファンドの他のサブ・ファンドまたは他のUCITS(もしくはそのサブ・ファンド)(ルクセンブルグまたはその他のEU加盟国のいずれで設立されたか、および会社型または契約型のファンドのいずれとして設立されたかを問わない。)と合併する権限を有する。ファンドは、CSSF規則10-5の規定(当該規制は適宜変更または修正される。)に従って、関連するサブ・ファンドの投資主に通知を送付する。関連するサブ・ファンドのすべての投資主は、合併の発効日前の30日以上の期間において、自らの投資証券を手数料なしで(投資回収の費用を除く。)買戻しまたは転換することを要求する機会を有する。合併の発効日は、当該通知期間の満了から5営業日以内に発生するものとされる。

上記に記載される以外の状況においても、当該サブ・ファンドのすべてのクラスの投資主総会において出席または代理出席した投資主が保有する投資証券の過半数の同意をもってサブ・ファンドを終了することができる(この場合、定足数要件は適用されない。)。サブ・ファンドが終了された場合、適用される範囲において、終了時に支払われる買戻価格は、当該サブ・ファンドの終了に係る換金コストおよび清算コストを反映した基準で計算される。

サブ・ファンドの投資主は、当該サブ・ファンドの発行済投資証券の10分の1以上を表章する投資主の要請により、当該サブ・ファンドを解散するための総会の招集を要求することができる。サブ・ファンドの投資主総会で議事処理するために必要な定足数は、当該サブ・ファンドの発行済投資証券の2分の1以上である。この定足数に達しない場合、最初の総会が招集されたのと同じ形で、同一の議題の第二回投資主総会が招集され、かかる再招集された総会については、定足数の要件はない。

(後略)

### 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

#### (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

<訂正前>

(前略)

##### (e) 投資主総会における権利

(中略)

ファンドの年次投資主総会は、毎年2月20日(または、ルクセンブルグにおける営業日でない場合には、ルクセンブルグにおける翌営業日)の午前11時(ルクセンブルグ時間)にルクセンブルグで開催される。他の投資主総会は招集通知に記載ある日時および場所で開催される。投資主総会招集通知は、登録投資主宛に送付され、法律上の要求がある場合には、取締役会によって決定される新聞およびRESAにて、ルクセンブルグで公告される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

##### (e) 投資主総会における権利

(中略)

ファンドの年次投資主総会は、毎年ルクセンブルグで開催される。他の投資主総会は招集通知に記載ある日時および場所で開催される。投資主総会招集通知は、登録投資主宛に送付され、法律上の要求がある場合には、取締役会によって決定される新聞およびRESAにて、ルクセンブルグで公告される。

(後略)

## 第四部 特別情報

### 第1 投資法人制度の概要

「第1 投資法人制度の概要」については、以下の内容に更新されます。

#### 定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
A I F M D	オルタナティブ投資信託運用者(以下「A I F M」という。)に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011/61/EU
A I F M 法	オルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E U	欧州連合(特に、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
K I I D	指令2009/65/E C(以下に定義される。)第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
パート ファンド	(特に指令2009/65/E Cをルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
R E S A	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 所在加盟国	指令2009/65/E C第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S V 指令	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「U C I T S」という。)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および欧州理事会の指令2009/65/E Cを、保管受託機能、報酬に関する方針および制裁に関して改正する欧州議会および欧州理事会の2014年7月23日付指令2014/91/EU

## I . ルクセンブルグの投資信託の形態

### 1 . 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、指令85/611/EEC(以下「UCITS 指令」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(以下「2002年法」という。)は、UCITS 指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC(以下「UCITS 指令」という。)をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)(以下「SIF法」という。)は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供する。SIF法は、2012年3月26日付法律により改正された。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、SIF法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令である指令2009/65/EC(以下「指令2009/65/EC」という。)をルクセンブルグ法に導入した。

### 2 . 2010年法の効力発生

既存のUCITSおよびUCITS管理会社は、2011年7月1日に2010年法の適用対象となった。2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、その簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書(以下「KIID」という。)に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。

2011年1月1日以降、これまで2002年パート に従っていたUCIは、2010年法パート の適用対象となる。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。

2011年1月1日以降、既存のUCI管理会社は、2010年法の適用対象となった。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。

2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生した。

### 3. A I F M法の効力発生

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、2010年法およびS I F法等を改正するものである。この点については後記「. A I F M法」を参照のこと。

### 4. U C I T S V 指令の導入

U C I T S V 指令は2016年3月18日に発効し、また、U C I T S V 指令を導入するルクセンブルグの2016年5月10日法は、2016年6月1日に発効した(U C I T S V 法)。  
2015年12月18日、保管受託銀行の責任に関してU C I T S V 指令を補完する委員会の委託規則(E U) 2016 / 438(レベル2措置)が公布された。当該規則は、その後、2016年3月24日に欧州連合官報(O J E U)にて公表され、2016年10月13日より適用されている。  
(将来のE Uのレベル2措置を見込んだ) C S S F 通達14 / 587は現在、2016年10月13日に発効したC S S F 通達16 / 644に取って代えられた。レベル2措置が特に適用されるすべての規定(特に保管受託銀行との契約内容)は、新たな通達から除外された。当該通達は、U C I T S V 法およびレベル2措置が特に適用されない特定の側面を明確にすることだけでなく、U C I T S V 法およびレベル2措置の特定の側面を明確にすることを目的としている。  
E S M AはU C I T S 指令の申請書に関する質問および回答(Q & A)(定期的に更新される。)を公表した。  
2010年法の適用に関するQ & A文書もまた、C S S Fによって公表され、定期的に更新される。

### 5. U C I T S V 指令に基づくきわだった変更に関する高レベルの概観

第 章に記載されるとおり、2010年法に服するルクセンブルグのU C I T SおよびルクセンブルグのU C Iに適用される規定は、U C I T S V 法の効力が発生したことにより変更された。以下に当該変更に関する高レベルの概観を表記する。

#### 保管受託銀行の責任体制

U C I T S V 指令は保管受託銀行として行為することのできる適格事業体に対する規制を強化する。国家の中央銀行、十分な資金および適切なインフラを有する金融機関および規制された企業のみがU C I T Sの保管受託銀行としての適格性を有し、すべてのU C I T S資産の保管を維持する。

U C I T Sの資産は保管受託銀行が支払不能となった場合、加盟国の支払不能に関する法律に規定されるとおり、明確な分別管理規則および防御規定により保護される。

保管受託銀行の責任は強化されている。保管受託銀行は、保管されているいかなるU C I T Sの資産の損失に対しても責任を負う。U C I T Sの投資家は常に、保管受託銀行に対して直接、救済を求める権利を有し、管理会社がかかる任務を遂行する能力に依拠することはない。

すべての保管受託契約は、U C I T S V 委託規則(2016 / 438)において概説される6か月の移行期間中(すなわち、2016年10月13日より前)に更新されなければならなかった。

2018年2月6日に可決されたオムニバス法に従い、UCITS Vの保管受託銀行制度は、ルクセンブルグの領域内の小口投資家に販売される、ルクセンブルグにおいて認可または登録されたAIFMによって運用されるパート・ファンドにのみ適用されることとなった。

## 報酬

UCITSの管理会社に対する報酬方針は、報酬慣行が、過度なリスク負担を推奨しないようにし、その代わりに健全かつ有効なリスク管理を推進するために導入されている。報酬慣行の透明性は強化される。かかる報酬方針は、AIFMD法の報酬方針に沿ったものである。

かかる報酬方針に関する情報は、2016年3月18日に、会社のウェブサイトにおいて提供されなければならなかった。2016年3月18日までにUCITS目論見書にかかる情報により更新する必要はなかった。しかしながら、2016年3月18日より後にその他の目的のために目論見書を修正する最初の間には、かかる情報を目論見書に含める必要がある。KIIDは、2016年3月18日より後の可能となった最初の機会または次回の年次更新時に、報酬情報が含まれるよう更新されなければならない。

さらに、UCITS V法の第33条第2項に従って、上記の報酬に関する情報についても年次報告書に含まれるものとする。

## 統一された制裁制度

UCITS V指令は、有効かつ統一された制裁を確保するため、既存の制度を強化する。協力関係が強化された統一システムは、UCITSの規則違反をより有効に発見できるようにする。



2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI(2016年5月10日法により改正済)

## 1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

### 1.1. 一般規定とその範囲

#### 1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS(以下「パートI」という。)

パートII その他のUCI(以下「パートII」という。)

パートIII 外国のUCI

パートIV 管理会社

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用されるUCITSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

#### 1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、指令2009/65/ECが当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

#### 1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)

#### 1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

#### 1.1.5. 法的形態

2010年法パートI またはパートII に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement(FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人(investment companies)

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)

- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

### 1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

### 1.2.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

#### FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

#### FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができ、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パート ファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付現在、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
  - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
  - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
  - (c) 分配方針

- ( d ) 管理会社が F C P から受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の  
計算方法
- ( e ) 公告に関する規定
- ( f ) F C P の会計の決算日
- ( g ) 法令に基づく場合以外の F C P の解散事由
- ( h ) 約款変更手続
- ( i ) 受益証券発行手続
- ( j ) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- F C P は、ルクセンブルグの商業および会社登録機関(以下「R C S」という。)において  
登録されなければならない<sup>\*</sup>。

(\*) 会社および組織に関する法律上の公表に係る制度を改革する2016年5月27日法を参照のこと。

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

#### 1.2.1.1. 保管受託銀行

C S S F により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者が F C P の有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C P の資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。保管受託銀行の任命は、保管受託銀行に対し保管機能、監督機能およびキャッシュ・フローの監視機能を委託する旨の書面による契約によって証明されなければならない。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C P のためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、払戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C P の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C P の収益が約款に従って使用されるようにすること。
- 投資家の利益のために、独立して、かつ単独で行為すること。

保管受託銀行は、ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視について責任を負い、とりわけ、U C I T S によって申込みおよび金銭が適切に受領されていることを確保し、現金が管理会社および U C I T S の名義で開設された個別の勘定に正確に帳簿記入されていることを確保する。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店であるなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する F C P に関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報は C S S F に直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従い F C P の所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうするために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

契約型投資信託の資産は、以下のとおり、保管受託銀行の保管に付されるものとする。

- a) 保管されうる金融商品について保管受託銀行は、以下を行うものとする。

- ( i ) 保管受託銀行の帳簿において開設された金融商品の勘定に登録しうるすべての金融商品および保管受託銀行に物理的に交付されうるすべての金融商品を保管すること。
  - ( ) 保管受託銀行の帳簿において開設された金融商品の勘定に登録しうるすべての金融商品が、通達2006 / 73 / E C 第16条に記載の原則に従って、保管受託銀行の帳簿に契約型投資信託を代理して行為する管理会社の名義で開設された分別勘定内に登録され、随時適用法に従って契約型投資信託に帰属すると明確に特定されることを確保すること。
- b ) その他の資産について保管受託銀行は、以下を行うものとする。
- ( i ) 契約型投資信託を代理して行為する管理会社によって提供された情報もしくは文書または(利用可能となる場合には)外部の証拠に基づき契約型投資信託が所有権を有しているか評価することにより、かかる資産に対する契約型投資信託の所有権を確認すること。
  - ( ) 契約型投資信託が所有権を有することが確認された資産について、記録を保管し、当該記録を更新すること。

保管受託銀行は、管理会社に対し、契約型投資信託のすべての資産の包括的な目録を定期的に提供するものとする。

保管受託銀行が保管する契約型投資信託の資産は、保管受託銀行または保管権限が委託されたいかなる第三者によっても、自身の勘定のために再利用されてはならない。ただし、以下の場合を除く。

- a ) 資産の再利用が契約型投資信託の勘定のために実行される場合。
- b ) 契約型投資信託を代理してなされた管理会社の指示を保管受託銀行が遂行する場合。
- c ) 再利用が契約型投資信託および受益者の利益のためである場合。
- d ) 取引が所有権譲渡契約に基づき契約型投資信託によって受領された高品質かつ流動性のある担保によってカバーされる場合。

担保の市場価値は、あらゆる時点において、再利用資産の市場価値とプレミアムの合計額またはそれ以上であるものとする。

保管受託銀行および/またはルクセンブルグに所在する第三者で契約型投資信託の資産の保管を委託された者が支払不能となった場合、保管されている契約型投資信託の資産は、かかる保管受託銀行および/またはかかる第三者の債権者間での分配またはかかる債権者の利益のための換金を目的に利用することはできない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ職務を第三者に委託することができる。

- a ) 2010年法に定められた要件を回避する意図での任務委託ではない場合。
- b ) 保管受託銀行が当該委託に客観的な理由があると証明できる場合。
- c ) 保管受託銀行が、その任務の一部を委託することを予定している第三者を選定および任命するにあたって、すべての正当な技量、配慮および注意を行使し、かつ、その任務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託された事項に関連する当該第三者の手配状況の定期的な精査および継続的な監視においても、引き続きすべての正当な技量、配慮および注意を行使する場合。

上記にかかわらず、第三国の法律上、特定の金融商品が現地の法主体によって保管されることが義務付けられている場合で、その点において定められた委託要件を充足する現地の法主体が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を充足する現地の法主体が存在しない期間に限り、かつ、以下の場合に限り、当該第三国の法律上義務付けられる範囲内でのみ当該現地の法主体にその権限を委託することができる。

- a) 当該契約型投資信託の受益者が、その投資前に、かかる委託が第三国の法律における法的制約によって義務付けられている事実、かかる委託を正当化する状況およびかかる委託に伴うリスクについて適切に知らされている場合。
- b) 管理会社が、契約型投資信託を代理して、保管受託銀行に対してかかる金融商品の保管にかかる現地の法主体に委託するよう指示した場合。

なお、第三者は、当該権限を同一の条件の下で再委託することができる。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及できるようになり、受益者は保管受託銀行を提訴できるようになった。

保管受託銀行の責任は、第三者に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行またはその委託先によって保管された資産が消失した場合、保管受託銀行は、同一の金融商品またはそれに相当する金額の資産を遅滞なく U C I T S に返還する義務を負う。さらに、保管受託銀行は、要求される基準に沿ってその職務を遂行したことにつき立証責任を負う。

#### 1.2.1.2. 関係法人

##### ( i ) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

##### ( ) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。 )。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社( *sociétés anonymes* )として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有しうる投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

#### 1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人( S I C A V )

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社( *société anonyme* )として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。 )。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

#### 1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

#### 1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は、F C Pに関するものと統一されることとなった(上記1.2.1.1.)。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

#### 1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

## (1) SICAVが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

## (2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

## (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であ



ること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

### 1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

#### A) パート ファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的に取りが行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
  - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
  - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
  - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
  - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
  - UCITSが投資することができる商品の裏付けとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。

- O T Cデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、C S S Fが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- O T Cデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T Sの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

C S S Fは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付C S S F通達11 / 512を制定している。同通達は、これに関連し、C S S Fに提供すべき最低限の情報についても概説している。

C S S Fは、とりわけO T Cデリバティブ取引について受領された担保の運用に関する要件を詳しく定め、カウンターパーティー・リスクの計算に関する情報を提供する2013年2月18日付C S S F通達13 / 559を制定している。C S S F通達13 / 559は、2014年10月1日に発効し、E S M Aが2014年8月1日に発表した「監督当局およびU C I T S運用企業のための指針 - E T Fおよびその他のU C I T S銘柄に関する指針 ( E S M A / 2014 / 937 E Nを参照のこと。 )」の改訂版を投資信託に関する2010年12月17日法パート に従うU C I T Sに適用されるルクセンブルグ法に移行することを目的としているC S S F通達14 / 592に取って代えられた。

- ( 5 ) U C I T Sは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記( 1 ) )に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E Uもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
  - 上記( 1 )に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
  - E U法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S Fが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
  - C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4指令78 / 660 / E E Cに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- ( 6 ) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- ( 7 ) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない不動産または不動産資産を取得することができる。
- ( 8 ) U C I T Sは、流動資産を保有することもできる。
- ( 9 ) ( a ) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用U C I T Sに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とす

るリスク管理プロセスを利用しなければならない。特に、UCITSの資産の信用度を評価するにあたって、信用格付機関に関する欧州議会および理事会の2009年9月16日付規則(EC)第1060/2009号第3条第1項(b)に定義される信用格付機関によって発行された信用格付のみに、また、それらに機械的に依拠してはならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的风险、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証す

る譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたく限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合のみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。  
この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。  
UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。  
他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書

において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- ( ) 同一発行体の議決権のない株式の10%
  - ( ) 同一発行体の債務証券の10%
  - ( ) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
  - ( ) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記( )ないし( )の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
  - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3.A)の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保にあたっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a) にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
  - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a) は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。
- 通達08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従つて特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日付でCSSFにより発表された通達08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸付取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。通達08/356は、2011年5月30日付でCSSFにより発表された通達11/512により改正された。
- 通達08/339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/339は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸付取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なつ

てはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

2013年2月18日にC S S Fは、欧州証券市場監督局(以下「E S M A」という。)が2012年12月18日に発表した「監督当局およびU C I T S運用企業のための指針 - E T Fおよびその他のU C I T S銘柄に関する指針」をルクセンブルグ法に移行する通達13/559(以下「通達13/559」という。)を出した。

通達13/559は、投資家保護の強化を目的とし、さらに

指数連動型U C I T Sについて、通達13/559は目論見書、重要投資家情報書類および年次報告書に記載すべき情報の詳細を規定する。レバレッジ指数連動型U C I T Sについて、通達13/559はグローバル・エクスポージャーの上限および計算に関する説明を提示する。

通達13/559は、U C I T S上場ファンドが遵守しなければならない開示上の要請および投資家が流通市場の代わりにU C I T S上場ファンドに直接受益証券の買戻請求を行う権利が付与される状況を規定する。

通達13/559は、効率的なポートフォリオ運用手法に関して目論見書および年次報告書に開示しなければならない情報を規定する。通達13/559は、同手法から生じた収益がU C I T Sにすべて還元されなければならない旨およびU C I T Sは、貸与されているか、またはレポ取引またはリバース・レポ取引の対象となる現金/有価証券をいつでも買い戻すことができ、またいつでもその取引を終了させることができる旨を明記する。

通達13/559は、トータル・リターン・スワップまたはそれと類似の特徴を有する金融デリバティブ商品を締結することによってU C I T Sが保有する資産は、裏付けとなるエクスポージャーをU C I T Sの投資上限計算時に算入されなければならないとする一定の分散投資制限を遵守しなければならない旨規定し、当該契約が投資運用委託取決めとしてみなされる条件を規定する。

通達13/559は、O T C金融デリバティブ取引および効率的ポートフォリオ運用手法のための担保の運用に関する規則を規定する。

通達13/559は、金融指標(すなわち、分散投資制限、ベンチマーク、構成銘柄のリバランス頻度、計算方法の開示、個別評価)の詳細について規定する。そこで、通達13/559は、2010年法第44条に記載される上限20%および30%を考慮し、商品指数の構成が十分に分散されていない旨、規定する。

2014年8月1日付で、E S M Aは、U C I T Sが、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、第三国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関によって発行または保証される、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品によって完全に担保されている場合に、担保分散要件の適用外とする「監督当局およびU C I T S運用企業のための指針 - E T Fおよびその他のU C I T S銘柄に関する指針(E S M A / 2014 / 937 E N)」の改訂版を発表した。かかるU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を受領しなければならないが、単一の銘柄による有価証券が当該U C I T Sの純資産価額の30%を超えてはならない。加盟国によって発行または保証される証券で完全に担保される予定のU C I T Sは、当該U C I T Sの目論見書においてその事実を開示しなければならない。さらに、U C I T Sは、その純資産価額の20%を超える担保として受取可能な証券を発行または保証する加盟国、地方自治体または公的国際機関を特定しなければならない。この適用除外は、2012年12月18日付で発表された指針において定める担保管理のその他の基準に影響するものではない。当該指針は、その全体が再規定され以前の指針はE S M A / 2014 / 937 E Nによって置き換えられる。



上記のように、2014年9月30日付C S S F 通達14 / 592は、当該指針をルクセンブルグの規制の枠組みに組み込み、上記の通達13 / 559を置き換えるものである。

#### B) パート ファンド / U C I

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F 規則によって、F C P については2010年法第91条第1項に従い、S I C A V については2010年法第96条第1項に従い決定される。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

I M L 通達91 / 75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D 加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE C の公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該U C I がパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C I の受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでC S S F とともに協議することができる。

#### 1.4. 管理会社

パート ファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される(以下を参照のこと)。

##### 1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S F の事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S F 対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S F によりR E S A において公告される。

管理会社は、U C I の運用以外の活動に従事してはならない(ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うU C I でなければならないと解される。

- 当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。
- 2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) 管理会社はC S S F に対し適切な方法で通知しなければならない。
  - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
  - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
  - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
  - e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。
- ( 2 ) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。  
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
  - b) 上記 a ) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
  - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
  - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。
  - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- ( 3 ) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- ( 4 ) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。  
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- ( 5 ) C S S F は、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
  - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
  - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- ( 6 ) 管理会社は、自らのために、運用するU C I の資産を使用してはならない。

- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

#### 1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、RESAにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用  
(年金基金が保有するものも含む。)

- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
  - ( ) 管理会社が運用する F C P ( 管理会社が運用権限を委託したかかる F C P のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。 )
  - ( ) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
  - ( ) 管理会社が運用する U C I ( 管理会社が運用権限を委託したかかる U C I のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。 )
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006 / 49 / E C 第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国または C S S F が E U 法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- ( b ) ( 5 ) ( a ) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
  - ( c ) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用する U C I T S に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S F に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも 2 名により決定されなければならない。
  - ( d ) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
  - ( e ) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
  - ( f ) 取締役は、当該 U C I T S または U C I の種類に関して、2010年法第129条第 5 項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- ( 6 ) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合のみ認可する。  
C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。  
C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- ( 7 ) 記入済みの申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
  - ( 8 ) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。  
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
  - ( 9 ) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- ( a ) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- ( b ) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- ( c ) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- ( d ) 認可が上記( 3 ) ( a ) に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E C の変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- ( e ) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- ( f ) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、( 2010年法第116条に従い ) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S F は、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S 所在加盟国の監督当局と協議する。

- ( 10 ) C S S F は、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー( 直接か間接か、自然人か法人かを問わない。 ) の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S F は、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- ( 11 ) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S F の承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- ( 12 ) 管理会社は、常に上記( 1 ) ないし( 6 ) に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は( 5 ) ( a ) に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

- ( 13 ) 管理会社が運用するU C I T S の性格に関し、またU C I T S の管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009 / 65 / E C に従い、管理会社は、以下を義務付けられる。

- ( a ) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム( 特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。 ) を有すること。少なくとも、U C I T S に係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T S の資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- ( b ) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T S またはU C I T S 間の利益の相反により害されるU C I T S または顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- ( 14 ) ( 3 ) ( a ) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
  - 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T S の受益証券に投資してはならない。
  - ( 3 ) の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する指令97 / 9 / E C を施行する2000年7月27日法の規定に服する。

- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
  - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T S が運用されることを妨げてはならない。
  - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
  - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
  - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
  - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
  - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
  - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
  - i) U C I T S の目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
  - (b) 管理会社が運用するU C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
  - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
  - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T S が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
  - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
  - (f) 健全かつ有効なリスク管理と合致しており、また、リスク管理を推進する報酬に関する方針および慣行を設定し、適用しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたU C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

#### 設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社は、2018年8月23日から適用され、2012年10月24日付CSSF通達12/546を代替するCSSF通達18/698(以下「通達18/698」という。)に従う。

通達18/698は、第16章に従う管理会社、第17章に従う管理会社のルクセンブルグ支店、自己管理型UCITS、AIFMおよび内部管理型AIF(以下に定義される。)にも適用される。

通達18/698は、通達12/546の要件に加え、従来成文化されていなかった管理上の慣行に準拠し、UCITS管理会社およびAIFMに同一の原則を適用する(以前は、AIFMに適用される特定の通達はなかった。)。通達12/546と同様に、通達18/698は、自己管理型UCITSにも適用され、またUCITS管理会社およびAIFMと(性質上可能な範囲内で)同一の規則に従う必要のある内部管理型AIFにも新たに適用される。

通達18/698のパート は、UCITS管理会社およびAIFMに課される要件について定める。かかる要件の大部分は、通達12/546またはCSSF管理上の慣行によって既に適用されている。しかしながら、これらの事業者が整備しなければならない方針および手続に関連する、新たな要件または追加の規定もある。かかる新たな要件または規定により、ルクセンブルグのUCITS管理会社およびAIFMは、既存の方針および手続がすべての詳細な点を含め通達を確実に遵守したのものとするために、各々、詳細な分析を行わなければならない。また、通達18/698では、リソースに関する想定について非常に明確に述べられており、特に、主要な機能においては最低3名のフルタイムの従業員が要求されている。

業務執行役員への委託の最大数および居住に関する基準ならびに取締役会メンバーへの委託の最大数および在職期間に関する想定もまた成文化されているが、正当な動機によるものであることを条件としてこれらの原則には例外が認められている。

委託契約の内容ならびに当初および継続的なデューデリジェンスに関する委託の枠組みおよび厳密な想定は、通達18/698において展開される。有用なことに、通達18/698には、管理会社、AIFM、自己管理型SICAVおよび内部管理型AIF、場合によっては投資信託の登録代理人についてのAML義務に関するCSSFの想定についても詳述される。

通達18/698のパート は、集团的投資信託運用に加えて、投資一任業務および場合によっては投資顧問業務を提供するための許可を受けることを希望するUCITS管理会社およびAIFMに関する既存の管理上のCSSFの慣行を確認するものである。

パート は、UCITS 管理会社または AIFM の業務を別の EU 加盟国に通知するために行われる手順について詳述するものであり、設立の自由および業務提供の自由（パスポート）の観点から必要な指針を提供するものである。

パート は、特定の状況において、UCITS 管理会社および AIFM について、法令により均衡性が許容される地域において均衡性の原則が行使されうることがあらかじめ定められている。主要な機能において 3 名のフルタイムの従業員が要求されることに関して一切の例外がないということが、明確に示されている。通達 18 / 698 では、均衡性を要求された場合になされる主張についても述べられている。

パート では、第 16 章に従う管理会社に係る想定を再度規定し、これを第 17 章に従う管理会社のルクセンブルグ支店にも適用する。

パート は、自己管理型 UCITS および内部管理型 AIF に関連し、関係するパートの適用規定の指針を示す。

通達 18 / 698 は、一連の追加的な CSSF 報告義務を導入するものであることに留意することが重要である。この追加的な管理上の負担を課す代わりに、かかる通達の対象となる事業体は、CSSF に報告書を提出するまで事業年度終了後 5 か月間を与えられる。



- 2 . 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定
- 2.1. 設立および運営に関する法律および法令
- 2.1.1. 1915年法
- 商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、FCPの管理会社、および(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(*société anonyme*)の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。
- 以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。
- 2.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)
- 最低1名の投資主が存在すること。
- 公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.0ユーロ相当額である。
- 2.1.1.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)
- 規約には、以下の事項の記載が必要とされる。
- ( ) 設立者の身元
  - ( ) 会社の形態および名称
  - ( ) 本店の所在地
  - ( ) 会社の目的
  - ( ) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
  - ( ) 発行時に払込済の額
  - ( ) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類に記載
  - ( ) 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定
  - ( ) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- (注)1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- ( ) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
  - (x) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
  - (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
  - (x) 会社の存続期間
  - (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積
- 2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)
- 会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。
- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
  - ( ) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること
- 2.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32条の1)
- 発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいず

れかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

#### 2.1.1.5. 無記名株制度(1915年法第42条)

無記名株の不動化に関する2014年7月28日法は、1915年法第42条を大幅に改訂し、無記名株制度を抜本的に変更した。

現在、無記名株は、無記名株の発行者によって指定された無記名株保管機関に保管しなければならない。当該指定は、ルクセンブルグ官報において公表されなければならない。

無記名株保管機関は、( )各株主の正確な特定および保有する株式または利札の数、( )預託された日ならびに( )株式譲渡または記名株券への転換がなされた日の情報を含む株主名簿を、ルクセンブルグにおいて維持する。各無記名株主は、登録簿における当該株主に関する情報を確認する権利のみを有する。

現在、無記名株の所有権は、無記名株の物理的な株券ではなく、無記名株登録簿における登録により証明される。

無記名株保管機関は、該当する株主からの書面による要請があった場合、当該株主について無記名株登録簿に登録されている情報を確認する証明書を発行する。所有権の譲渡は、発行会社および第三者に対して、無記名株保管機関による無記名株登録簿への譲渡通知の登録により有効となる。

無記名株に付随する権利は、無記名株の無記名株保管機関への預託および上記情報の無記名株登録簿への登録の場合にのみ行使できる。

2014年8月18日以前に存在していた物理的な無記名株は、遅くとも2016年2月18日までに無記名株保管機関に預けなければならず、かかる預託が行われなかった場合には、消却されるものとし、当該消却に関する手取金はCaisse de Consignationに預託された。

2014年8月18日以前に存在しており、2016年2月18日までに預託されなかった物理的な無記名株に付随する議決権は、預託されるまで自動的に停止された。かかる株式の配当の支払は、2016年2月18日までに預託されなかった場合、当該預託がなされるまで遅らされるが、時効を損なうことなく、当該配当について利息の支払はない。

上述の議決権が停止された無記名株は、株主総会における定足数要件および多数決要件には勘案されないものとする。当該無記名株の株主は、かかる株主総会への参加は認められないものとする。

#### 2.1.1.6. 1915年法の近代化

商事会社に関する改正法は、2016年8月23日に効力が発生し、ルクセンブルグの企業のためにより柔軟性のある制度を創設すること、また、これまでルクセンブルグ市場において、既に一般に承認されている特定の慣行を法律に定めることを目的としている。

かかる新たな法律は、2016年8月23日以降に設立された会社に適用される。

改正法により導入された主な改正点は、以下のとおりである。

( i ) 取締役会が委員会を新設することができる既存の慣行を推認する新たな条項が導入された。

( ) 定款の変更に従って、その経営権限を運用委員会 (*comité de direction*) または必ずしも取締役であることを要しないジェネラル・マネジャー (*directeur général*) に委託することができる。かかる委託は、会社全体の全般的な方針または取締役会に対して法律によって留保されている行為へは拡張することができない。かかる委託から恩恵を受ける個人は、取締役と同じ責任についてのリスクを負う。

( ) 最低議決権の10%を保有する株主に対して、取締役に対して行動を起こすための権利を付与する新たな条項が導入された。

- ( ) 取締役会は、現在、会社資本の最低10%を保有する株主(法が改正される前には、20%を保有する必要があった。)が要求する場合、定時株主総会を延期する義務を負う。
- ( ) 特定の場合において、株主総会の決議が無効と宣言されることがある新たな条項が導入された。かかる特定の場合の例として、不正を意図したものの、議題の一部を構成しない事項が審議された場合がある。決議の無効については、裁判所により判断されなければならない。提案された決議に対して賛成の投票をした者は、原則として、無効となるような行動を意図しない。第三者が善意で株主総会の決議に従って権利を取得した場合、裁判所は、当該決議の無効が、関係する第三者の権利への影響がないと決定することができる。総会の決議を無効とする訴えは、株主総会后6か月以内に行われなければならない。
- ( ) 株式資本の10%を保有する株主または議決権の10%を保有する株主は、会社の運営のために行われた決定に関連して取締役会に質問をすることができる。従前の必要株式保有割合は株式資本の20%であり、「特別な事情」が存在する条件が付されていた。
- ( ) 会社の国籍を変更するために、全会一致の同意の要件が適用されなくなった。
- ( ) 定款の変更に従って、取締役会は、現在、別の地方自治体へも、会社の登記上の事務所を移転する権限を受け取ることができる。以前は、かかる移転には株主投票を伴う定款の変更が必要であった。このようなとおりではあるものの、定款は更新されなければならない。
- ( ) 定款の変更に従って、取締役会は、引受契約から生じる義務の履行を怠ることになる場合を例として、株主の議決権を停止することができる。また、株主は、一時的または永久に、自身の議決権を任意で放棄することができ、その場合にはその旨を会社に通知しなければならない。
- ( ) 株主名簿に記載されている株主への招集通知は、現在、定款の条項がこの可能性を許す限り、また、関係する株主からの承認を得ることを条件として、別の手段(電子メール等)で送付することができるようになった。
- (x) 株主総会の公表は、現在、1回の公表方法により、少なくとも総会の15日前(定款に規定がない限り、それより長期にわたることはない。)に、8日間の間隔で2度公表されなければならない。
- (x) 利益相反制度は、取締役のみならず、日々の管理の責任者、ジェネラル・マネジャー、運用委員会の構成員および清算人にまで拡大される。単独で、直接的または間接的な「世襲的」利益は、制度の範囲内に該当する。利益相反規則が取締役会の停滞を導く場合、関連する決議は定時株主総会で言及することができる。

さらに、改正された会社法は、柔軟なコーポレート・ガバナンスの構造を有する「単純型株式会社」(*société par actions simplifiée*)という会社の新たな形態を生み出した。公開有限責任会社に適用される規則は、かかる会社へも適用される。

#### 2.1.2. 関連するその他の規制

- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSE規則No.10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSE規則No.10-5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSE通達11/509

- ルクセンブルグの金融部門の監督当局(CSSF)により課される料金に関する2017年12月21日付大公規則(随時改正、補完および置換済)。
- 通達14/592は2014年9月30日に出され、欧州証券市場監督局が2014年8月1日に発表した「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針」をルクセンブルグ法に移行した。

### 2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
  - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- ( ) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- ( ) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)に取って代わられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会(CSSF)に移管された。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、主要投資家情報に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

#### 2.1.4. 2010年法によるその他の要件

##### ( i ) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

##### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うU C I T Sは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

- a ) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
  - b ) 上記a ) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが指令2009 / 65 / E Cに従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。
- 2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。
- a ) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
  - b ) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
  - c ) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合は)、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

##### ( ) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S Fに提出された場合の事前の意見確認

C S S Fの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S Fの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

( ) 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

( ) 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

## ( ) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでであると述べている。

## ( ) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136(C S S F通達08/348により改正)に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。C S S F通達08/348は、財務情報に関する報告内容を充実させ、報告の形式を変更するために、報告要件を他の種類のピークルへ拡張する2015年12月3日付C S S F通達15/627により補完された。

## ( ) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

#### 2.1.5. 2016年5月10日法に基づく制裁制度の更新

2016年法は、UCITS Vに定められる違反目録に適用ある制裁を施行する。かかる制裁には、公式声明、管理会社の認可の停止または取消および一定額以下の罰金が含まれる。かかる罰金は、法人については5,000,000ユーロまたはその売上高の10%のいずれか高い方を上限とし、自然人については5,000,000ユーロを上限とする。

CSSFは、そのウェブサイトに行行政処分を公告し、当該公告を5年以上維持する。さらに、ESMAは、CSSFおよびその他の所管国内当局より伝達されたすべての制裁に関する中央データベースを維持する。かかる制裁は、年次報告書に公表され、また、ESMAウェブサイトにおいて入手可能な管理会社の一覧表においても制裁が言及される。

さらに、CSSFは、潜在的または実際法律違反の報告を促進するための新たな内部告発機構も設置している。

#### 2.1.6. UCITS投資口クラスに関するESMAの見解

あるUCITSの投資口クラスが投資口クラス毎に異なるものであるか否かおよびその差異の程度ならびに当該分野(非常に単純な投資口クラスからより高度に洗練された投資口クラスまで)における異なる多様な国内慣行の存在につき定める法的規定がUCITS指令になかったことから、2017年1月30日、ESMAは、同一UCITSファンドの投資口クラスが種類毎に有しうる差異の限度についての見解を公表した。

かかる枠組みは、以下の4つの累積条件に基づくものである。

##### 共通の投資目的

同一ファンドまたはサブ・ファンドの投資口クラスには、共通の資産プールに反映される共通の投資目的がなければならない。ESMAは、投資口クラスレベルでのヘッジの取決めとファンドの共通の投資目的保持要件は、両立しないと考えている。したがって、ヘッジの取決めにより投資家を一定のリスクから保護しようとするUCITSは、個別のファンドまたはサブ・ファンドとして設立されるべきである。当該規制原則の唯一の例外は、為替リスクヘッジに関するものである。

##### 非波及性

為替リスクを体系的にヘッジするためにデリバティブ・オーバーレイを使用する場合、それにより、取引相手方リスクおよび運用リスクがファンドまたはサブ・ファンドのすべての投資家に及ぶおそれがあり、さらに同一ファンドまたはサブ・ファンドの他の投資口クラスに波及するリスクが生じる可能性がある。ESMAは、そのような波及リスクは運用および会計上の分別管理ならびにストレステストの実施、さらにデリバティブ・オーバーレイから生じる債務が共通の資産プールのうち関連する投資口クラスに帰属する部分の価額を超えないようにすることにより制御されなければならないとしている。

##### 事前決定

ESMAは、ファンドの投資予定者が自身の投資に係る権利および特徴の全体像を十分に把握できるようにするため、投資口クラスの特徴はすべて、当該投資口クラスが設定される前に決定されるべきだとしている。かかる事前決定要件は、体系的な為替リスクヘッジの取決めにも適用される。ただし、後者の場合、ESMAは、為替ヘッジに使用するデリバティブ商品の種類およびその運用上の適用については、UCITS管理会社がその裁量により選択することができるとしている。

##### 透明性

UCITSファンドまたはサブ・ファンドにおける異なる投資口クラスの存在および性質は、募集書類により(関連する投資口クラスへの投資者であるか否かにかかわらず)すべての投資家に開示されなければならない。



上記枠組みの導入による重大な潜在的影響を考慮し、E S M Aは、E S M Aの見解が公表されるよりも前に設定された投資口クラスへの投資家への潜在的な悪影響を軽減するために以下の経過規定を予定している。

- E S M Aの見解に適合しない投資口クラスは、本見解の公表から6か月以内(すなわち2017年7月30日)に新規投資家による投資を締め切る。
- 既存投資家による追加投資は、本見解の公表から18か月以内(すなわち2018年7月30日)に停止しなければならない。

2017年2月13日、C S S Fは、U C I T SがE S M Aにより定められた期限内に上記の要件を遵守することを期待していることを確認した。

それ以後、ルクセンブルグファンド協会(A L F I)は、E S M Aの見解が実施されるべき方法を明確にするため、C S S Fとの協議を開始した。C S S Fは、A L F Iと協議しながら質疑応答の書類に取り組んでおり、また後者は、適宜の時期に提言を行う見込みである。既存または新規の投資家による追加投資に関する上記の経過規定に加え、C S S Fは、2017年12月31日を新たな運用要件(例えば、波及リスクに関するストレステスト、オーバーヘッジおよびアンダーヘッジへの制限(それぞれ105%と95%)または透明性に関する新たな義務等)の遵守の期日とすることを検討している。さらに、最も重要な側面についての結論として、C S S Fは、E S M Aの見解に為替ヘッジの定義がない中、当該為替ヘッジの取決めがすべて体系的なものであることを条件として、投資家の通貨とサブ・ファンドの通貨、主要ポートフォリオの通貨またはそのポートフォリオの複数の通貨との間での為替ヘッジ、および部分ヘッジを許容する方針である。

## 2.2. 清算

### 2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

#### 2.2.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注)純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

#### 2.2.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

#### 2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

### 2.2.2. 清算の方法

#### 2.2.2.1. 通常清算

清算は、通常、次の者により行われる。

##### a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

##### b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

#### 2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

## 2.3. 税制

### 2.3.1. ファンドの税制

#### 2.3.1.1. 資本税 (*droit d'apport*)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

#### 2.3.1.2. 年次税 (*taxe d'abonnement*)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。( )2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。)および( )従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
  - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
  - ( ) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

#### 2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、2010年法等を改正するものである。この点については後記「 . A I F M法」を参照のこと。

## ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「S I F法」という。）を採択した。S I F法は、その後、2012年3月26日付法律により改正された。S I F法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

S I F法の下で設定されたピークルと2010年法に従うU C Iをさらに区別するため、S I F法は、前者を「専門投資信託」（以下「S I F」という。）と称している。

### 1 . 範囲

S I F制度は、（ i ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび（ ）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003 / 71 / E C等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

S I F法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006 / 48 / E Cに定める金融機関、指令2004 / 39 / E Cに定める投資会社もしくは指令2001 / 107 / E Cに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

### 2 . 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートと同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、SIFに関連するリスク分散に関するCSSFの通達07/309は、数量的制限を定めている。CSSFは、SIFの投資制限が以下のガイドラインに従う場合、リスク分散原則が遵守されたとみなす。

- 1) 原則として、SIFはその資産またはコミットメントの30%以上を同一発行体が発行する同一種類の有価証券に投資しない。ただし以下の場合を除く。
  - OECD加盟国もしくはその地方機関、もしくはEU、(地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず)国際的機関が発行または保証する有価証券への投資:
  - 少なくともSIFに適用されるリスク分散要件に匹敵するリスク分散要件に従うターゲットUCIへの投資。この制限適用のため、第三者に対し種々のサブ・ファンド間で債務の分別原則が確実に実施される場合、ターゲットのアンブレラ型UCIの各サブ・ファンドは、別個の発行体とみなされる。
- 2) 原則として、SIFはその資産の30%を超えて同一発行体が発行する同一種類の有価証券にショート・ポジションを保有することとなるような空売りを行わない。
- 3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは裏付け資産の適切な分散により、類似する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

これらの規則の逸脱は、適切な動機に基づき行われる。

### 3. 構造的側面および業務上の規則

#### 3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

##### 3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託(以下「FCP」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

##### ・契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

##### ・投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

##### 3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

### 3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うU C Iについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

### 3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、S I F法の下で、S I Fは、(例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。しかしながら、C S S Fは受益者または公衆の利益のため、投資口の発行、買い戻しまたは償還の停止を要求する場合がある。

S I Fは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

## 4 . 規制上の側面

### 4.1. 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役/マネージャー、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者または上記の業務提供者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

#### 4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

#### 4.3. リスク管理および利益相反

SIFは、ポートフォリオのリスク特性全体に対するポジションおよびポジションの寄与に関連するリスクに伴うリスクを適切な方法で、確定、測定、管理および精査するため、リスク管理の適切なシステムを完遂することを要求されている。

さらに、SIFは、SIFおよび、適用ある場合は、SIFの事業行為に貢献する者またはSIFに直接または間接に関連ある者との間で生じる利益相反により、投資家の利益が損なわれるリスクを最小化するように、構成され組織されることが要求されている。潜在的利益相反がある場合、SIFは投資家の利益が守られることを確実にするものとする。

CSSF規則No.15-07により、SIF法第42条2項(1)および(2)の適用が明確化される。なお、実務上、SIFの承認プロセスでは、CSSFによりリスク管理プロセスおよび利益相反ポリシーが既に義務付けられており、かかる規制は、これらの既存の要件をその範囲で形式化しているに過ぎない。

#### 4.4. 委託規則

SIFは、自己の行為をより効率的に行うために第三者に機能の委託を考える場合、CSSFの承認を得なければならない。

他の条件に基づき、当該委託により、ファンドに対する効率的監督または委託行為のファンドによる効率的精査が妨げられないものとする。投資運用の中核機能を預託銀行に委託しないものとし、SIFはCSSFの販売書類は、委託された機能を記載しなければならない。

投資ポートフォリオの運用に関する委託の場合、投資ポートフォリオの運用のために授權または登録され、慎重な監督に服する自然人または法人にのみ委託される。この委託が慎重な監督に基づき第三者から自然人または法人に対しなされる場合、CSSFおよび同国の監督当局との協力が確保されなければならない。これらの条件が満たされない場合、CSSFは委託先の選択を、その評判および経験に基づき承認しなければならない。

2012年4月1日以前に設立されたSIFは、2013年6月30日まで、これらの条件が適用される限りにおいて、これらの条件を遵守しなければならない。

#### 4.5. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

#### 4.6. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。これらの必須要素への修正は、C S S Fの承認に基づく。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。現金以外の出資は、出資時点で、承認された法定監査人が作成する報告書に記載されなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

#### 4.7. 関連するその他の規制上の側面

- リスク管理および利益相反に関する専門投資信託のための2007年2月13日法律第42条2項の適用に関するC S S F規則No.15 - 07。この規則により、すべてのS I Fは、リスク管理システムおよび利益相反ポリシーを維持しなければならない。後者の詳細をC S S Fに伝達しなければならない。この規則は、2016年2月1日に効力が発生している。
- ルクセンブルグの金融部門の監督当局(C S S F)により課される料金に関する2017年12月21日付大公規則(随時改正、補完および置換済)。

#### 5. S I Fの税制の特徴

S I Fについては、0.01%(これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。S I F法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C Iに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、S I F法等を改正するものである。この点については後記「A I F M法」を参照のこと。

#### A I F M法

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、2010年法およびS I F法等を改正するものである。

2013年A I F M法は13章から構成される。

第1章：総則

第2章：オルタナティブ投資信託運用者の認可

第3章：A I F Mの運営条件

第4章：透明性要件

第5章：特定タイプのオルタナティブ投資信託(以下「A I F」という。)を運用するA I F M

第6章：EUにおけるEU A I F Mの販売権限およびEU A I Fの運用権限

第7章：第三国に関する具体的規則

第8章：個人投資家に対する販売

第9章：監督組織



第10章：暫定規定

第11章：刑罰規定

第12章：改正および各種規定

第13章：廃止および最終規定

## 1. 2013年法に従うルクセンブルグのAIFM

### 1.1. 2013年法に従うルクセンブルグのAIFMの概要

2008年の金融危機後、欧州の立法者は、2008年11月のG20サミットの結論を受けて、オルタナティブ投資信託セクターの活動から発生するシステム・リスクを監督するため、当該業界を規制することを決定した。

オルタナティブ投資信託運用者に関する指令は、2010年11月11日付で採択され、欧州のオルタナティブ投資信託運用者に関する規制枠組みを定めている。AIFMDによって欧州レベルでは規制されていなかったオルタナティブ投資信託に課される新規の義務と引換えに、AIFは、すべてのEU加盟国(以下「加盟国」という。)のプロの投資家に対するAIFの販売を認める欧州のパスポートから、利益を享受する。

ルクセンブルグは、2014年7月22日から完全に適用される2013年7月12日法(以下「AIFM法」という。)を通じて、AIFMDをルクセンブルグ法に移行した。

## 2. 範囲

### 2.1. 一般的範囲

AIFM制度は、以下に適用される。

- ・または複数のEU AIF / 非EU AIFを運用するEU AIFM
- ・または複数のEU AIFを運用する非EU AIFM
- ・EUでAIFを販売する非EU AIFM

AIFM制度は、非常に広範なアプローチを有し、以下のようなUCITS指令の適用対象ではないすべてのAIFのAIFMを網羅する。

- ・UCIに関する2010年12月17日法(改正済)パート に従うUCI。
- ・AIFM法に定められる基準を満たす、SIFに関する2007年2月13日法(改正済)に従うSIF。
- ・AIFM法に定められる基準を満たす、SICARに関する2004年6月15日法(改正済)に従うSICAR。
- ・AIFM法に定められる基準を満たす、規制を受けていないビークル。

上記は、AIFM法第1条(39)に基づいており、また、同条は、以下に該当する投資信託(その投資コンパートメントを含む。)がAIFM法の対象であると規定している。

- ・多数の投資者の利益のため、定義された投資方針に従い投資することを目的として、多数の投資者から資金を調達し、かつ、
- ・指令2009/65/EC(以下「UCITS指令」という。)第5条に基づく認可を必要としない投資信託。

### 2.2. 運用体制

AIFMは、AIFによりまたはAIFのために任命される外部運用者となるか、または、以下に該当する場合に限りAIF自身(以下「自己運用AIF」という。)となる可能性がある。

- ・AIFの法的形式が内部運用を許可する場合、および
- ・AIFの統治機関が外部AIFMを任命しないことを選択する場合。

### 2.3. 例外

AIFM法において、3種類の例外が存在する。

### 2.3.1. 明示的除外

次の一定の組織は、明示的にAIFM法の範囲から除外されている。すなわち、持株会社、キャプティブファンド、年金基金の管理会社、従業員参加スキームもしくは従業員貯蓄スキーム、超国家的機関、国家中央銀行、証券化のための特別目的会社、ならびに国家、地域および地方の政府および機関である。さらに、AIFM法は、外部資本を調達していない場合には、ファミリー・オフィス・タイプの取決めには適用されない。

### 2.3.2. 限度額を下回るAIF

一定の限度額を超えないAIFを運用するAIFMは、AIFM法の要件から免除されるが、CSSFの登録要件には従う。かかるAIFMはまた、販売パスポートから利益を享受するため、AIFM制度の適用への参加を決定することもできる。

### 2.3.3. 既得権条項

AIFM法は、クローズド・エンド型AIFを運用するAIFMに関して、2つの既得権条項を定めることを予定している。

- ・ AIFMは、AIFが2013年7月22日以降に追加の投資を行わない場合には、AIFM法に基づく認可を受けることなく、当該AIFを運用し続けることができる。
- ・ AIFMは、年次報告書を公表する義務を遵守しており、自己が運用するAIFの投資家向け申込期間がAIFM法の効力発生前に終了し、かつ、AIFの期間が遅くとも2016年に満了する場合には、AIFM法に基づく認可を受けることなく、AIFを運用し続けることができる。

### 2.4. 特定の状況

場合に依じて、自己運用AIFは、それ自身がAIFMであると考えられ、AIFM法を遵守しなければならなくなる。

UCITS指令に基づき認可される管理会社は、UCITSおよびAIFの双方を運用するため、AIFM法に基づくAIFMとしての認可(またはその逆)を申請することができる。

## 3. AIFMの認可

ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、または担当加盟国がEUに存するAIFMは、AIFMとして行為するため、CSSFの認可を求めなければならない。非EU AIFMの担当加盟国とは、当該非EU AIFMが最も密接な繋がりを有する国である。その繋がりとはいわゆる、AIFの登録地、ある国でAIFMが運用する登録済AIFの数またはある国で運用されている資産の量である。

ルクセンブルグAIFMとしての認可は、すべての加盟国で有効である。ただし、AIFM法の条件が継続的に遵守されるものとする。

### 3.1. A I F Mとしての認可に係る申請要件

ルクセンブルグ籍 A I F Mとしての認可を申請する A I F Mは、一定の文書および情報を C S S Fに提供しなければならない。また、資本要件に関する一定の規則を遵守しなければならない。U C I T S 制度に基づき認可された管理会社は、A I F Mとしての認可を申請する場合、U C I T S 制度に基づく管理会社としての認可の関連で既に提出された情報または文書の提出を要求されることはない。ただし、かかる情報または文書が最新のものであることを条件とする。

### 3.2. A I F Mとしての認可の範囲

認可された A I F Mは、以下の内部運用機能を行うことを認められる。

- ・少なくとも以下を含む投資運用機能。
  - ・ポートフォリオ運用。
  - ・リスク管理。
- ・さらに、A I F Mは、以下の業務も提供することができる。
  - ・管理事務。
  - ・販売。
  - ・A I Fの資産に関する業務。

C S S Fが認可する外部運用の A I F Mは、以下の業務も提供することができる。

- ・投資対象のポートフォリオの運用。
- ・付随的業務。

## 4. 運用条件

### 4.1. 一般的原則

A I F M法には、A I F Mに対する以下の事項の義務付けといった、U C I T S 指令に定められる行動基準に類似している一般的運用条件に関する原則に基づく複数の規則が含まれる。

- ・活動の遂行に際し、正直に、正当な技量および注意をもって、かつ、公正に行為すること。
- ・A I Fおよび投資家の最善の利益ならびに市場の信頼性のために行為すること。
- ・事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用すること。
- ・利益相反の回避のため、すべての合理的な手段を講じること。
- ・事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の要求を遵守すること。
- ・すべての投資家を公正に扱うこと。

### 4.2. 特別規則

#### 4.2.1. 利益相反

A I F M法において、A I F MはA I Fの運用の過程で発生する利益相反を見極め、管理しなければならないと定められている。

利益相反の状況は、記録され、定期的に更新されなければならない。当該状況は、上級管理職に書面で報告されなければならない。また、永続性のある媒体またはウェブサイトでは投資家に開示されなければならない。

A I F Mはまた、書面により、利益相反に係る方針を設定しなければならない。かかる方針は、有効かつ適当でなければならない。利益相反を発生させうる活動およびかかる相反を防止し、管理し、監視する手順を定めなければならない。

議決権行使に関して、A I Fおよびその投資家の独占的な利益のために議決権が行使される時期および方法を決定する適切かつ有効な戦略が、議決権行使の監視および確保ならびに潜在的利益相反の防止または管理のための措置および手続とともに、実行されなければならない。この点に関して実行される戦略は、要求に応じて投資家に提供されなければならない。

#### 4.2.2. 報酬

A I F Mは、自己が運用するA I Fのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門業務を行う部類の従業員に関して、当該リスク特性に沿った報酬に関する方針および慣行を設定し、維持しなければならない。

報酬方針は、「十分に柔軟性を有し」、適切にバランスがとれていなければならない。また、当該報酬方針は、健全かつ有効なリスク管理を推進し、過度なリスク負担を推奨しないようにするという観点から、A I F M Dの別表 の規定を遵守しなければならない。

報酬の付与手順は、文書化されなければならない。リスク、パフォーマンス、ライフサイクル、A I Fの償還方針、個別のパフォーマンス、A I F MおよびA I F Mの事業分野のパフォーマンスといった、複数の要因を考慮に入れなければならない。

報酬の変動部分に関しては据え置かれ、部分的にA I Fの受益証券またはその同等物で構成されるものとし、また、少なくとも1年間の発生期間の終了時またはその期間中に付与されなければならない。

上記の要件は、規模、内部組織ならびに業務の性質、範囲および複雑性に関する均衡検討に鑑み、実施されなければならない。

報酬規則の遵守を確保するため、A I F Mは、報酬方針に関する一定の詳細を公衆に開示しなければならない。また、監督機関は、少なくとも1年に1度、当該方針につき精査しなければならない。

#### 4.2.3. リスク管理

A I F Mは、A I F Mが

- ・すべての関連あるリスクを特定し、
- ・A I Fの市場流動性リスク、取引相手方リスクおよびその他の関連あるリスクに対するエクスポージャーを評価し、および
- ・規制で示される要素に対応できるようにし、

A I F Mにより監視、評価および定期的に審査されるリスク管理方針および手続を、実行しなければならない。

A I F Mはまた、ポートフォリオ運用を含む運営ユニットから機能上および序列上切り離されるべき、恒久的なリスク管理機能を備えるよう求められる。

リスク管理機能により、A I F Mが設定するリスク管理方針および手続が実行され、リスク制限(A I F Mが規定および実施しなければならない。)の遵守が確保および監視され、かつ、政府機関に対しリスク制限との一貫性およびその遵守について定期的に最新情報が提供され、上級管理職に対しリスク水準について定期的に最新情報が提供されるものとする。

A I F Mは、C S S F通達の別紙1に規定される様式に従い、管理するA I FについてA I F MまたはU C I T S管理会社の事業年度終了後5か月以内にC S S Fに対してリスク管理プロセス(以下「RMP」という。)を提出することを、通達18/698によって義務づけられている。

#### 4.2.4. 流動性管理

A I F Mは、A I F Mのレバレッジされていないクローズド・エンド型のA I Fを除き、流動性リスクを監視および管理し、投資家、取引相手方、債権者およびその他の相手方に対する対象債務が遵守されるよう確保するため、自己が運用する各A I Fに関して、適切な流動性管理方針および手続を設定するよう求められる。当該方針および手続はまた、投資戦略、流動性特性、償還方針およびすべての投資家の公正な取扱いに沿っていなければならない。

A I F Mはまた、ポジションおよび想定投資対象の質的および量的な流動性ならびに自己が運用する各A I Fの流動性に関する適切な制限を評価するため、適切な流動性測定手続を実行しなければならない。さらに、当該A I F Mは、自己の流動性管理を、自己が運用するA I Fが投資する他の投資信託を運用しているA I F Mの流動性管理と、比較しなければならない。

A I F Mは、定期的に、通常および例外的な流動性状況において、ストレステストを実施するよう求められる。

#### 4.2.5. レバレッジ

レバレッジを用いるA I F Mは、その旨を投資家に開示し、C S S Fに報告しなければならない。

A I F Mはまた、投資家に開示すべき制限も設定しなければならず、また、A I F Mによるかかるレバレッジの利用がシステムック・リスクの蓄積に寄与する場合には、当該制限を定期的にC S S Fに知らせなければならない。

#### 4.2.6. 経営支配権

A I F Mは、A I F Mが運用するA I Fが保有する非上場会社の議決権の割合が、当該会社の株式を取得、処分または保有する場合に10%、20%、30%、50%および75%の基準値に達するか、これらを超過するかまたはこれらを下回る時はいつでも、C S S Fに対し、かかる議決権割合を通知するよう求められる。

かかる経営支配権もまた、当該会社およびその株主に対して開示されなければならない。

#### 4.2.7. 資本要件

A I F Mは、最低当初資本要件を有し、当該要件は、A I F Mが自己運用A I Fである場合には300,000ユーロであり、外部A I F Mとして行為する場合には150,000ユーロである。

A I F Mはまた、250,000,000ユーロを超える運用資産のうち少なくとも0.02% (10,000,000ユーロをキャップとする。)を、追加自己資金と構成しなければならない。A I F Mが信用機関の保証または保険契約を有する場合、A I F Mは、予想される追加自己資金額の50%までしか追加することを認められない。

A I F Mはまた、専門職の過失に起因する潜在的な専門職業賠償責任リスクをカバーするため、追加自己資金を提供するかまたは専門職業賠償責任保険を付保しなければならない。

## 5. 設立要件

### 5.1. 一般的要件

A I F Mは、自己の事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れなければならない。また、以下の事項を行わなければならない。

- ・意思決定手続および組織体制の確立。
- ・コンプライアンスを担保するための内部統制機構の確立。
- ・内部の報告および情報伝達ならびに関与する第三者との効率的な情報のフローの確立。
- ・適切かつ秩序正しい事業記録の維持。
- ・情報保護手続の安全性、機密性および信頼性の確保。
- ・事業継続方針の設定。
- ・会計方針および手続ならびに評価規則の設定。
- ・監視および評価システムの設定。
- ・A I F Mが運用したA I Fの償還方針が投資家に開示されるよう確保するための適切な手続の設定。

### 5.2. リソース

A I F Mは、常時、A I Fの適切な運用に必要である十分かつ適切な人的リソースおよび技術的リソースを利用しなければならない。

### 5.3. 電子データ処理

A I F Mは、各ポートフォリオの取引、申込みまたは償還注文の記録を許可するため、適当な電子的システムに関する適切かつ十分な取決めを行うものとする。

A I F Mは、適宜、電子データ処理の間の高度な安全性ならびに記録された情報の信頼性および機密性を確保するものとする。

### 5.4. 会計手続

A I F Mは、投資家が保護され、適用ある規則および基準に基づき純資産価額(以下「NAV」という。)が正確に算定されるよう確保するため、会計手続を使用するものとする。

A I F Mは、C S S Fによって承認された1名以上の独立監査人にその年次会計書類を監査させるものとする。さらに、当該監査人は、A I F Mに関するその業務を遂行する際に、A I F M法の重大な違反となると思われる事実または決定を認識した場合、C S S Fに通知する義務がある。

会計記録は、A I Fのすべての資産および負債が、常時直接的に特定できる形で維持されなければならない。また、A I Fの各コンパートメントは、その個別の勘定を有しなければならない。

### 5.5. 上級管理職による統制および監督機能

A I F Mは、統治機関、上級管理職および監督機能(存在する場合)が、A I F MによるA I F M D上の義務の遵守につき責任を負うよう確保しなければならない。

A I F Mはまた、上級管理職が以下の事項につき責任を負うよう確保しなければならない。

- ・運用される各A I Fに関する一般的投資方針の実施、および、当該A I Fの規則において関連ある場合には、設立書類、目論見書または募集文書の実施。
- ・運用される各A I Fに関する投資戦略の承認を監督すること。

- ・評価方針が良好に実施されるよう確保すること。
- ・A I F Mが恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を持つよう確保すること。
- ・運用される各A I Fに関する一般的投資方針、投資戦略およびリスク制限が正確かつ有効に実施され、かつ遵守されていることを、定期的に承認および精査すること。
- ・運用される各A I Fの投資決定の実施に関する内部手続の適切性について、当該決定が承認された投資戦略に沿うよう確保するため、定期的に承認および審査すること。
- ・リスク管理方針ならびに当該方針の実施に関する取決め、プロセスおよび技法(A I F Mが運用する各A I Fのリスク制限システムを含む。)を、定期的に承認および精査すること。
- ・適切な報酬方針を設定および適用すること。

#### 5.6. 恒久的なコンプライアンス機能

A I F Mは、(A I F Mの事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れた上で)A I F MによるA I F M D上の義務の不遵守のリスクおよび付随するリスクを発見するために設計された適切な方針および手続を設定、実施および維持するものとし、また、かかるリスクを最小限にし、所管官庁がその権限をA I F M Dに基づき有効に行使できるようにするための適切な措置および手続を実施するものとする。

A I F Mは、独立して稼働する恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を設置および維持しなければならない。また、以下の事項を行わなければならない。

- ・A I F Mの義務の遵守の不備に対処するための措置、方針および手続ならびに行われる行為の適切性および有効性を監視し、定期的に評価すること。
- ・業務および活動の実施に責任を有する関連ある者に助言を行い、A I F MのA I F M D上の義務の遵守においてその者を援助すること。
- ・必要な権限、リソース、専門技術およびすべての関連情報へのアクセス権を有すること。
- ・コンプライアンスに係る事項に関する定期的な(少なくとも年に1度の)上級管理職に対する報告(特に、何らかの不備がある場合に適切な救済措置が講じられたか否かを示すこと。)のために備え、これにつき責任を負うこと。
- ・A I F Mが監視する業務または活動の履行に関与しないこと。
- ・A I F Mの客観性に影響を及ぼさない形で報酬を受けること。

独立したコンプライアンス機能を設定する義務は、その任命がA I F Mの事業の性質、規模および複雑性ならびにその業務および活動の性質および範囲を鑑みて不相応である場合には、コンプライアンス機能が有効であり続け、A I F Mがその不相応性を論証することができる限り、発生しない。

#### 5.7. 内部監査機能

A I F Mは、適切かつ相応である場合には、A I F Mのシステム、内部統制機構および取決めを検討および評価し、提言を行い、その適用を確認し、内部監査事項を報告するため、A I F Mの他の機能および活動から切り離され、独立していなければならない内部監査機能を確立しなければならない。

#### 5.8. 個人取引

A I F Mは、個人取引(すなわち、機密情報の濫用または開示、A I F Mの義務との相反、インサイダー取引関連事項等)に関する適切な取決めを行わなければならない。

A I F Mは、あらゆる個人取引に関して通知されなければならない。当該個人取引につき記録しなければならない。

本制度は、金融商品の個人取引のみならず、その他の資産の個人取引にも適用される。



## 5.9. 記録保管要件

以下に言及される記録は、少なくとも5年間保管されなければならない。また、他のAIFM(譲渡が行われる場合)またはCSSFが参照するために閲覧できる形で情報を保管できる媒体に維持しなければならない。

### 5.9.1. ポートフォリオ取引の記録

AIFMは、遅滞なく、AIFMが運用するAIFに係る各ポートフォリオ取引に関して、正確な情報(資産の種類、量、価格、取引相手方、注文種類等)の記録を維持しなければならない。かかる記録は、注文および実行された取引または契約の詳細を再現するのに十分なものでなければならない。

### 5.9.2. 申込注文および償還注文の記録

AIFMは、受領されたAIFの申込みおよび償還注文(該当する場合)が、当該注文の受領後不当な遅滞なく記録されるよう確保するため、すべての合理的な手段を講じなければならない。記録には、関連するAIF、注文の実施者または送信者、注文の日時、注文の受領者、注文の条件および手段等の、非常に正確な情報が含まれなければならない。

## 6. 評価

AIFMは、自己が運用するAIFの資産の正確な評価を提供しなければならない。さらに、AIFMは、自己が運用するAIFのNAVを定期的に計算および公表することも要求される。

### 6.1. 評価者

外部または内部の評価者が存在する可能性がある。

評価者は、ポートフォリオ運用機能から独立していなければならない。評価者の報酬は、その独立性を損なってはならない。さらに、外部評価者は、義務的な専門家登録を行わなければならない。かつ、評価者の資格および能力の証明を記載した評価者による署名がなされた書面の形で、十分な専門性の保証を提供しなければならない。

### 6.2. 評価手続

評価手続および方針は、書面形式で、健全性および透明性を有していなければならない。また、評価プロセスを適切に文書化していなければならない。当該方針および手続はまた、関連あるAIFの各種の資産に関する評価方針を参照し、かつ、評価に関与するすべての者の義務、役割および職務を設定しなければならない。

AIFMは、特定の資産評価モデルの利用を選択した理由を説明しなければならない。当該モデルは、上級管理職および各モデルを構築するプロセスに関与していない十分な専門技術を有する者が確認しなければならない。さらに、CSSFは、当該モデルを監査役または外部評価者が確認することを要求することがある。

評価手続は、受益証券または投資証券の発行、申込み、償還または消却毎に資産が評価されるよう確保しなければならない。少なくとも、毎年1度の評価を行わなければならない。また、AIFMは、受益証券または投資証券の口数を、発行時および少なくとも受益証券または投資証券の価格が計算される時毎に、定期的に確認しなければならない。

オープン・エンド型AIFを運用するAIFMは、AIFが保有する資産ならびに当該資産の発行頻度および償還頻度にとって適切な頻度で、評価および計算を遂行しなければならない。

クローズド・エンド型AIFを運用するAIFMは、自己が運用するAIFの資本が増減した場合に、また、直近の決定された価額が公正および正確でないと思われる場合はいつでも、評価につき最終決定しなければならない。

手続、方針および評価方法の適切性は、少なくとも1年に1度精査されなければならない。

### 6.3. NAVの公表

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFまたはAIFMがEUで販売する各AIFに関して、AIFの評価手続および/または価格設定方法ならびにAIFの最新のNAVまたはAIFの最新の受益証券価格に関する説明を公表しなければならない。

### 6.4. 責任

AIFMは、自己が運用するAIFおよびその投資家に対し、AIFの資産の評価ならびにAIFのNAVの計算および公表につき責任を負う。ただし、外部評価者が任命されている場合、当該評価者は、AIFMに対し、当該評価者の過失または故意の職務不履行の結果被る損失につき責任を負う。

## 7. AIFMの機能の委託

### 7.1. 一般的規定

AIFMは、自己の業務効率を最適化するため、厳格な条件に従い、ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能を委託することができる。再委託も、同様の条件およびAIFMの承認に基づき、認可されることができる。

自己の機能を委託するAIFMは、委託の客観的理由を提示しなければならない。また、CSSFに対し、委託の全体構造を正当化することおよび委託先が適切に資格を有し、委託業務を履行できることを示すことができなければならない。

委託により、AIFMが運用するAIFまたはその投資家に対するAIFMの責任および義務が変更されてはならず、AIFMとして認可されるための条件に影響を及ぼされないものとする。

AIFMは、委託先がその機能を有効に、かつ、適用ある法律および規制要件に従って実行するよう確保しなければならない。また、委託先がその任務を履行するための十分なリソースを有しているか否かおよび任務が委託された者が十分な能力および良好な評判を有しているか否かを評価しなければならない。AIFMはまた、委託に付随するリスクを監督および管理できるようにするため、必要な専門技術およびリソースを保持しなければならない。場合に応じて、AIFMは、その委託先が再委託先に対して同様に対応しているかを確認しなければならない。

書面による契約は、AIFMおよび委託先の権利および義務を明確に定義していなければならない。

ポートフォリオ運用機能の委託は、AIFMの投資方針に従い実施されなければならない。

AIFMはまた、自己の委託先に、委託機能の遂行能力に重大な影響を及ぼしうる展開につき開示させ、機密情報を保護させ、災害復興のための継続計画を策定させ、定期的なバックアップ設備を検証させるようにしなければならない。

### 7.2. 他事業体との問題

#### 7.2.1. 利益相反

AIFMは、履行された委託業務が、利益相反を引き起こさず、ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能が機能上および序列上分離されているようにしなければならない。

A I F Mはまた、自己の委託先に、潜在的利益相反を特定、管理および監視するためのすべての合理的な手段を講じさせ、かかる相反の存在をA I F Mに開示させるようにしなければならない。

#### 7.2.2. ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能の委託

ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能は、以下の事業体にのみ委託することができる。

- ・ U C I T S 指令に基づき認可された管理会社。
- ・ M i F I D に基づきポートフォリオ運用を行うことを認可された投資法人。
- ・ M i F I D に基づくポートフォリオ運用を行う認可を有していると指令2006 / 48 / E C に基づき認可された信用機関。
- ・ A I F M D に基づき認可された外部で任命されたA I F M。

ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能は、同時に委託することはできない。

#### 7.2.3. 名義のみの事業体

A I F Mは、「名義のみの事業体 ( letter-box entity ) 」とならないよう確保しなければならない。

A I F Mは、以下に該当する場合、名義のみの事業体であるとみなされる。

- ・ 委託先を監督するためおよび委託に伴うリスクを管理するための必要なリソースおよび専門技術を保有しなくなった場合。
- ・ 調査権、検査権、閲覧権もしくは指導権を損失するか、またはこれを行うことが実務上不可能になった場合。
- ・ 委託機能が、A I F Mが保持する機能を実質的に超過する場合。
- ・ 以下を行う権限を有しなくなった場合。
  - ・ 上級管理職の責任に基づき主要分野における決定を行うこと。
  - ・ 上級管理職の機能 ( 投資方針、投資戦略等の実施 ) を実行すること。

### 7.3. 運営上の問題

#### 7.3.1. 第三国企業への委託

A I F Mがそのリスク管理機能およびポートフォリオ運用機能を第三国企業に委託する場合、当該A I F Mの国の当局および委託先の国の当局は、以下の権利をA I F Mの設立地加盟国の当局に付与する旨の合意を締結する。

- ・ 関連ある情報または文書を閲覧する権利。
- ・ 実地検査を要請できる権利。
- ・ A I F M D に違反した場合に遅滞なく第三国当局から情報を受け取ることができる権利。
- ・ A I F M D に違反した場合に執行行為に協力する権利。

#### 7.3.2. 有効な監督

A I F Mは、自己の委託先を効率的に監督できなければならない。かかる監督要件を満たすため、A I F Mは、自己の監査役および規制当局が、委託機能または委託先の事務所に関するデータへのアクセス権を有し、委託先がC S S F に協力し、委託機能を監督するのに必要なすべての情報が遅滞なく利用可能とされるよう、確保しなければならない。

#### 7.3.3. 再委託への同意

上記の条件は、委託先がその機能のいずれかを再委託する場合に準用される。

A I F Mは、書面により再委託の承認を行わなければならない。かかる委託は、この要件が満たされた場合にのみ有効となる。委託を行うA I F Mから事前に付与される一般的な同意は、十分であるとはみなされないものとする。

いかなる再委託も、C S S F に通知されなければならない。

## 8. 保管受託銀行

### 8.1. 任命

A I F M法は、A I F Mにより運用される各A I Fについて、単独の保管受託銀行の任命を導入している。保管機能を運用機能と分離し、投資家の資産を保管受託銀行の資産と分別する必要があることから、A I F Mは保管受託銀行として行為することはできない。

A I F M Dに基づくE U A I Fの保管受託銀行は、金融商品に係る保管および事務管理の付随的業務も提供している信用機関もしくはM i F I Dの投資会社、またはU C I T S指令に基づき保管受託銀行として行為することができるブルーデンシャル規制に従うその他の種類の機関のいずれかでなければならない。E U A I Fの保管受託銀行は、当該A I Fが所在する国にその登記上の事務所または支店を有していなければならない。ただし、A I F M法の発効から4年間の移行期間中は、A I FまたはA I F Mの所在加盟国の所管官庁は、保管受託銀行が他の加盟国で設立されることを許可することができる。

非E U A I Fの保管受託銀行は、A I F M法に定める規定と同様の効果を有し、有効に執行される有効なブルーデンシャル規制および監督に従う信用機関またはその他の(E U A I Fに関して前項で言及される法人と同じ性質の)法人でなければならない。非E U A I Fの保管受託銀行は、A I Fが設立される第三国(一定の条件を遵守することを条件とする。)または当該A I Fを運用しているA I F Mの所在加盟国もしくは当該A I Fを運用している非E U A I F Mの担当加盟国で設立されなければならない。

初期投資の日から5年間の期間中に実行可能な償還権を有さず、かつ、保管されるべき資産に投資していないかまたは発行会社もしくは未上場の会社の支配権の獲得を可能にするために当該会社に投資しているA I Fの場合、ルクセンブルグは、保管受託銀行がその専門業務の一環として保管受託機能を果たす法人たることを許可する。

A I F Mはまた、プライム・ブローカーの職務がその保管受託機能から業務上および階級上独立しており、利益相反の可能性が確認され、管理され、かつA I Fの投資家に開示される限りにおいて、プライム・ブローカーを保管受託銀行に任命することもできる。

A I F Mは、プライム・ブローカーがA I Fのプライム・ブローカーが保有する総資産額に関する報告を保管受託銀行に対して提供することを確保しなければならない。

### 8.2. 職務

保管受託銀行は、資産の保管、監督義務およびキャッシュ・モニタリングという3つの主要な職務を有する。

#### 8.2.1. 資産の保管

保管受託銀行は、A I Fの資産(当該保管受託銀行名義の口座で登録または保有が可能な譲渡性のある有価証券である場合に当該保管受託銀行に物理的に交付される場合もされない場合もある金融商品を含む。)の保管に関して責任を負う。

保管受託銀行の保管に係る最低限の職務は、以下のとおりである。

- ・帳簿記入が適切に行われるよう確保すること。
- ・記録を保管し、口座を分離すること。
- ・調整を実施すること。
- ・相当の注意(高レベルの投資家保護)を確保すること。
- ・あらゆる保管リスクを評価し、監視すること。
- ・損失リスクを最小限にするための組織的な取決めに導入すること。
- ・所有権を証明すること。

#### 8.2.2. 監督義務

保管受託銀行は、A I Fの性質、規模および複雑性に関連するリスクを評価しかつ適切な手続を定め、A I F、そのA I F Mまたは第三者が責任を負う手続の事後的な検証を行い、ならびにエスケーション手続を確立しなければならない。保管受託銀行がその監督義務を履行するために、A I F Mは、保管受託銀行がその職務の実施に必要なすべての関連情報を処分するよう確保しなければならない。

#### 8.2.3. キャッシュ・モニタリング

保管受託銀行の義務は、A I Fのキャッシュ・フローを適切に監視するための手続が設けられているかを検証することである。定期的な精査を少なくとも年に1回行う必要がある。

かかる義務には、以下が含まれる。

- ・すべての現金が適切に帳簿に記入されるよう確保すること。
- ・適切な調整手続が設けられるよう確保すること。
- ・適切なキャッシュ・フロー確認手続が実施されるよう確保すること。
- ・一貫した検査を監視し、実行すること。
- ・相違が確認された場合に常に是正措置が行われるよう確保すること。
- ・第三者に開設された預金口座に関連する情報が提供されるよう確保すること。

#### 8.3. 委託

保管受託銀行は、第三者に保管の職務を委託することができ、当該第三者はさらに、当該機能を同じ条件で再委託することができる。

かかる委託は、客観的に正当化されなければならない。当該委託の適切性ならびに保管受託銀行がその委託先を選択し、任命し、および精査するために用いるべき相当の技能、注意および努力に関する厳しい条件に従う。

保管機能が第三者に委託された場合、保管受託銀行は、その委託先がA I Fの顧客に帰属する資産と当該委託先自身の資産とを分離しているかを確認しなければならない。

#### 8.4. 責任

A I F M法には、保管受託銀行の義務の履行時に発生したまたはA I F M、A I Fおよびそれらの投資家が被った損失について保管受託銀行が責任を負う旨記載されている。同法は、保管されている金融商品の損失(「無過失責任」)とその他の損失(「過失責任」)とを区別している。

保管受託銀行が金融商品を保管し、当該資産が消失した場合、当該保管受託銀行は、同一の金融商品またはそれに相当する金額を、A I Fまたは(場合に応じて)A I Fを代理して行為するA I F Mに遅滞なく返還する義務を負う。ただし、当該消失が当該保管受託銀行の合理的な支配の及ばない例外的な事由の結果として生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を行ったとしてもその事由の結果は不可避であったということが証明できる場合はこの限りではない。

以下のいずれかの条件が満たされた場合に、保管された金融商品が消失したものとみなす。

- ・金融商品が存在しなくなった場合。
- ・金融商品がまだ存在するものの、A I Fが当該金融商品に対する所有権を永久に失った場合。
- ・A I Fが金融商品の所有権を有するものの、当該金融商品を永久に処分することができない場合。

保管受託銀行は、自己の過失または自己の義務の適切な履行を故意に怠ったことによるその他の損失について、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

保管受託銀行の責任は、いかなる第三者への委託によっても影響を受けない。かかる第三者により保管されている金融商品が消失した場合でも、保管受託銀行が引き続き責任を負う。ただし、かかる状況下にある保管受託銀行が当該委託がA I F M法に従って行われたことを証明できる場

合に限り、当該保管受託銀行とAIFまたはAIFを代理して行為するAIFMとの間の書面による契約でかかる免責が明示的に認められ、かつ、当該委託先との書面による契約でかかる責任を明示的に譲渡し、AIFまたはAIFMが当該委託先に対して直接的に請求を行うことを許可する場合、当該保管受託銀行はその責任を免じられる。かかる免責は、客観的な理由により正当化されなければならない。

## 9. 透明性

AIFM法に基づく透明性に係る義務は、3つの異なる形式をとる。

第一に、EUで販売または運用されるAIFに係る年次報告書は、AIFの種類に応じて、事業年度終了後6か月以内または4か月以内に投資家および所管の規制当局の閲覧に供されなければならない。かかる報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- ・当該AIFの国の会計基準に従って作成される貸借対照表。
- ・収支計算。
- ・活動報告。
- ・投資家に提供した情報の重大な変更。
- ・AIFMのスタッフメンバーの報酬の合計金額。
- ・当該AIFのリスク特性に重大な影響を与える活動を行う上級管理職およびスタッフメンバーに振り分けられる報酬の総額。

第二に、以下の投資家の開示義務が適用される。

- ・投資家による投資の前に行われるAIFMから当該投資家への情報開示。
- ・投資家に対する定期的な開示。
- ・重大な変更についての投資家に対する開示。

第三に、一定の情報をCSSFに報告する義務が存在する。AIFMは、自らが運用している各AIFに関して、とりわけ、AIFMが取引を行う市場、実施されるリスク管理システム、レバレッジのレベルおよび流動性管理手法を報告することを義務付けられている。

## 10. 販売

販売とは、AIFMが運用するAIFの受益証券または投資証券に関して、AIFMが主導しまたはAIFMを代理して、EU域内に住所地を有しもしくはEU域内に登記上の事務所が所在する投資家に対してまたはかかる投資家に関して行われる直接または間接的な勧誘または募集と定義される。

私募制度下においてルクセンブルグ国内のリテール投資家に対する販売は認められているが、関連するAIFが、CSSFまたはCSSFが採用する監督基準と同等の基準を用いているとみなされる所在加盟国もしくは第三国の監督機関による恒久的な監督下にあることを条件とする。

### 10.1. EU域内でEU AIFを販売するEU AIFM

認可されたEU AIFMは、2013年7月22日付で、EU域内のプロの投資家に対してEU AIFを販売するためのパスポートによる利益を享受することができる。EU全域におけるかかる販売は、当該AIFMが設立された加盟国の規制当局と当該販売が行われる加盟国との間の通知手続を要する。

認可されたEU AIFMは、私募制度下において、EU域内のプロの投資家に対してEU AIFを販売することができなくなる。

## 10.2. E U域内で非E U A I Fを販売するE U A I F M

2015年より、E U域内で非E U A I Fを販売するE U A I F Mは、E U域内のプロの投資家に当該A I Fを販売する際には、パスポート制度による利益を享受することができる。かかるA I F Mは、A I F M法を完全に遵守しなければならない。さらに、当該A I F Mの所在加盟国と当該A I Fの第三国との間の協力協定が必要となる。かかる第三国は、F A T Fのブラックリストに掲載されていないものであることを要する。

E U A I F Mは、2018年まで、私募制度に基づくE U域内での非E U A I Fの販売を行うことができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

A I F M法の全制度は、保管受託銀行に係る規定を除き、私募制度に基づき販売されるファンドに適用される。組織的なリスク監視を目的とした協力協定が、関連する加盟国と当該非E U A I Fの所管官庁の間に存在しなければならない。かかる第三国は、F A T Fのブラックリストに掲載されていないものとする。

## 10.3. E U域内でA I Fを販売する非E U A I F M

2015年より、非E U A I F Mは、パスポート制度に基づきE U域内でE U A I Fまたは非E U A I Fを販売する際には、当該A I F Mの担当加盟国からのA I F M法に基づく認可を受けることが必要となる。

A I F Mは、ルクセンブルグ国内でE U A I Fまたは非E U A I Fを販売するために、A I F M法を完全に遵守しなければならない。A I F M法の規定が当該非E U A I F Mまたは当該非E U A I Fが従う法律に抵触する場合、後者の法律が優先するものとする。ただし、かかる場合には、当該非E U A I F Mは、当該非E U A I F Mの国またはそれが運用するA I Fの国の規制の枠組みがルクセンブルグと同レベルの保護を提供していることを証明する必要がある。

非E U A I F Mはまた、担当加盟国における法定代理人を任命しなければならない。

2015年より、E U A I FをE U域内で販売せずに運用しようとする非E U A I F Mは、担当加盟国からの認可も取得しなければならない。かかるA I F Mは、A I F M法を完全に遵守しなければならない。

非E U A I F Mは、その担当加盟国から認可を受けるために、E U A I Fの所管官庁と非E U A I F MまたはF A T Fのブラックリストに掲載されていない非E U A I F Mの設立国の所管官庁との間に適切な協力協定が存在すること等、追加の条件を満たさなければならない。さらに、非E U A I F Mの国と担当加盟国との間で税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めも行われなければならない。実効的な監督は非E U A I F Mの国の法令により妨げられてはならない。

これらの場合において、かかるA I F Mは、2015年より、通知手続を遵守した場合にパスポートによる利益を享受する。

2015年より、非E U A I F Mがパスポート制度に基づき非E U A I Fを販売しようとする場合、当該非E U A I F Mの担当加盟国の所管官庁と当該非E U A I Fの所管官庁との間で協力協定が締結されなければならない。さらに、当該非E U A I Fの国は、F A T Fのブラックリストに掲載されていないことを要し、当該非E U A I Fの国、当該非E U A I F Mの担当加盟国および当該非E U A I Fが販売される加盟国との間で、税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めが存在しなければならない。

非E U A I F Mは、2018年まで、私募制度に基づきE U域内でA I Fを販売することができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

私募制度に基づきA I Fを販売する非E U A I F Mは、年次報告書、投資家への開示および規制当局への報告の要件を遵守しなければならない。さらに、かかるA I F Mは、支配株式の報告要件ならびにA I Fが販売される加盟国、当該A I Fの加盟国および当該A I F Mの第三国の間における協力協定の存在要件も遵守しなければならない。かかる第三国は、F A T Fのブラックリストに掲載されていないことを要する。

C S S Fは、A I F Mに関するQ & A (定期的に更新される。)を公表した。

## 新たな規制

### 1. マネー・マーケット・ファンド規制 ( M M F R )

2017年5月16日、欧州理事会はマネー・マーケット・ファンド(以下「MMF」という。)に関する規制の最終案を採択した。MMF Rは2017年7月20日に効力を発生し、2018年7月21日より適用されている。

「MMF」の名称の使用を希望する、またはMMF方針/目的を追求する既存のU C I T SまたはA I Fは、遅くとも2019年1月21日までにMMF Rの遵守を示すすべての書類および証拠と共に、具体的な申請書を所管官庁に提出しなければならない。

MMF Rの目的は、マネー・マーケット・ファンド(MMF)について、その経済に関する資金調達の役割を確保し、域内市場の信頼性および安定性を維持しながら、将来起こりうる金融危機に対してより安全かつ回復の速いものになるよう、これに関する規制枠組みの設置を目指すものである。

MMFとは、短期金融商品に投資するU C I T SまたはA I Fと定義される。MMF Rは、現行の規則を補完することを目的としている。つまり、新たな規制の範囲に該当するマネジャーおよびファンドは、MMFに固有の要件およびU C I T S指令またはA I F M指令の双方を遵守しなければならない。

現在、MMFは、変動純資産価格(VNAV)MMFおよび一定純資産価格(CNAV)MMFという2つの種類に分類される。本規制により、低ボラティリティ純資産価格(LVNAV)MMFと称される新たなMMFカテゴリーが導入され、かかるカテゴリーは、既存のCNAV MMFに取って代わる予定である。

MMF Rは、MMFの構造の安定性を確保し、十分に分散されている資産のうち信用力が最も高いものに投資されることを保証するため、MMFについて、特に資産構成および資産の評価に関して、共通の規則を定めている。

また、本規制は、MMFの流動性を高めるための共通の基準を設定するが、これは、市況が緊張下にある際に急な買戻請求にも対応できるようにするためである。また、本規制は、投資信託運用者が投資家の行動を十分理解していることを確保するための共通の規則も定めていて、これによって、将来の買戻請求に備えている。本規制は、投資家や監督者に対し、十分かつ透明性のある情報を提供している。

### 2. 証券金融取引規制 ( S F T R )

2016年1月12日に発効した証券金融取引規制(以下「SFT R」という。)は、シャドー・バンキング活動の透明性を高めるための国際的な取組みを受けてのE Uの対応である。

本規制により導入された措置には、金融市場参加者および非金融市場参加者に対する証券金融取引に関する新たな報告義務が含まれる。なお、証券金融取引とは、証券貸付取引、レポ取引、現先取引、ストック・ローン、証券の購入に関連する信用取引およびトータル・リターン・スワッ



プを含むものと定義される。報告すべき詳細には、担保の構成、担保が再利用の目的で利用できるかまたは再利用されたか、一日の終了時点での担保の差替えおよび適用されるヘアカットが含まれる。

A I F MおよびU C I T Sは、トータル・リターン・スワップおよび証券金融取引に関する具体的なデータを2017年1月13日以降に公表されるA I FおよびU C I T Sの年次報告書に記載することを義務付けられる。投資家に対する契約前の開示は、2017年7月13日より適用される。

### 3. ベンチマーク規制 ( B M R )

B M Rは、2016年4月28日に開催された欧州議会の本会議において採択され、2018年1月1日より適用される。

B M Rは、金融商品およびファイナンス契約のベンチマークとして参照される、または投資信託のパフォーマンス測定のために使用される指標を規定している。本規制は、金融ベンチマークとして使用されている指標への信用を取り戻し、ベンチマークの規定、策定および使用を調和させることを目的としている。

本規制の主な対象はベンチマーク提供事業者ではあるものの、U C I T SファンドおよびA I F Mにとっても以下の範囲でベンチマークを使用する場合には無関係ではない。

- ( a ) サブ・ファンドのパフォーマンスを測定する場合
- ( b ) 指標または複数の指標の組合せのリターンを追跡する場合
- ( c ) ポートフォリオの資産配分を明確にする場合
- ( d ) 成果報酬を計算する場合

監督下にある事業者 ( U C I T Sファンド、U C I T S管理会社、A I F M等 ) によるベンチマークの使用は、以下の条件に従うものとする。

- ・提供事業者は、認可されたベンチマーク運営機関または当該規則に規定される同等要件 ( 特に登録および協力協定 ) を充足する非 E U 提供事業者でなくてはならない。
- ・ベンチマークが実質的に変更されたか既に提供されなくなった場合に従うべき手順を詳述する、( 関係当局の請求に応じてそれまたはその更新版が提出可能である ) 書面での確固たる手順書を導入しなくてはならない。

ベンチマーク使用における違反は、いずれも罰金を含む一連の行政処分の対象となる。

U C I T Sファンドの目論見書の投資対象が、ベンチマークを参照する譲渡性のある証券またはその他投資商品である場合、当該目論見書にはそのベンチマークが E S M A が実施する登録に含まれている運営機関により提供されたものかどうかの明確な記載がなされるものとする。2018年1月1日より前に承認されたU C I T Sファンドの目論見書は、遅くとも2019年1月1日までのそれぞれの最初の機会にこれらの要件を加えるよう更新しなくてはならない。

A I F 目論見書の開示またはA I Fの投資家が入手可能な情報については言及されていない。

発効および経過規定 :

本規則は一般的に2018年1月1日より適用するものとする。ただし、

- ・発効日である2016年6月30日以前に既にベンチマークを提供した指標提供事業者は、2020年1月1日までに認可または運営機関としての登録の申請をしなくてはならない。
- ・未承認または未登録提供事業者は、2020年1月1日までであれば既存ベンチマークの提供を継続することができる。

ルクセンブルグにおける本規則を施行するベンチマーク法は、2018年4月23日に発効した。

ルクセンブルグのベンチマーク法は、C S S F、または一定の場合にはC A Aをベンチマーク規制の規定が適切に適用されることを確保するための所管官庁に指定する。

ベンチマーク法は、本規則の違反があった場合に広範囲に及ぶ行政処分およびその他の行政措置を課す権限をC S S FおよびC A Aそれぞれに与える。当該処分は、以下を含むことがある。

- ( ) 運営機関または利用者に対し、違反を構成する行為を停止し、当該違反を繰り返さないことを求める命令。
- ( ) 違反により取得した利益または回避した損失の返済。
- ( ) 公的警告。
- ( ) 運営機関の認可または登録の取消または停止。
- ( ) 運営機関または利用者である事業体において自然人に経営機能を行わせることを禁じる一時的な禁止。
- ( ) 違反により取得した利益または回避した損失の金額の3倍以上の行政上の過料(但し、当該金額を決定できる場合に限る。 )。
- ( ) 以下の行政上の過料。

法人については1,000,000ユーロまたは経営機関により承認された入手可能な直近の財務書類に基づくその法人の年間総売上高の10%のうちいずれか高い方を上限とし、自然人については500,000ユーロを上限とする。

#### 4 . 証券化規制

2017年12月28日、欧州議会および理事会の規則( E U ) 2017 / 2402 ( 以下「本規則」という。 ) が、欧州連合官報にて公表された。本規則は、 E Uにおける証券化に関して既に適用されている多くの規定( リスク保持、デューディリジェンスおよび開示に関するものを含む。 ) を( 一部変更しつつ ) 再規定する。本規則は、シンプルで透明性があり標準化された( 以下「 S T S 」という。 ) 証券化のための新たな枠組みも導入している。本規則は、 E Uの規制を受ける機関投資家( 保険会社および再保険会社、企業退職引当金のための機関、 E Uにおいて A I F を運用および/または販売するオルタナティブ投資ファンド運用者、 U C I T S 管理会社、組織内で運用される U C I T S、金融機関および投資会社を含む。 )、オリジネーター、スポンサーおよびオリジナル・レンダーならびに証券化のための特別目的会社( 以下「 S S P E 」という。 ) に適用される。

#### 5 . ブレグジットに関する法律

連合王国の E Uからの離脱が予想されるため、ルクセンブルグの立法府は、ルクセンブルグの金融セクターに関連する2つの法律を新たに採択した。

第一の法律は、合意なきブレグジット( いわゆる「ハード・ブレグジット」 ) の場合にのみ発効する。

ハード・ブレグジットの場合において金融の安定を維持し、消費者保護を確保するため、この法律に従い、とりわけC S S Fに特別な権限が付与される。

C S S Fは、場合に応じて、ハード・ブレグジット後も、最長で21か月の間、連合王国企業がルクセンブルグでサービスの提供を継続し、または支店についてはルクセンブルグで営業を継続することを認める旨決定することができる。この権限は、ハード・ブレグジット前に締結された契約または従前の既存契約に密接に関係するハード・ブレグジット後に締結された契約に限定される。C S S Fに付与されるこれらの救済の権限は、連合王国の金融機関、連合王国の投資会社、連合王国の決済サービス業者、連合王国の電子マネー事業者ならびに連合王国の U C I T S 管理会社および連合王国の A I F Mに關係する。

第二の法律は、プレグジットのシナリオ(すなわち、ハード・プレグジットの場合に限らない。)を定めたものである。

この法律に従い、

- ・ 連合王国の管理会社を有する連合王国で設立されたUCITSは、管理会社がプレグジット前に連合王国当局の認可を受けた場合は、ルクセンブルグの個人投資家への販売を最長で12か月間継続することができる。
- ・ 連合王国外の管理会社を有する連合王国で設立されたUCITSは、連合王国外の管理会社がプレグジット前にAIFMとしての認可を受けている場合に限り、ルクセンブルグの個人投資家への販売を最長で12か月間継続することができる。これは、連合王国のUCITSファンドがプレグジット後にAIFとなるためである。

更に、この法律は、プレグジットの結果として生じるUCITS、パート ファンドまたはSIFにおける投資規則の潜在的な違反に対処するために、受動的違反の概念を導入する。これらのファンドは、離脱の日より前に獲得した持分に関する受動的違反を是正するまでに、最長で12か月の猶予期間を有する。不適格な投資対象の売却は、金融市場の安定性および投資家の利益に適切に配慮して行わなければならない。UCITSおよびパート ファンドについては、このほかに、12か月の最長期間にかかわらず、資産の売却は可能な限り最善の時間的枠組において行われなければならない旨規定されている。

### 第3 その他

#### 交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

お申込手数料	発行価格の1.62%(税抜き1.50%)を上限とします。
--------	------------------------------

(中略)

報酬	<p>運用報酬：純資産価額の年率1.25%</p> <p>運用会社は、上記報酬から投資顧問会社の報酬、日本における販売会社および代行協会の報酬を含む一定の費用を支払います。</p> <p>保管報酬：純資産価額の年率0.0024%から0.45%の年間保管報酬および一取引につき5.5米ドルから124米ドルの取引報酬</p> <p>有価証券貸付手数料：有価証券貸付代行会社であるブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッドは、その業務活動に関連して、報酬を受領します。かかる報酬は、当該業務活動から得る純収入の37.5%を超えないものとし、ブラックロックの投資証券から生じるすべての運営コストを含みます。</p> <p>管理事務代行報酬：ブラックロック・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」といいます。)は、運用会社に対して管理事務代行報酬を支払います。管理事務代行報酬水準は、運用会社との間の合意に従い、取締役会の裁量により変更することができます。</p> <p>保管報酬、有価証券貸付手数料および管理事務代行報酬については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができません。</p>
----	--

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

お申込手数料	<p>発行価格の1.62%<sup>(注)</sup>(税抜き1.50%)を上限とします。</p> <p>(注)手数料率は、手数料率(税抜き)に係る本書提出日現在の消費税(地方消費税を含みます。以下同じです。)に相当する料率(8%)を加算した料率を表記しています。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。</p>
--------	---

(中略)

報酬	<p>運用報酬：純資産価額の年率1.25%</p> <p>運用会社は、上記報酬から投資顧問会社の報酬、日本における販売会社および代行協会の報酬を含む一定の費用を支払います。</p> <p>保管報酬：純資産価額の年率0.0024%から0.45%の年間保管報酬および一取引につき5.5米ドルから124米ドルの取引報酬</p> <p>有価証券貸付手数料：有価証券貸付代行会社であるブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッドは、その業務活動に関連して、報酬を受領します。かかる報酬は、当該業務活動から得る純収入の37.5%を超えないものとし、ブラックロックの投資証券から生じるすべての運営コストを含みます。</p> <p>管理事務代行報酬：純資産価額の年率0.15%</p> <p>管理事務代行報酬水準は、運用会社との間の合意に従い、<u>ブラックロック・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」といいます。)</u>の取締役会の裁量により変更することができます。</p> <p>保管報酬、有価証券貸付手数料および管理事務代行報酬については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができません。</p>
----	--

(後略)

別紙1

定義

&lt;訂正前&gt;

(前略)

「運用会社」 2010年法に従って設立されたルクセンブルグの株式会社で運用会社として行為することが認可された、ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーをいう。

「純資産価格」 英文目論見書に従い計算されるサブ・ファンドまたはクラス投資証券の純資産価格をいう。ファンドの純資産価格は、英文目論見書に従い調整される。

(中略)

「リザーブ・ファンド」 ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドをいう。

「人民元」 中国の通貨をいう。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

「運用会社」	2010年法に従って設立されたルクセンブルグの株式会社で運用会社として行為することが認可された、ブラックロック(ルクセンブルグ) エス・エーをいう。
「MMF規則」 または「MMFR」	<u>マネー・マーケット・ファンド(MMF)に関する2017年6月11日付欧州議会および理事会の規則(EU)2017/1131ならびに同規則に基づき公布される委任規則</u>
「純資産価格」	英文目論見書に従い計算されるサブ・ファンドまたはクラス投資証券の純資産価格をいう。ファンドの純資産価格は、英文目論見書に従い調整される。
「リザーブ・ファンド」	(中略) ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドをいう。 <u>ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドは、MMF規則に基づく「短期変動純資産価格MMF」(短期MMF)である。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドの投資目的は、この分類を遵守したものとなる予定である。</u>
「人民元」	中国の通貨をいう。 (後略)